

官報

號外 昭和六年二月二十二日

第五十九回 衆議院議事速記録第十七號

昭和六年二月二十一日(土曜日)

午後二時二十二分開議

議事日程 第十六號

昭和六年二月二十一日

午後一時開議

第一 治安警察法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第三 寄生蟲病豫防法案(政府提出)

第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第五 明治四十年法律第十一號中改正法律案(頬腺防ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)

第一讀會

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第一讀會

第七 刑事補償法案(政府提出)

第一讀會

第八 繙護士法中改正法律案(北浦圭太郎君外三名提出)

第一讀會

第九 中央卸賣市場法中改正法律案(藤田若水君外四名提出)

第一讀會

第十 違警罪即決例中改正法律案(松定吉君外三名提出)

第一讀會

第十一 行政執行法中改正法律案(松定吉君外三名提出)

第一讀會

第十二 家祿賞典祿給與未済ニ關スル法律案(末松偕一郎君外四名提出)

第一讀會

第一 論文

第二 論文

第三 論文

第四 論文

第五 論文

第六 論文

第七 論文

第八 論文

第九 論文

第十 論文

第十一 論文

第十二 論文

第一十三 鑛業法中改正法律案(大里廣次郎君外三十七名提出)	第一讀會
第十四 鑛業法中改正法律案(坂井大輔君外二名提出)	第一讀會
第十五 鑛業法中改正法律案(丹下茂十郎君外一名提出)	第一讀會
第十六 度量衡法中改正法律案(一松定吉君提出)	第一讀會
第十七 計量士法案(一松定吉君提出)	第一讀會
第十八 未成年者飲酒禁止法中改正法律案(長尾半平君外二十四名提出)	第一讀會
第十九 恩給法中改正法律案(山下谷次君外一名提出)	第一讀會
第二十 刑事訴訟法中改正法律案(一松定吉君外四名提出)	第一讀會
第二十一 利息制限法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)	第一讀會
第二十二 利息制限法中改正法律案(原夫次郎君外三名提出)	第一讀會
第二十三 民事訴訟法中改正法律案(二松定吉君外三名提出)	第一讀會
第二十四 航空法中改正法律案(永田良吉君提出)	第一讀會
第二十五 河川法中改正法律案(山本義正君外五名提出)	第一讀會
第二十六 借地借家調停法中改正法律案(小久江美代吉君提出)	第一讀會
第二十七 借家法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出)	第一讀會

第二十八 六大都市ニ關スル法律案

(森田茂君外十八名提出)

第一讀會

第二十九 産業組合中央金庫法中改正法律案(山谷義治君外十四名提出)

第一讀會

第三十 癢兵優遇ニ關スル法律案(一松定吉君外一名提出)

第一讀會

第三十一 司法代書人法中改正法律案(斯波貞吉君外二名提出)

第一讀會

第三十二 農會法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)

第一讀會

第三十三 耕地整理法中改正法律案(牛場清次郎君外三名提出)

第一讀會

第三十四 酒造税法中改正法律案(古島義英君外一名提出)

第一讀會

第三十五 道路維持修繕費損傷者負擔法案(栗原彥三郎君提出)

第一讀會

第三十六 穀類搗精製粉取締法案(大竹貫一君外四名提出)

第一讀會

第三十七 諸般ノ報告ヲ致サセマス

第一讀會

第三十八 恩給法中改正法律案(山下谷次君外一名提出)

第一讀會

第三十九 刑事訴訟法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第四十 利息制限法中改正法律案(二松定吉君外四名提出)

第一讀會

第四十一 民事訴訟法中改正法律案(二松定吉君外三名提出)

第一讀會

第四十二 航空法中改正法律案(永田良吉君提出)

第一讀會

第四十三 河川法中改正法律案(山本義正君外五名提出)

第一讀會

第四十四 借地借家調停法中改正法律案(小久江美代吉君提出)

第一讀會

第四十五 借家法中改正法律案(小久江美代吉君外二名提出)

第一讀會

第四十六 民事訴訟法中改正法律案(提出者)

第一讀會

第四十七 北海道拓殖銀行法中改正法律案(提出者)

第一讀會

第四十八 法律案(提出者)

第一讀會

第四十九 地方自治制施行ニ關スル建議案(提出者)

第一讀會

第五十 濱川低水工事改良ニ關スル建議案(提出者)

第一讀會

第五十一 大日本帝國國旗法案(提出者)

第一讀會

第五十二 石原善三郎君

北海道拓殖銀行法中改正法律案(提出者)

第一讀會

濱川低水工事改良ニ關スル建議案(提出者)

第一讀會

第五十三 豊田祐四郎君

第一讀會

第五十四 武内作平君

第一讀會

第五十五 森田茂君

第一讀會

第五十六 滋田永吉君

第一讀會

第五十七 佐竹庄七君

第一讀會

第五十八 斯波貞吉君

第一讀會

第五十九 坂東季太郎君

第一讀會

第六十 佐藤正君

第一讀會

第六十一 田川大吉郎君

第一讀會

第六十二 横部荒熊君

第一讀會

第六十三 清瀬一郎君

第一讀會

第六十四 塚田清吉君

第一讀會

第六十五 田中祐四郎君

第一讀會

第六十六 田中祐四郎君

第一讀會

第六十七 田中祐四郎君

第一讀會

第六十八 田中祐四郎君

第一讀會

第六十九 田中祐四郎君

第一讀會

第七十 田中祐四郎君

第一讀會

第七十一 田中祐四郎君

第一讀會

第七十二 田中祐四郎君

第一讀會

第七十三 田中祐四郎君

第一讀會

第七十四 田中祐四郎君

第一讀會

第七十五 田中祐四郎君

第一讀會

第七十六 田中祐四郎君

第一讀會

第七十七 田中祐四郎君

第一讀會

第七十八 田中祐四郎君

第一讀會

第七十九 田中祐四郎君

第一讀會

第八十 田中祐四郎君

第一讀會

第八十一 田中祐四郎君

第一讀會

第八十二 田中祐四郎君

第一讀會

第八十三 田中祐四郎君

第一讀會

第八十四 田中祐四郎君

第一讀會

第八十五 田中祐四郎君

第一讀會

第八十六 田中祐四郎君

第一讀會

第八十七 田中祐四郎君

第一讀會

第八十八 田中祐四郎君

第一讀會

第八十九 田中祐四郎君

第一讀會

第九十 田中祐四郎君

第一讀會

第九十一 田中祐四郎君

第一讀會

第九十二 田中祐四郎君

第一讀會

第九十三 田中祐四郎君

第一讀會

第九十四 田中祐四郎君

第一讀會

大日本帝國國旗法案

石原善三郎君

北海道拓殖銀行法中改正法律案

森田茂君

勝田永吉君

土井權大君

濱川低水工事改良ニ關スル建議案

濱川低水工事改良ニ關スル建議案

提出者

市制中改正法律案(政府提出)外三件委員

辭任藤井 達也君 補闕申谷 貞頼君

石原善三郎君 中亥歲男君

津雲 國利君 門田 新松君

難波 清人君
一去十九日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ
米穀法中改正法律案(政府提出)外一件委員
辭任土屋清三郎君 補闕篠田 有徳君
辭任武知 勇記君 補闕田中 養達君
辭任高橋元四郎君 補闕小村 俊一君
地租法案(政府提出)外六件委員
辭任土井 権大君 補闕加藤鑑五郎君
公制制度廢止ニ關スル法律案(三宅磐君
外十名提出)委員
抵當證券法案(政府提出)外九件委員
委員長 荒川 五郎君
理事 小峰 満男君 篠原 陸朗君
勝田 永吉君 大崎 清作君
板谷 順助君
取引所稅法中改正法律案(政府提出)委員
委員長 山邊 常重君
理事 森 達三君 難波 清人君
一昨二十日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ
刑事補償法案(政府提出)委員
理事 栗原彦三郎君(理事服部英明君
今二十日委員辭任ニ付其ノ補
刑事補償法案(政府提出)委員
辭任飯村 五郎君 補闕丹下茂十郎君
辭任服部 英明君 補闕栗原彦三郎君
辭任丹下茂十郎君 補闕米田規矩馬君
地租法案(政府提出)外六件委員
辭任前田 米藏君 補闕内田 信也君

間ハ、十八日ノ五時二十分カラ、五時五十

分ノ間デアルト云フコトハ、後ホド私ガ讀

上ゲマスル新聞記事ニ依リマシテモ、是ハ

シマシタ場所ハ衆議院ノ構内デアル、通用

門ノ門内デ負傷シタト云フ事實モ、亦之ヲ

否定スルコトガ出來ナイノデアリマス、即

ハ出來ナイノデアリマス、更ニ又其負傷致

シマシタ場所ハ衆議院ノ構内ニ於テ負傷セシメ

チ龜井君ハ衆議院ノ構内ニ於テ負傷セシメ

ラレタト云フコトガ明瞭ニナリマスナラ

バ、之ニ對スル議長ハ自己ノ責任ト致シテ、

此問題ヲ明瞭ニシナケレバナラヌノデアリ

マス、所ガ東京日新聞ノ記事ニ依リマス

ルト、斯ウ云フコトガ高野警務課長ノ談ト

シテ出テ居ルノデアリマス「萬一二モ警官

ノ中ニ不都合ナ者ガアリハシナカト嚴重調

査シタガ、現在ノトコロ暴行警官ハ一人モ

判然シナイ、院内警戒ニ派遣サレタ警衛課

員ハ議長ノ權限下ニアリ、目下ノトコロ調

査依頼モ受ケテヰナイカラ、コレ以上進

デノ調査ハ困難デアル」更ニ又同ジ問題ニ

付テ都新聞ハ斯様ニ報ジテ居ルノデアリマ

ス「前代議士龜井貫一郎氏ガ衆議院通用門

ニ於テ警官ノタメ殴打傷害ヲ受ケタ事件

ハ、果然各方面ニ論議ノ渦ヲ捲キ起スニ至

タガ、コレニツイテ直接ノ責任者タル警視

廳首脳部ノ態度ヲ見ルニ、丸山警視總監ノ

言フ所ハ、當時現場附近ノ警備ニ當テキク

警官ニツイテハ、洩レナク取調べヲ行ッタ

ガ、コレ等ノ警官ノウチニハ龜井氏ヲ殴打

シタ者ガ一人モ無ク、更ニ又龜井氏殴打ノ

出来ナイノデアリマスルガ故ニ、私ハ淺原

吾々ハ虚心坦懐平靜ナ氣持ヲ以テ、議事ヲ

進行スルコトガ出來ナイノデアリマス、此

問題ヲ明瞭ニ解決スルニアラザレバ、吾々

リトシテ、記者會員一同ハ二十日午後五時
リトシテ、記者會員一同ハ二十日午後五時
廳内總監室ニテ丸山警視總監ト會見シ、當
時龜井氏ガ通用門内ニ入シテ際、警備ノ警官
ハ同氏ガ登院章ヲ示シテモ之ヲ肯ゼズ、遂
ニ小競合トナシテ多數ノ警官ハ同氏ヲ突ク、
毆ルノ暴狀ヲ演ジ、龜井氏ガ外套ノ襟ヲ立
テ、地面ニ伏スヤ、更ニソノ上カラモ足蹴
ニシタ警官サヘアシタ實狀ヲ具サニ述ベテ、
當局ノ取調べ方ノ杜撰ト、ソノ誠意ナキ態
度ヲ難詰シタ「斯ウ云フ事實ガ載シ居ルノ
デアリマス、流石ニ新聞記者ニ難詰サレマ
シタノデ、當局モソレデハ尙ホ一調査シ
ヨウト云フコトヲ言ハザルヲ得ナイ状態ニ
ナシテ居ルノデアリマス、此點ニ付テ吾々
ノ考へマス點ハ、被害者ノ方カラ加害者ノ
氏名ヲ指摘スルノデナケレバ、是レ以上進
メルコトガ出來ナイト云フコトヲ言ハセ
ルノデアリマスルケレドモ、言フマデモナ
ク」
〔末松岱一郎君「地方制度ノ委員會ヲ開
キマス」〕
吾々ハ訊聞ノ權利ヲ持テ居ナイ、調査ノ機
構ヲ持テ居ナイ、デアリマスルカラ、斯ウ
云フコトハ吾々が出來ルコトデハナクシテ、
斯ウ云フ事件が起シタ場合ニハ、訊問權ヲ
持テ居ル警察當局ガ爲スベキデアッテ、是
レ以上ハ被害者ノ方カラ氏名ヲ指摘ナケ
レバ、吾々ハ調査ガ出來ナイト云フヤウナ
コトハ、其職責ヲ知ラナイ所ノ放言デアル
ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、ソコデ
レアリマス
第一ニ議長ニ質問致シマス點ハ、龜井君
ニナシテ居ナイ點ニ付テ議長ニ質問シ、議長
ノ負傷、即チ吾々ノ同志龜井貫一郎君ガ負
傷シクト云フ事實ハ、是ハ否定スルコトガ
出來ナイノデアリマス、更ニ其負傷シタ時
者會員デ、當時コノ事件ヲ目撃シタ記者連
ハ此ノ當局ノ態度ハ事實ヲ蔽フモ甚シク、
ハ調査ノ依頼モ受ケテ居ナイノダカラ、調
ベルコトガ出來ナイ」斯ウ言ヒ居ルノデア
リマスガ、議長ハ淺原君ノ質問ニ對シテモ
ト、斯ウ云フコトヲ昨日ノ議場ニ對シテ
約束ヲ致シテ居ルノデアリマス、此約束ヲ

「之ニ付テ警視廳ニ關係シテ居ル日比谷記
トは只今ノ演説ヲ聽キマシタコトニモ致シマセウ」
ト言ハザルヲ得ナイノデアリマス、此約束ヲ

果シ、又自己ノ責任ヲ果ス爲ニ、其後調査ヲ依頼ナシタカラバ、事實ハ嚴然トシテアルノデアルカラ、是ノ加害者ガ現レナイ譯ハナイト思フガ、其加害者ガ現レテ居ルカドウカ、將來更ニ此問題ニ付テ、徹底的ニ調査ヲ進メテ加害者ヲ調べル——加害者ヲ出スト云フコトニ付テ、議長ハドウ云フ考へ方ヲ持テ居ラレルカ、此點ヲ一つ御尋致シタインデアリマス

ソレカラ第二ハ、議長ノ一昨日ノ答辯ニ依リマスト「其際警察官ノ執リタル所ノ行為ハ、固ヨリ警備ノ職務ニ當ル者ノ當然爲スベキ任務ヲ果シタモノト思フノデアリマス」即チ此答辯ニ依リマスト、當時吾々無產黨ノ議員五名、更ニ大會ノ決議ニ依テ選ばレマシタ二十名ノ實行委員ガ、政府當局ニ面會スベク通用門カラ入ラウトシタ時分ニ、政府當局ノ聲明ニ依リマシテモ、僅ニ百名シカナノ者ヲ、其入門ヲ拒絶スル爲ニ、門ヲ鎖スト云フヤウナ暴舉ガ行ハレタト云フコト、此事ハ極メテ重大デアリマス、國民カラ進言シタイト云フコトハ、ソレハ國民ノ權利デアリマス、ソレガ一警官ノ爲ニ、下僚警察官ノ爲ニ門ヲ鎖サレルコトニ依テ、其權利ガ阻止サレルト云フコトハ、是ハ今日憲法治下ニ於ケル我國ニ於キマシテハ、人民ノ權利ト云フ立場カラ考ヘマスナラバ、極メテ重大ナ問題デアリマス、又淺原君ガ言ヒマシタヤウニ其事ノ爲ニ、ソレガ直接ノ原因トナリマシテ吾々ガ豫算案ノ採決ニ對シテ、吾々ハ投票權ヲ行使スルコトガ出來ナカッタト云フ點カラ見マスナラバ、是亦議員ノ權限ヲ阻害スル上ニ於キマシテ、極メテ重大デアラウト思フノデアリマス、斯ウ云フコトヲ議長ハ、勿論命令ハシナカッタト云フコトハ明瞭ニナッテ居ルノデアリマスガ、下級警察官ガ適當ナル處置ナリト考へテ一應實行シ、後ニ事後承諾

ヲ求メルト云フ程ニ、輕々シク取扱フテ妥當ナル問題デアルカドウカ、吾々ハ疑ハザルノデアルカラ、是ノ加害者ガ現レナイ譯ハナイト思フガ、其加害者ガ現レテ居ルカドウカ、將來更ニ此問題ニ付テ、徹底的ニ調査ヲ進メテ加害者ヲ調べル——加害者ヲ出スト云フコトニ付テ、議長ハドウ云フ考へ方ヲ持テ居ラレルカ、此點ヲ一つ御尋致シタインデアリマス

ソレカラ第二ハ、議長ノ一昨日ノ答辯ニ依リマスト「其際警察官ノ執リタル所ノ行為ハ、固ヨリ警備ノ職務ニ當ル者ノ當然爲スベキ任務ヲ果シタモノト思フノデアリマス」即チ此答辯ニ依リマスト、當時吾々無產黨ノ議員五名、更ニ大會ノ決議ニ依テ選ばレマシタ二十名ノ實行委員ガ、政府當局ニ面會スベク通用門カラ入ラウトシタ時分ニ、政府當局ノ聲明ニ依リマシテモ、僅ニ百名シカナノ者ヲ、其入門ヲ拒絶スル爲ニ、門ヲ鎖スT云フヤウナ暴舉ガ行ハレタト云フコト、此事ハ極メテ重大デアリマス、國民カラ進言シタイト云フコトハ、ソレハ國民ノ權利デアリマス、ソレガ一警官ノ爲ニ、下僚警察官ノ爲ニ門ヲ鎖サレルコトニ依テ、其權利ガ阻止サレルト云フコトハ、是ハ今日憲法治下ニ於ケル我國ニ於キマシテハ、人民ノ權利ト云フ立場カラ考ヘマスナラバ、極メテ重大ナ問題デアリマス、又淺原君ガ言ヒマシタヤウニ其事ノ爲ニ、ソレガ直接ノ原因トナリマシテ吾々ガ豫算案ノ採決ニ對シテ、吾々ハ投票權ヲ行使スルコトガ出來ナカッタト云フ點カラ見マスナラバ、是亦議員ノ權限ヲ阻害スル上ニ於キマシテ、極メテ重大デアラウト思フノデアリマス、斯ウ云フコトガ行ハレ得ルノデアリマス、デアリマスカラ斯ウ云フ事ガ前例ニ避スルト云フコトガ行ハレ得ルノデアリマス、デアリマスカラ斯ウ云フ事ガ前例ニアルト私ハ考ヘルノデアリマスガ、議長ハスウ云フコトガ前例ニナッテモ宜イ、斯ウ御考ヘニナリマスカ、此點モ御尋シタインデアリマス

第八十六條ニ於キマシテ「各議院ニ於テ要務ト議長ガ聲明致シマシタノハ、如何ナル法規ノ根據ニ據ルモノデアルカ、議院法ノヤラナケレバナラスト云フコトニナッテ居ルノニ、獨斷的ニ下級官吏ガア、云フ暴行ヲヤッタ、ソレヲ議長ガ事後ニ於テ承認シテ、ソレデ是ハ當然ノ任務デアルト云フヤウナコトヲ言ヒマスコトハ、ドウ云フ法規ノ根據ニ據ルノデアルカト云フコトヲ一つ尋ねタインデアリマスモウ一つハ、議長ガ此問題ニ對シテ遺憾ノ意ヲ表シ、之ヲ是認スルト云フコトヲシナイデ、寧ロ之ヲ否定スルト云フコトヲヤッテ置キマセヌラバ、是ハ今後議會ノ前例ニナルノデアリマス、議長ハ之ヲ唯當然ノ任務デアッタト是認ヲ致シマス結果ハ、議會ノ今後ニ於テ前例ニナルノデアリマス、サナイデ、寧ロ之ヲ否定スルト云フコトヲヤッタ時ニハ、時ノ政府與黨ニ推サレタル所ノウ致シマスト、若シ民政黨ガ在野黨ニナカル幹部バカリデアッタノデアリマス、サカト申シマスト、吾々無產黨議員ガ五名、ソレニ實行委員ノ二十名ハ、各無產政黨ノ皆代表のナ幹部バカリデアッタノデアリマス、例へバ我方社會民衆黨ノ赤松君、龜井君デアルトカ、或ハ日本大衆黨ノ麻生君、或ハ労農黨ノ田部井君ト云フヤウニ、皆黨ノ責任アル幹部バカリデアッタノデアリマス、斯ウ云フ黨ノ責任アル幹部バカリガヤッテ來タモノヲ、ソレニ少數ノ黨員ガ附イテ來タカラト云ツテ、之ヲ暴民抜ラスルト云フコトハ、議員ノ登院ニ何カ文句ヲ付ケテ阻止スルト、サウシタ事ガ後ニ問題ニナリマスト、ソニアルト私ハ考ヘルノデアリマスガ、議長ハ行ハ、實行委員二十名ト吾々五名ト合セマシテ二十數名ノ者ガ、其暴行ニ遭ラタ直後ニシテ、貴族院ハ控室ニ於テ幣原首相代理ト會見致シテ居ルノデアリマス、其會見ノ状況カラ見マシテモ、極メテ眞面目ニ、極メトガ分ルノデアリマス

更ニ又其警官カラ暴行ヲ受ケマシタ吾々一郎氏其日ノ態度ニ付テ、衆議院副議長小鶴井君ノ眞劍、小山副議長語ル「ト云フ記事ノ中ニモ、吾々眞面目サガ現レテ居ルノデアリマス」警官暴行事件ノ犠牲者龜井貢重ンズルカト云フ點ニ於テハ、報知新聞ノナルト私ハ考ヘルノデアリマスガ、議長ハスウ云フコトガ前例ニナッテモ宜イ、斯ウ御考ヘニナリマスカ、此點モ御尋シタインデアルト云フ前提ノ下ニ、小山副議長ド「デアル」ト云フ、斯ウ云フ點カラ見マシテモ、吾々ハ其當時ノ状況ハ、決シテ議長及ビ内務大臣ガ言ツテ居リマスヤウニ、暴民抜ニスベキモノデハナイ、幾分所謂殺氣立ダタト云フヤウナ形勢ガアッタ致シマシテモ、ソレハ徒ニ代表者ノ議院ヘ來ルコトヲ阻止スル爲ニ、内務大臣モ言ツテ居リマスヤウニ、途中屢々騎馬巡查ノ馬蹄ニ掛ケテ、实行委員ノ議會ヘ來ルコトヲ阻止シヨウトセルコトノ爲ニ、吾々ハ自分ニ謀セラレタ

○議長（藤澤幾之輔君）　栗原君、御注意ヲ致シマス
○淺原健三君（續）　入レルト同時ニ、勝手ニ通川門ヲ閉鎖シタ上、龜井氏ヲ踏ム、蹴ル、毆ル、其上ニ「コンクリート」ノ上ニ叩キツケ、頭髪ヲ驚撃ミニシテ引摺リ廻シ、果ハ實行委員ノ集團ニ騎馬ヲ乗リ入レル暴狀ニ、見兼ネタ既成政黨ノ各代議士ヤ院外團ハ、「齊三警官横暴ヲ叫ビツヅケ……」長クナリマスカラ是デ切りマス、萬朝報同ジク初號二段抜キ「警官隊ニ遮ラレ到ル處ニ小競合、遂ニ龜井前代議士負傷ノ活劇ヲ演ズ」
○議長（藤澤幾之輔君）　淺原君、大概ドウデス
○淺原健三君（續）　見出シダケニシマス、國民新聞初號四段抜キ「醜議會解散要求ノ民衆ニ警官隊未曾有ノ暴行、議會通用門ヲ閉ヂテ議員ノ登院阻止、淺原代議士、龜井經タ此ノ言論會ノ開設問題ニモ拘ラズ、警察官ガ多數デ衆議院ノ門扉ヲ閉シ、議員ノ登院ヲ阻止シ、剩サヘ暴行ヲ加ヘタトイフ、議會構内ニハ珍シイ警察官暴行事件ガ又復惹起シタ、午後五時十五分デアル、無產者大會ノ決議文ヲ携ヘテ、無產黨ノ五代議士ヲ先頭ニ、實行委員十八名ガ三十餘名ノ黨員ニ護ラレナガラ、衆議院通用門ニ差カ、フタトコロ、俄然警官隊ノ猛襲ヲ受ケタ、所々ニ屯シテ待構ヘテヰタ百五十餘名ノ制服警官ハ、コノ小集團ヲ目観ケテ總檢束ヲ行フベク猛然ト襲ヒカヽリ、皆ガガッソリ腕ヲ組ンデ離レナイ所カラ、ヤレトバカリ警官ハ一人ニ對シテ六七名宛シテ飛ビ付キ、全黨員ヲ泥灘デ蹴ルヤラ、生意氣ナ身昂ダト怒鳴シテ歐リソケルヤラ、見ルニ忍ビザル暴力ヲ揮フタ末、一團ノ中心ヲナシティタ實行委員ノ一人タル社民黨ノ前代議士龜井貫一郎氏ヲ、二十餘名ノ警官ガ通用門内ニ突飛バンテ……

〔警官隊ト衝突シ龜井貢一郎氏負傷、無産黨議員ノ入場ヲ食止メ議院門前テ流血騒ギ〕
都新聞——モウ一ツダ「無産者大會」群衆ニ警官隊ト衝突、議院門前テ又モ流血騒ギ
〔初號三段抜キ〕龜井前代議士負傷警官隊ニ蹴ル、殴ラル、議院ノ門内テ打倒シテ暴行、程經テ漸ク代議士、委員入門ス」東京ノ殆ド全新報紙ガ、斯ノ如ク斷定的ニ院内デ警官ガ暴行シ、負傷セシメタコトヲ報道シテ居ル、而モ其時アノ現場ニ在レテ目撃セラレタ二十數名ノ新聞記者諸君ノ顔ト名前ヲ私ハハッキリ知テ居ル、而モソレ等新聞記者諸君ハ、何時デモ司法ノ府ニ於テ告訴沙汰等起リタルトキハ、院内ニ於ケル警官暴行事實ノ事實ヲ立證スルニ差支ナシトサヘ明言セラレテ居ルノデアル、斯ノ如キ天下明白ナシ實ヲ、議長ハヤハリ取調べタガ、事實無シト言ハレルカ、若シ議長ガ警官暴行事實無シト言ハレルナラバ、日本ノ新聞紙ハ全部嘘ヲ書イテ報道シタノデアル、是程生々シイ事件ヲ嘘ヲ書イテ新聞紙方報道スルナラバ、此狹イ議會ノ中デアンナ新聞記者俱樂部ヲ建テ、アンナ澤山ノ新聞記者諸君ヲ報道ノ任ニ當ラシムル必要ハ斷ジテナイ旨告デアル、新聞記者諸君ノ報道ガ事實ニアルトスルナラバ、是ハ即チ議長ノ今ノ答辯ガ、多數ヲ恃ンデ天下ニ白々シサフ暴露スルノ答辯ト結論スル以外ニ、ドウシテモ想像スルコトハ出來ナイ、此問題ハ無産黨ノ問題デハナイ、政友會諸君ナゾハ、ドウ御考へニナツテ居ルカ知レナイイケレドモ、無産黨議員ノミノ問題デハナイ、衆議院議員ノ身體保持ノ問題デアリ、衆議院ノ權威保持ノ問題デアル、民政黨ノ諸君ハ今無責任デアル、故ニ私ハ議長ニ對シテ、斯ノ如ク明瞭ソンナコトヲ言テ居ルガ、是モ今日ハ人ノ身、明日ハ自分ノ身ニ降リ掛ルコトデアル、故ニ私ハ議長ニ對シテ、斯ノ如ク明瞭

不認セラレルコトニナリマスルガ、議長ハ之ヲ御否認ニナルカドウカ、若シ是ガ權威アル言論機關ノ報道ト見ラレルナラバ、此報道ニ依テ想像スルモ、議長ノ先刻答辯セラレタルガ如キ、空々漠々タル結論ハ得ナモノト思フ、其點ヲ議長ハ明カニセラレバナラナイト思フノデアリマス、私ハ議長ガ若シ此問題ヲ不問ニ付シテ警官暴行ノ事實ヲ否定シ、其責任者ヲ御出シニナラナイナラバ、恐ク議長ハ日本ノ政治ヲシテ暴力ヲ是認セシムルコトニナル、日本ノ民衆ニ武装セヨト宣言サレルト同ジコトデアルト思フ、故ニ議長ノ明確ナル御答辯ヲ御願ヒスルノデアルガ、議事進行ハ再質問ガ出来ナイノデアルガ故ニ、議長ハ再質問ノ出來ナイコトヲ好機トシテ、先刻ノ答辯ノヤウナ、木デ鼻ヲ括ッタヤウナ無責任ノ御答辯ナク、誠實ナル御答辯ヲ要求スル所トイデアリマス

トヲ認メラレ、又先般提案致シマシタル地方制度改正案ニ於キマシテモ、女子ハ市町村民公民トシテノ權利竝ニ義務ヲ享有シ得ル旨ヲ規定シテ居ルノデアリマス、斯ノ如ク最早今日ニ於キマシテハ、女子ノ政治結社加入ノ禁止ヲ撤廢致シマシテモ、何等弊害ヲ醸成スルコトナシト認メマスルカラ、將來其途ヲ開カントスルノガ本案ノ目的ニアリマス、而シテ是ハ政社加入ノ自由ヲ認ムルニ付キマシテハ、努メテ急激ナル變化ヲ避ケマシテ、能ク社會ノ實情ニ迎合セシメナケレバナリマセヌ、此趣旨ニ於キマシテ今回ノ改正ニ於キマシテハ年齢二十五年以上ノ女子ニ對シ、政社加入ノ自由ヲ認メントスルモノデアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ切ニ希望致マス（拍手）

亦政治結社ニハ這入レナイコトニナッテ居ルノデアリマスガ、時勢ノ進運ニ鑑ミルノデアリマスナラバ、此際此制限ヲ解クコトガ必要デアラウト思フノデアリマス、從來是等宗教家ハ選舉權ノミアッテ、被選舉權ハナカッタノデアリマスルガ、選舉法ノ改正ト共ニ、是等宗教家モ亦被選舉權ヲ得ルヤウニナッタノデアリマスカラ、既ニ選舉權被選舉權アル以上ハ、當然政治結社ニ加入セシムルト云フコトガ、必要デアラウト思フノデアリマス、現ニ此制限ガアルガ爲ニ非常ナル不便ガ澤山アル、是ハ此際議員ノ名ヲ指シテハ宜シクナイヤウデアリマスガ、現ニ此席ノ無所屬ニ居ラレル後藤亮一君ノ如キ、内實ハ民政黨ノ人デアルケレドモ、此制限ガアル爲ニ、表面ハ無所屬トシテ第一控室ニ居ナケレバナラヌト云フ不便ガアリマス、現ニ政府與黨ノ中ニモ——現在政府與黨ノ中ニモ、此處ニアルノデアリマスカラ、此點ヲ能ク考ヘレバ、當然此際諸宗教師ノ制限ヲ抜クト云フコトハ、最モ必要デハナカラウカ、是ガ第二問デアリマス。

最後ニ婦女子ニ政治結社加入ヲ許スナラバ、何故二十五歳ト決マタモノデアルカ、此質問ニ對シテ、婦人公民權ヲ二十五歳以上トシタカラ、之ニ做タノテアルト云フ御答ガアルカモ知レマセヌガ、併ナガラ今日時勢ニ鑑ミテ、選舉法改正案ノ方デハ、男子ハ二十歳以上ト云フコトニ選舉權ガ擴張サレテ居リマス、又今日婦女子ハ十七歳ニナレバ一人前ニ女子ニナシテ、結婚スルコトモ出来ル、二十歳以上ニナレバ女醫ニモナレバ産婆ニモナレル、又學校ノ教員ニモナレルノデアリマスカラ、ドウセ擴張スルナラバ、此際ニ二十歳以上、或ハ年齢ニ制限ヲ置カナイト云フコトガ必要デハナカラウカ、政府提出ノ理由ニ於テハ、時勢ノ進運ニ鑑ミトアルカラシテ、左様ナラバ茲ニ年齡制限ヲ置クト云フコトハ、間違テ居ル。

○政府委員(齋藤隆夫君) 安藤君ノ御質問ニ對シマシテ簡単ニ御答ヲ致シマス、學校ノ教師竝ニ神官僧侶諸宗教師、是等ノ者ニ對シテ政社加入ノ自由ヲ認メントスルコトハ、是マデ屢々此議場ニ於テモ問題トナリマシテ、衆議院ニモ屢々之ニ關スル議案が提出サレテ居ルノデアリマス、又今期議會ニ於キマシテモ、議員諸君カラ提出ヲセラレテ居ルノデゴザイマシテ、政府ニ於キマシテモ、現政府バカリデハゴザイマセヌ、歷代ノ政府ニ於キマシテモ、此點ニ對シテハ諸般ノ方面カラ相當ノ攻究ヲサレテ居ルノデアリマス、一方カラ見マスト、是等ノ者ニ對シテ選舉權及ビ被選舉權ヲ與ヘテ居リナガラ、他ノ一方ニ於テ政社ニ加入スルコトヲ許サヌト云フコトハ、如何ニモ事理ニ矛盾ガアルヤウニモ認メラレルモノデアリマス、是等ノ者ヲバ解放ラント、無條件デ政社ニ加入スルト云フコトヲ認メマヌト、又ソレニ伴ヒマス所ノ種々ノ弊害ノアルコトヲ想像スルコトガ出來ル。

○安藤正純君 簡單デスカラ、チヨット此處ニ付キマシテ、婦人ノ年齢ノ問題ニ付コトヲ許サヌト云フコトハ、如何ニモ事理ト、婦女子ニ對シテ、婦人公民權ヲ二十五歳以上トシタカラ、之ニ做タノテアルト云フ御答ガアルカモ知レマセヌガ、只今私ガ三ツ質問ヲ提出シマシク、學校教師ノ問題ト、婦女子ノ年齢ノ問題ハ、不満足ナガラ御答ハアシタガ、第一ノ宗教家ノ問題ニ付テハ御答ガナカッタヤウデアリマス、ソレヲチヨット御答ヲ願ヒタイ

○政府委員(齋藤隆夫君) 此席カラシテ御承知ヲ願テ置キマス。

○安藤正純君 簡單デスカラ、チヨット此處ニ付キマシテ、婦人ノ年齢ノ問題ニ付コトヲ許サヌト云フコトハ、如何ニモ事理ト、婦女子ニ對シテ、婦人公民權ヲ二十五歳以上トシタカラ、之ニ做タノテアルト云フ御答ガアルカモ知レマセヌガ、只今私ガ三ツ質問ヲ提出シマシク、學校教師ノ問題ト、婦女子ノ年齢ノ問題ハ、不満足ナガラ御答ハアシタガ、第一ノ宗教家ノ問題ニ付テハ御答ガナカッタヤウデアリマス、ソレヲチヨット御答ヲ願ヒタイ

○議長(齋藤幾之輔君) 清瀬一郎君——一寸御待チ下サイ、急ク用事ガアリマス、此際一寸御諸リ致シマス、小作法案委員會、取引所稅法中改正法律案委員會、各委員長ヨリ本日本會議中、委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

○議長(齋藤幾之輔君) 清瀬一郎君——一寸御待チ下サイ、急ク用事ガアリマス、此際一寸御諸リ致シマス、小作法案委員會、取引所稅法中改正法律案委員會、各委員長ヨリ本日本會議中、委員會ヲ開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可スルニ御異議アリマセヌカ

○議長(齋藤幾之輔君) 御異議ナシト認メス、仍テ許可スルニ決シマシタ——清瀬一郎君

○清瀬一郎君登壇

○議長(齋藤幾之輔君) 御異議ナシト認メス、仍テ許可スルニ決シマシタ——清瀬一郎君

○清瀬一郎君登壇

○清瀬一郎君 只今議案ト相成テ居リマスモノハ、廣キ意味ニ於テ我ガ國民ノ結合權確保ノ問題デアルノデアリマス、之ニ率聯致シマシテ至急政府ヨリ言明ヲ戴キタ一件ガアリマス、ソレハ外モアリマセヌ、本月ノ十八日ニ、政府ハヤハリ此治安警察法ノ第八條ニ依リマシテ、臺灣民衆黨ノ結社ヲ禁止致シマシタノデアリマス、其詳細ナ事實ハ私共今分リマセヌ、ソレ故ニ第一ト致シマシテ、此禁止ノ理由如何、ドウ云フ譯デ禁止サレタモノカ、又此臺灣唯ノ理窟デアリマス、併ナガラ御承知ノ通りテ、此質問ヲ起シマシテ、簡明ナル御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス

ナカツタカ、何トカ之ニ善處スル方法ハシカ
カツタカ、是等ノ事ヲ拓務大臣ヨリ此議場ニ
御言明ヲ戴キタイノデアリマス

ナコトデアル、吾々内地ニ居リマス者モ、
時々斯様ナ政黨ノ決議、宣言等ヲ見テ、餘
程啓發サレルコトガ多カタノデアリマス、

ク民族的ノ反感ヲ唆リマシテ、内地人ト臺灣人ノ融和ヲ妨ゲ、民族自決主義ヲ抱懷スルモノデアルト云フコトデ、臺灣總督ハ同

テ、延テ本島統治ノ根本方針ニ背反スル結果ト認メラレマシタカラ、已ムヲ得ズ治安警察法ノ第八條第二項ニ依テ臺灣民衆黨ヲ

此臺灣民衆黨ト申スモノハ、今申ス通り
アノ土地ニ於ケル唯一ノ政黨デアリマシ
テ、約四年程前ニ創立サレタモノデアリマ
ス、創立ト致シマシテハ四年前デアリマス
ルガ、是等ノ人々ノ系統ハ、以前ヨリシテ
種々ナル名前デ政治運動ヲ致シテ居タルノ
デアリマス、今其十八日ニ議決サレント致
シマシタ綱領ノ案、政策ノ案ヲ調べテ見マ
スルノニ、案自體ニ於テハ治安警察法ノ所
謂安寧秩序ヲ安ス底ノモノハナイヤウニ思
フノデアリマス、尤モ私ガ此綱領ニ贊成ス
ルト云フ意味デハアリマセヌ、贊否如何ニ
拘ラズ、此案自體ニ於テハ我國ニ於テ認メ
ナケレバナラヌ性質ノモノデハナイカト、
私ハ斯様ニ考ヘルノデアリマス、綱領ハ三
箇條ヨリ成ツテ居リマシテ、其一つハ勞働者、農
者、農民、無產市民及ビ一切ノ被壓迫民衆
ノ政治的自由ヲ争得ス、第二ハ勞働者、農
民、無產市民及ビ一切ノ被壓迫民衆ノ組織
的利益ヲ擁護ス、第三ハヤハリ勞働者、農
民、無產市民及ビ一切ノ被壓迫民衆ノ御覽
トハ、是ハ事實ナノデアリマス、アノ土地
ニ於テハ評議會ト申スモノハアリマスケレ
ドモ、無論民選デハナイ、官選ノ評議會ナ
ノデアル、種々ナル壓迫法令ガ内地ニモ増
シテ爾ノ如ク降ツテ居リマスカラ、アノ土地
ノ人トシテハ、總督ノ專制政治ニ反對スル
コトハ無理カラ又コトナノデアル、併ナガ
ラ是等ノ人々ノ申スコトニ冷静ニ耳ヲ傾ケ
ルド云フコトモ、政治家トシテハ是ハ必要

アノ土地ニ於テハ現ニ臺灣人經營ノ新聞ハ
許サレテ居ラヌ、民選ノ議院ハナイ唯一ノ
政黨ハ解散サセシマフ、サウ云フコトデ
一體ドウシテ政治ヲ爲サルノカ、是ハ不思
議ナコトナゾアル、無論政黨ト申スモノ
ハ、多數ノ者ガ入^テ居リマスカラ、中ニ二
三急激矯激ナル者ガアルナラバ、之ニ對シ
テ善處スル途ハアラウト思ヒマス、前轍遠
カラズ、ツイ先般モ彼ノ霧社事件ヲ惹起シ
テ居ル、私ハ國ノ爲ニ大變心配スペキコト
デアラウト思ヒマス、アナタ方ハ太田ト云
フ人ヲ臺灣總督ニシテ居ラレル、サウンシテ
新聞ヲ一切禁止シ、政黨ヲ禁止シ、民選ノ
議院ヲ置カズ、地方自治制ヲ布カズ、コン
ナコトヲシテ植民地統治ノ出來ルモノデハ一般
アルマイト私ハ思ヒマス、ダガ是等ハ一般
幹部十六名ノ者ハ例ノ豚箱ヘアチ込マレテ、
ノ政治論デアリマスカラ、他ノ機會ヲ得テ
所見ヲ御伺致シタイト存ジマスルガ、取敢
ヘズ一昨々日、十八日此政黨ヲ禁止セラレ
アリマスガ、此經緯ハ如何デアリマセウカ、
ソレヲ詳細ニ拜聽致シテ置キタイト存ズル
ノデアリマス

〔國務大臣松田源治君登壇〕

○國務大臣(松田源治君) 清瀬君ノ御質問
ハ二ツアリマシタ、一つハ臺灣ノ民衆黨ヲ
禁止シタル理由如何、ソレカラ禁止シナクテ
テモ之ニ善處スル方法ハナカッタノデアル
カ、斯ウ云フ二ツノ御質問デアッタト思ヒ
マス、是ハ一緒ニ答ヘタ方ガ便利ト思ヒマ
スカラ、總括シテ御答致シマス

臺灣民衆黨ノ前身ニ臺灣民黨ト云フモノ
ガアリマシテ、是ハ昭和二年五月二十九
日ニ結黨式ヲ舉ゲタノデアリス、其臺灣民
黨ノ綱領中ニ、臺灣人全體ノ政治的經濟的
社會的解放ト云フ標語ヲ用ヒマシテ、著シ

止シタノデアリマス、其後ニ穩健分子ガ臺灣民衆黨ト云フモノヲ抑ヘマシテ、サウシテ民族自決團體ナイト云フコトヲ明カニ宣言シマシタ、ソレカラ綱領政策ヲ緩和シマシテ、臺灣民衆黨ト云フモノヲ造ツテ、昭和二年七月十日ニ結黨ヲ舉ゲタノデアリマス、然ルニ穩健分子ハ臺灣民衆黨ヲ導クノニ、臺灣在住民ノ政治的地位ノ向上、經濟的基礎ヲ安固ニシテ社會的地位ヲ改善シテ、全島民ノ福利ヲ圖ラントスルト云フ、極ク穩健ナ行動ヲ爲シテ居タルノデアリマス、然ルニ幾何モナクシテ黨ノ指導權ト云フモノガ急進分子ノ握ル所トナリマシテ、依然トシテ義ニ禁止サレタ所ノ臺灣民黨ノ主義ヲ踏襲致シマシテ、其運動ガ日ト共ニ急激トナリマシテ、反母國的民族自決主義ニ傾キマシタカラ、穩健主義ノ林獻堂、蔡培火ト云フ人ハ相踵イデ脱退シマシテ、サウシテ昭和五年八月十八日ニ新ニ結社ヲ造ツタノデアリマス、今唯一ツト申サレマシタガ、モウ一つ政治結社ノ臺灣地方自治聯盟ト云フモノヲ、穩健分子ガ組織シタノデアリマス、而シテ臺灣總督トシテ善處スルレドモ、ソレニ應ジマセズシテ、更ニ二月十八日黨ノ大會ヲ開キマシテ、ソレカラ綱領政策ヲ變更致シマシタ、其變更シタル所ノ綱領政策ト、黨ノ從來ノ行動ト綜合シテ考へテ見マシテ、黨ノ本質トハ何デアルカト申シマスレバ、其一貫セル所ノ指掌精神ハ、總督政治ニ對スル絕對ノ反對ト民族自決ニアルト云フコトガ明カニナリマシタ、斯ルコトハ内地、臺灣ノ融和ヲ阻礙シマシ

○清瀬一郎君登壇
〔清瀬一郎君登壇〕
○清瀬一郎君 討論ハ致シマセヌ、ガ只今ノ御答ノ中、去ル十八日改正セラレントシタル綱領ガ、民族自決ノ主義ト總督政治ノ反対、是デアッタカラ禁止シテト仰シヤッタノデアリマスガ、總督政治ノ反対ハアッタノデアリマス、明カニ政策ノ中ニ總督專制政治ノ反対、是ハ併シ私ハ臺灣ノ人トシテハ言ハナケレバナラヌ、總督專制政治ヲ謳歌スレバ政黨ハ要ラナイ、唯民族自決ノ主義ガ何處ニアルカ、此處ニ私ハ綱領ヲ持テ居リマス、初カラ終リマデヲ捜査致シマシテモ、民族自決ノ主義ハナイ、全體臺灣ハ、元カラ臺灣ヲ獨立シヨウト云フ考ハ、前清朝時代カラ決シテアルモノハナイ、アノ小サイ島デ以テ、今日世界ニ國ヲ立テルト云フコトハ出來サウナコトハナイ、尤モ臺灣ニ於テ獨立ノ議會ヲ設ケ、人情風俗ニ相當シタル立法ヲ作リタイ、斯様ナ考ハ無論アルコトデアリマス、是ハ民族自決デアリマセヌ、民族自治デアリマス、此點ハ私ハ政府ニ於テ非常ニ誤解ガアラウト思ヒマス、總督ノ專制政治ニ向クテハ、時々其土地ノ政黨方或ハ決議、或ハ宣言ニ依クテ反對氣勢ヲ募ゲルト云フコトハ當然ノコトデアッテ、又或ル意味ニ於テハ有意義ナコトデアル、私ハ何ヲ以テ、如何ナル事實デ以テ、彼等ガ民族自決主義——本國カラノ分離主義ヲ高調シツ、アルモノデアルカト云フコトヲ歸納結論セラレタカ、其事實ノ御言明ヲ願ヒタイト存ジマス

トオイデニナリマスルカ、如何デアリマス
ト云フ者ハ僧侶其他諸宗教師ト云フ者ト
ハ、多少其性質ヲ異ニシテ居ルモノデアル
ト、斯様ニ解釋シテ居リマス、併シ全般ニ
對シテ私ハ贊成デアリマスガ、之ヲ一括メ
ニシテ何時モ御話デアリマス、併シ神官ト
云フ者ハ名ノ如ク官吏デアリマス、是ハ國
家ノ月給ヲ取ツテ居ル所ノ官吏デアル、サウ
云フ者バカリヂヤアリマセヌケレドモ、官
吏乃至ハ之ニ準ズル者ガ多イノデアル、教
師ハ勿論ノコトデアル、此僧侶其他諸宗教
師ト神官及ビ教師トハ、大ニ其性質ヲ異ニシ
テ居ルモノデアルト私ハ解釋シテ居リマス
ルガ、之ニ對スル政府ノ御解釋ハ如何デアリ
マスルカ、ソレカラ只今モ弊害ガアルト云
フヤウナコトヲ極ク抽象的ニ仰セラレタ、
併シ現在此教師ト云フコトハ——或ハ其定
義ノ如何ニ依ルカモ存ジマセヌケレドモ、
實際ニ於テ現在ノ議員ノ申ニモ、政友會ニ
モ、民政黨ニモ、教師ト云フ人デ入黨シテ
居ル人ガアルト私ハ考ヘテ居ル、是ハ所謂
衆議院便覽ヲ見マスト確ニアルケレドモ、
ソレ等ハ私ハ何等弊害ガアルト云フコトヲ
認メテ居リマセヌ、先程申上ガマシタヤウ
ニ、現在僧侶ニシテ議員タル者ハ、貴衆兩
院、府縣會、市町村ヲ通ジテ百餘名モアッ
テ、事實ハドチラカニ入ッテ居ルノダケレド
モ、今日何等ノ弊モ認メラレテ居リマセヌ、
殊ニ若シ其寺ノ門徒或ヘ氏子ト云フヤウナ
コトニ付テノ御懸念ニ至リマシテハ、ソレ
ハ各、宗派ノ宗制ニ於テ規定スレバ、十分デ
アリマス、原則トシテハ之ヲ許シテ、不都
合ナ事ガアレバ各宗派ノ宗制ニ於テ規定ス
レバ十分取締ルコトガ出來マシテ、何等只
今政府委員ノ言ハレタヤウナ御心配ハナイ
コト、私ハ信ブル者デアリマス、是ハ私ノ
意見デアリマスガ、僧侶ト神官、教員トハ
其性質ヲ大ニ異ニシテ居ルカドウカ、此點
ニ關シテ政府委員ノ御答ヲ願ヒマス

○政府委員(齋藤隆夫君) 神官僧侶及學校ノ教師、是等ノモノハ各、性質ヲ異ニシテ居ルト思フガドウカ、御説ノ通リデアリマス、ニシテ居リマシテモ、是等ノ者ヲ政社ニ加入ヲ許スト云フコトガ、今日ノ國家社會ノ實情ニ即シテ適當デナイト云フコトハ、アルノデアリマス、併ナガラ假令性質ハ異ニシテ居ルカト云ウテ、一方ニ許シテ一方ニ許シテハナラヌト云フ結論ハ出テ來ナインデアリマス、ソコヲ一ツ御承知ヲ願シテ置キマスソレカラシテ議員ノ中ニ教師モアレバ僧侶モアル、御説ノ通りデアリマス、併ナガラ議員ニ僧侶アリ、又學校ノ教師アリト云フ此事實ヲ以テ、僧侶及ビ、學校ノ教師ハ政社ニ加入スルコトヲ許サネバナラヌト云フ論結モ、亦出テ來ルモノデハナイト思ヒマス、要スルニ一利一害ハ免レマセヌガ、今日國家社會ノ實情ヲバ大所高所ヨリ觀察致シマシテ、政府ハ今日遠ニ許スト云フコトニハ賛成ガ出來兼不ル、斯ウ云フコトデアリマスカラ、此上ハ意見ノ相違デアリマスカラ、左様ニ御承知ヲ願ヒマス

○議長(齋藤澤幾之輔君) 質疑ハ終リマシタ日程第二、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題致シマス

○議長(齋藤澤幾之輔君) 作田君ノ勧議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(齋藤澤幾之輔君) 「異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(齋藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ勧議ノ如ク決シマシタ

第一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

第三 寄生蟲病豫防法案(政府提出) 第一 読會
ヲ開キマス、齋藤政務次官
日程第三、寄生蟲病豫防法案ノ第一 読會
寄生蟲病豫防法案
寄生蟲病豫防法
第一條 本條ニ於テ寄生蟲病ト稱スルハ
蛔蟲病、十二指腸蟲病、住血吸蟲病、
肝臟「デスマ」病及主務大臣ノ指定ス
・ル寄生蟲病ヲ謂フ
第二條 地方長官ハ寄生蟲病ノ豫防上必
要ト認ムルトキハ健康診斷ヲ行ヒ又ハ
糞便検査ヲ爲スコトヲ得
前項ノ健康診斷又ハ糞便検査ノ費用ハ
北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス
第三條 地方長官ハ糞便其ノ他寄生蟲病
傳播ノ媒介ト爲ルベキ物件ノ處置ニ付
寄生蟲病ノ豫防上必要ナル命令ヲ發シ
又ハ處分ヲ爲スコトヲ得
第四條 市町村(町村制ヲ施行セザル地
ニ在リテハ之ニ準ズベキモノトス以下
之ニ同ジ)ハ地方長官ノ指示ニ從ヒ寄
生蟲病ノ豫防及治療ニ關スル施設ヲ爲
スペシ
第五條 北海道地方費又ハ府縣ハ命令ノ
定ムル所ニ依リ寄生蟲病ノ豫防及治療
ノ費用ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其
ノ費用ノ補助ヲ爲スベシ
第六條 北海道地方費又ハ府縣ハ第三條
ノ規定ニ依ル地方長官ノ命令又ハ處分
ニ依リ糞便其ノ他ノ物件ノ處置ヲ爲ス
者ニ對シ共ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ補
助スルコトヲ得
第七條 國庫ハ前二條ノ補助ノ爲シノ他
寄生蟲病ノ豫防及治療ノ爲費用ノ支出
ヲ爲ス北海道地方費又ハ府縣ニ對シ其
ノ支出額ノ六分ノ一ヲ補助ス
第八條 第三條ノ規定ニ依ル地方長官ノ
命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五十圓
以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

○政府委員(齋藤隆夫君) 寄生蟲病豫防法
案、右提案ノ理由ヲ大要説明致シマス
農村住民ノ間ニ廣ク蔓延シ、國民保健上
ノ一大障害デアリマスル人體寄生蟲ノ豫防
撲滅ニ關シマシテハ、從來中央及ビ地方ニ
於キマンテ各種ノ施設ヲ致シテ居リマスル
ガ、我國ノ如ク糞便ヲ其儘肥料ニ使用シ、
裸手跣足ニテ農耕ニ從事シ、或ハ蔬菜及び
魚介類ノ生食ヲ好ム風習アル所ニ於キマシ
テハ、寄生蟲ノ撲滅ハ困難ナモノデアルト
謂ハナケレバナラナイノデアリマス、殊ニ
現在ニ於キマシテハ、本病豫防ニ關スル法
律ガアリマセヌ爲ニ、本病豫防上遺憾ノ點
ガ多々アルノデアリマス、ソレ故ニ寄生蟲
病豫防法ヲ制定致シマシテ、本病蔓延ノ根
幹ヲ絶チ、以テ寄生蟲病豫防ノ徹底ヲ期ス
ルノ必要アリト認メマシテ、之ニ關スル法
案ヲ提出致シタ次第デアリマス

本案ノ要旨ヲ簡單ニ説明致シマスル、第
一ハ本法ノ對象タルベキ寄生蟲病ノ種類
ヲ蛔蟲病、十二指腸蟲病、住血吸蟲病、肝
臟(デストマ)病ノ四ツニ限タコトデアリマ
ス、是ハ寄生蟲病ノ中ニ於キマシテ豫防ノ
必要多大デゴザイマシテ、而モ豫防ノ可能
ナルモノヲ先づ列舉シテ、本法ニ依シテ豫防
セントスルノデアリマス、併シナガラ將來
或ハ此他ニモ豫防ノ必要ナル寄生蟲病ノ發
生ヲ見ル場合モアリマセウカラ、其際ハ主
務大臣ノ指定ニ依シテ本法ヲ適用シ得ルコ
トニ致シマシタ

第二ハ患者ノ所在ト其症狀等ヲ明カニス
ル爲ニ、地方長官ヲシテ健康診斷ヲ行ヒ、
トデアリマス、從來各地方ニ於キマシテ糞
便検査ヲ實行シテ居リマシタガ、之ヲ強制
シテ行フコトヲ得ナカツタノデ、不徹底ナル

ル目的ハ患者ノ救護、就中浮浪徘徊ノ徒タル患者ノ救護ニゴザイマシテ、一般癪患者ノ處置其他本法豫防上ニ必要トスル數多ノ事項ニ付キマシテハ、遺憾ノ點ガ少クナイ。ノデアリマス、昨秋畏クモ、皇太后陛下ヨリ癪ニ關シ洵ニ有難キ思召ノアリマシタコトハ、各位ノ御存ジノ通リデゴザイマスルガ、最近國立療養所ノ開設セラル、コトニナリ、又社會各方面ニモ癪救護豫防ヲ目的トスル團體ノ活動ヲ見ルト云フ有様デ、國民ノ上下ヲ通ジテ癪豫防ニ關スル輿論ガ喚起セラル、ニ至ツタ次第デアリマス、又之ヲ對外關係ヨリ見マシテモ、國家ノ體面上ヨリ、本病豫防ノ徹底ヲ期スベキ必要ガ愈、緊切デアルト存ジマスノデ、此機會ニ於キマシテ本法ヲ改正シ、癪豫防上遺憾ナキヲ期シタイ趣旨ヲ以テ、茲ニ癪豫防法中改正法律案ヲ提出致シタ次第デアリマス。

本案ニ依ル改正條項ハ十數項ニ分ツテ居要次ノ諸點ニアルノデアリマス、即チ

第一ハ、患者ノ療養所入所資格ヲ擴張シタコトデアリマスルガ、其主要ナル事項ハ大者ノ入所資格ハ、癪患者ニシテ療養ノ途ヲ有セズ且ツ救護ナキモノ、斯ウ限定セラレテ居ルノデアリマスルガ、是デハ其範圍ガ狭キニ過ギ、癪豫防上且ツ癪患者收容上不適當デアリマスカラ、之ヲ改メマシテ病毒傳播ノ虞アル患者、斯ウ致シマシテ、之ニ該當スル者ト認メラル、患者ニ對シマシテハ、其資力ノ有無、救護者ノ存否如何ヲ問ハズ、總テ入所セシムルコトガ出來ルヤウニ改メントスルモノデアリマス。

第二ハ、患者ノ入所費及び患者並其同伴者、同居者ニ對スル一時ノ救護費ハ之ヲ國家又ハ道府縣ノ負擔トスルコトニ改メタコトデアリマス、即チ從來是等ノ費用ハ本人又ハ其扶養義務者ノ負擔デゴザイマシタノデ、其結果ハ屢々患者ノ入所ヲ妨げ、或ハ思ハザル家庭上ノ悲劇ヲ惹起スル等、癪豫

防上却テ所期ノ目的ト背馳スルガ如キ事例ニ乏シクナインデアリマス、仍テ是ハ今後總テ國家又ハ道府縣ニ於テ之ヲ負擔スルコトニ致シタノデアリマス。

第三ハ、癪患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スルモノハ、行政官廳ニ於テ之ヲ禁止スルコトヲ認メ、其從業禁止ニ依リマシテ、又ハ療養所入所ニ依リマシテ生活スルコトガ出來ナイコトニナリマシニ結核豫防法ニハ其規定ガアリマスルノデ、癪ノ場合ニ於キマシテモ同様ノ必要ガアルト考ヘラルカラデアリマス、次ニ

第四ハ、醫師又ハ癪豫防事務ニ關係アル公務員ニ對シ、業務上取扱ニ係ル癪患者又ハ其死者ニ對スル氏名、血統關係又ハ癪タルコトヲ推定シ得ルガ如キ事項ノ漏泄ヲ禁ズルコトニ致シタノデアリマス、是ハ癪病ニ對スル今日ノ社會上ヲ考慮シテ最モ適當ナコト、思ハレマス、其他病毒ニ汚染シ、又ハ汚染ノ疑アル物件ニ對スル處置ニ關スル規定ノ追加、私立療養所、道府縣立療養所代表規定ノ廢止、私立療養所ノ設置管理ニ對スル監督規定ノ追加、癪ト診斷サレタル場合ニ於ケル檢診請求權者ノ改正等ヲ致シタノデアリマス。

以上簡單ナガラ要旨ヲ御説明致シマシタガ、何卒慎重御審議ノ上、御賛成アランコトヲ切望致シマス。

○議長(藤澤幾之輔君) 質疑ハアリマセヌ

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作田高太郎君 本案ハ政府提出、寄生蟲病豫防法案委員ニ併セ付託セラレントコト

員ノ選舉ヲ議題ニ供シマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御

希望ミマス

○議長(藤澤幾之輔君) 作田君ノ動議ニ御

懲役、禁錮又ハ拘留ノ執行ニ因ル補償ニ於テハ其ノ日數ニ對シテ一日五圓以內ノ補償金ヲ給與ス拘置ニ因ル補償ニ付亦同ジ	
死刑ノ執行ヲ受ケタル者ノ遺族ニ對スル補償ニ於テハ拘置ニ因ル補償ノ外裁ハ既ニ徵收シタル罰金又ハ科料ニ等シキ金額ヲ還付ス勞役場留置ノ執行ヲ爲シタルトキハ第二項ノ規定ニ準ジ補償交付	
金ヲ給與ス 没收ノ執行ニ因ル補償ニ於テハ破壊若ハ廢棄ニ係ラザル沒收物又ハ沒收シタル追徴金ニ等シキ金額ヲ還付ス	
第六條 補償ノ給與ヲ受ケントスル者ハ無罪ノ言渡ヲ爲シタル裁判所又ハ免訴ノ言渡ヲ爲シタル豫審判事ノ屬スル裁判所ニ對シ補償給與ノ申立ヲ爲スベシ	
前項ノ申立ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スペシ 請求申立書ニハ戸籍謄本ヲ添附スペシ	
補償ノ給與ヲ受クベキ者申立ヲ爲シタル後死亡シタルトキハ其ノ申立ハ順次ヨリ之ヲ爲シタルモノト看做ス	
第七條 補償ノ給與ヲ受クベキ者ハ先順位者ノ明示シタル意思ニ反シ補償給與ノ申立ヲ爲スコトヲ得ズ	
補償ノ給與ヲ受クベキ者申立ヲ取消シタルトキハ其ノ取消ヲ爲シタル者及後	
第八條 補償給與ノ申立ハ代理人ニ依リテモ之ヲ爲スコトヲ得	
第九條 補償給與ノ申立ハ無罪又ハ免訴ノ裁判確定ノ日ヨリ六十日内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス	
第十條 補償給與ノ申立アリタルトキハ定ヲ爲スベシ決定ノ謄本ハ檢事及申立人ニ送達スベシ 請求申立理由アリタルトキハ補償給與ノ決定ヲ爲スベシ申立理由ナキトキ又ハ期間經過後ニ係ルトキハ之ヲ棄却スベシ	
第十一條 補償給與ノ決定ニ對シテハ不不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ	
第十二條 補償給與ノ決定アリタル後之テハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ズ	
第十三條 補償ノ交付ヲ受ケントスル者ハ其ノ決定ヲ爲シタル裁判所ニ請求書ヲ差出スベシ請求書ニハ戸籍謄本ヲ添附スベシ	
第十四條 補償交付ノ請求權ハ之ヲ讓渡スルコトヲ得ズ	
第十五條 補償給與ノ申立ニ關スル事件繫屬中再審ノ請求又ハ刑事訴訟法第三百七條ノ規定ニ依ル公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ裁判確定ニ至ル迄決定ノ手續ヲ停止スベシ	
第十六條 補償給與ノ決定アリタル後再審ノ請求又ハ刑事訴訟法第三百七十七條ノ規定ニ依ル公訴ノ提起アリタルトキハ其ノ裁判確定ニ至ル迄補償交付ノ手續ヲ停止スベシ	
第十七條 前條第二項ノ場合ニ於テ既判決アリタルトキハ補償給與ノ決定アリタルトキハ其ノ效力ヲ失フ	
第十八條 本法ノ決定及之ニ對スル即時抗告ニ付テハ刑事訴訟法第五百五十三條乃至第五百五十五條ノ規定ヲ準用ス	
トキ亦同ジ	
第十九條 裁判所補償ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル裁判所ニ請求書ニハ戸籍謄本ヲ添附スベシ 無罪又ハ免訴ノ裁判ノ主文及要旨並ニ補償ヲ爲シタル旨ヲ官報ニ掲載スベシ	
二十一条 本法ハ軍法會議ニ於テ無罪ノ言渡アリタル場合ニ之ヲ準用ス但シ補償給與ノ申立ヲ棄却スル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得ズ	
二十二条 軍法會議ニ於テ補償ノ返還ヲ命ズル決定ノ執行ニ付テハ陸軍軍法會議法第五十九條第一項ノ規定ヲ準用ス	
二十三条 軍法會議ニ於テ補償ニ關スル決定ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ニ付テハ陸軍軍法會議法第五十九條第一項又ハ海軍軍法會議法第五十九條第一項ノ規定ヲ準用ス	
二十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム 〔横山金太郎君登壇〕	
○横山金太郎君 諸君、私ハ刑事補償法案ノ委員會ノ經過茲ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ本月五日ヨリ昨二十日マデノ間ニ二回ニ瓦リマシテ開會致シタルノデアリマス、其間ニ於キマスル委員各位ノ御精勵振リハ誠ニ特筆ニ值スルノデアリマス、感謝措ク能ハザル所ノモノガアルノデアリマス、殊ニ委員各位ト國務大臣並ニ政府委員トノ間ニ於キマスル質問應答ハ、微に入リ細ヲ極メテ餘蘊ナク、委曲ヲ盡サレタノデアリマス	
五十五条 私ハ先づ委員會ノ結果ヨリ申上ゲマス、委員會ノ結果ハ修正可決アリマス、委員一松定吉君ノ提議ニ係リマスル修正案ヲ多數ヲ以テ可決致シタルノアリマス、委員牧野良三君ノ提議ニ係リマスル修正案ガ少數	

留保セラレマシテ、其少數意見ハ
レマシタル修正案ヲセラレマシテ、其多數意見ハ
ヲセラレマシタル修正案ハ少數意見案ト致
シマシテ、何レセ印刷ヲセラレマシテ、諸
君ノ御手許ニ文書トシテ配付セラレテアル
筈デアリマス、之ニ就テ御高覽ヲ乞フコト
ニ致シマシテ、私ハ各修正案ノ事項ニ付テ
詳細ニ瓦テ申述アルコト遠慮致シマス、
然レドモ可決セラレマシタル修正案ノ成立致
シマスマデノ、其過程ニ於ケル所ノ質問懸
答ノ概要ハ、是ハ私ノ申スマデモナク、久
シイ間國家賠償法案トシテ江湖ニ喧傳セラ
レ、且ツ多年ノ懸案トシテ新シイ試ミデア
ルノデアリマス、條文ハ僅ニ二十箇條内外
ノ小法律案デゴザイマスケレドモ、内容ハ
可ナリ國民ノ生活ノ安定ニ關シテ重大性ヲ
持テ居ルモノト思ヒマスカラ、茲ニ十五分
間バカリノ時間ヲ営借致シマシテ、其經過
ノ大要ヲ申述ブルコトハ、蓋シ徒爾デナイ
ト思フノデアリマス、本案ニ付テ質問ノ中
心トナリマシタモノハ、刑事補償法ト云フ
法案ノ名稱ト、本案立法ノ基礎理由トデ
アタノデアリマス、而シテ質問ハ專ラ此
點ニ向シテ集中ヲサレタノデアリマス、質
問ノ要旨ハ、本案ガ國家賠償ノ本義ニ立脚
ヲ致シテ、第一條ノ場合ニ於ケル所ノ精神的ノ慰藉
カニスルモノデアルカラ、名稱ヲ國家賠償
法トスルノガ適當デハナインデアルカ、又單
ニ第一條ノ場合ニ於ケル所ノ精神的ノ慰藉
ヲ爲スニ過ギナイモノデアルト云フノデアレ
バ、名稱ヲ慰藉法トスルノガ適當デハナイン
カ、又特ニ本案立法ノ基礎的理由ト申シマ
スカ、委員ノ御言葉ヲ藉リテ申シマスレ
バ、基礎的思想、基本的觀念ハ一體ドノ點
ニ現レテ居ルノデアルカ、由來國家ガ其機
關ヲシテ公務ヲ執ランムルニ當ツテ、其行爲
ニ失態ノアタ結果、無罪免訴者ヲ出シ、サ
ウシテ是等ノ各本人ニ對シ慰藉料ヲ拂フト
云フコトハ、言換ヘテ見タナラバ損害ノ賠

賠償ヲ爲スモノデハナイカ、國家ガ其機關ニ依テ行ハレタル行爲ニ付テ責任ヲ執ルト云フ思想ニ基カネバ、此慰藉料ヲ支拂フト所ノ各條文ノ用語茲ニ本法案ノ名稱ノ用語ハ、總テ茲ニ出デナケネバナラヌノデハナルカラ、本案ノ根本的思想ハ、ドウシテモイカト云フコトニアクノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、損害賠償ハ民法規ノ支配スル所デアッテ、其原則ハ民法ノ不法行爲ノ條文ニ俟タナケレバナラヌモノデアルガ、之ニ本案ノ補償ハ民法ノ不法行爲ニ原因スル財産上ノ損害賠償ト云フモノハ、一切認メテ居ラヌノデアル、唯無辜ノ良民ニシテ起訴又ハ刑ノ執行ヲ受ケ、不測ノ不名譽ト著シキ苦痛ヲ被リタル者ニシテ、第一條ノ場合ニ相當ヲスルモノニ對シ、國家ハ之ニ同情ヲ寄セ、之ニ對スル慰藉ノ途ヲ講ズルノニ外ナラヌモノデアル、現ニ不法行爲ノ條文ノ中、民法第七百十條及ビ第七百十一條ニモ、財產上ノ損害以外ニ精神的慰藉ノ途ガ開イテ居テ、其慰藉料ト云フノハ損害賠償ト言ヒ得ルノデアルケレドモ、其賠償ノ原因ハ常ニ故意過失ヲ基調トスルコト、ナラニ居ル、本案ノ補償トハ形式ハ甚々似テ居ルケレドモ、其内容ニ至テハ異ナッテ居シテ、兩者ノ間自ラ差別アルモノト言ハナケレバナラヌ、即チ本案ノ第一條ノ場合ニ補償ヲ爲スノハ、判檢事ノ故意ニアラザルコトハ勿論、過失ヲ原因トシテ居ルノデハナイノデアル、例ヘバ免訴ニナック、直チニ檢事ニ過失ガアグタト即断ラスルコトハ出來ヌ、從來斯ノ如キ場合ニ於テ、判檢事ニ對シテ過失ガアグタシテ制裁ヲ加ヘタル例ハ一トシテナインデアル、畢竟無過失損害賠償ト云フヤウナ思想ガ頭ヲ擡ゲテ來テ居ル今日デアルカラ、國家ハ感情的、

ヲ表スルノガ適當デアルト考ヘタカラシテ、即チ是方此法案ノ骨子ノ精神トナッテ居ルノデアル、敢テ判検事が不法行爲ヲヤッタ爲ニ、是ガ責任ヲ負フト云フガ如キ次第ノモノデハナイノデアルカラ、賠償法トモセズ、又慰藉法トモセズ、事ハ刑事問題ニ胚タノデアリマス、委員會ノ多數ハ、第一條ノ場合ヲ現出致シマスルノニハ、判檢事中胎ヲシテ居ルノデアルカラ致シテ、刑事ノ文字ヲ冠ラセテ、審議熟慮ノ末、刑事補償法ト云フコトニ定メタノデアルト說明サレタノデアリマス、ノイノデアリマスルケレドモ、大局部カラ觀察ヲ致シマシテ、斯ノ如キ場合一人ノ過失ナシトハ認メタルト云フコトガ頗デアリマス、ナイノデアリマスルケレドモ、スル法律ノ制定ニ當ダテハ、此心ヲ心ト致シテ、政府ノ見解ニ與スルト云フコトヲ至當ニハ、先づ無過失ト認メルト云フコトガ頗シタノデアリマス、但シ本案第一條ノ「補ト認メマシテ、本案ノ名稱及ビ本案制定ノ基準ヲ給與ス」トアルヲ「給與」ノ二字ヲ削、タル妥當デアル、苟モ普通性ヲ必至ト致シマノデアリマスルガ、是ハ申スマデモナク此ノミ限定セントセラレル其主張ニ反對ヲ致シタノデアリマス、但シ本案第一條ノ「補償ヲ給與ス」トアルヲ「給與」ノ二字ヲ削、タル無事ノ良民デアリマス、罪ナクシテ官權居リマス、過失ノ有無ハ別箇ノ問題ト致シマシテモ、補償ヲ受クル者ハ冤枉ニ苦ミタル無事ノ良民デアリマス、罪ナクシテ官權ノ作用ニ依テ、最モ不名譽ヲ被リタル所ノ者デアリマス、之ニ對シテ政府ガ自ラ發奮ヲ致シテ、慰藉ノ義務ヲ負フコトヲ適當ナリト認メテ、補償ヲ爲スペク立法行爲ヲ企テ、正鶴ヲ得タルモノト思料シタルガ爲デテ、上下ノ區別ヲ附スルヨリモ、寧ロ對等アリマス、隨テ此點ニ對シマスル政府ノ仁政呼ハリハ甚ダ耳障リデアルノデアリマ

現ニ本案ハ我國社會道德ノ本義ニ顧ミ、之ヲ提出シタモノデアルト云フ意味ヲ含ンダル言葉ヲ以テ、提案理由ノ説明ニ供セラレテ居ル一節ガ、歷然トシテ存在ヲ致シテ居ルデハアリマセヌカ、政府當局ハ宜シク此點ヲ高調セラレンコトヲ希望スルモノニアリマス、サスレバ其社會道德ハ取モ直サズ社會意識デアル、其社會意識ハ既ニ國家ヲ成シテ居リマスル我國ノ國家意識トシテ、本案ハ是ガ具體化シタモノト見ルコトガ出来ルノデアリマス、斯ノ如クシテ始メテ茲ニ名實相伴ウテ説明ノ理由ガ盡サレ、斯ノ如キ時代ト離レタル説明用語ハ自ラ不用ニヨシ、前述ノ理由ト此趣旨トニ依テ「補償ヲ給與スト」アルノヲ削除シテ「補償ヲ爲ス」ト改メタノデアリマス、其備第十九條ヲ新設挿入致シマシタル以外ノ各條文ノ修正ハ、是ハ悉ク第一條ノ補償ヲ爲スト改メマシタル其結果ノ修正デアリマシテ、趣旨精神ニハ何等ノ變化影響ヲ及ボスベキモノデハナインデアリマス

氏ノ修正ニ對シマシテハ、全然不同意ヲ表セラレタノデアリマス、其外本案適用ノ範圍ニ關シ、第一此即決例ニ依ル正式裁判ノ場合ニ付テハ、國家ノ財政ノ點カラモ之ヲ境外ニ置クノ已ムヲ得ザルコトノ理由ヲ述べラレマシタ同時ニ、本案ハ讀ンデ字ノ如ク、刑事裁判ニ關スル補償立法デアルカラ、本質ガ行政處分ニ屬スル所ノ即決例ノ場合ハ、之ヲ除外スルヲ至當トシタノデアル、但シ一度正式裁判ノ申立ガアッテ、裁判所ノ所管ニ移リタル曉ニ於テハ、無論本案ノ適用ヲ受クベキモノデアルコトハ當然デアル、加之即決例ノ如キ規則ハ古イ時代ノ遺物デアッテ、早晚、否既ニ近キ將來ニ於テ改廢ヲセラルベキ運命ヲ持テ居ルモノデアルカラ、彼此混亂ヲ防グト云フ趣旨ニ於テモ、是ハ今日除外ヲシテ置クト云フコトガ適當デアルト說明ヲセラレタノデアリマス

第二、單ニ起訴ヲセラレテ拘留ノナイ者ニ對スル補償云々ノコト、新聞公告掲載

ノ新條項ヲ設クトニ反対ヲセラレタコト、

此補償額ヲ五圓以下ニ限定シタコトニ對シ

テハ、主トシテ財政上今日ノ狀態ガ之ヲ許

サヌカラデアルト云フ説明デアリマシタ、

就中補償額ニ關シテハ、本案制定ノ趣旨

的デアル精神的慰藉ノ點カラ見テ、必ズシモ

多額ノ補償ヲシナケレバ、慰藉ノ趣意ヲ貰

徹スルコトガ出來ヌト云フ譯デハナノイデ

アル、要ハ名譽回復、雪冤ノ點ハ、少額ナ

ガラモ公正ナル裁判ニ依テ之ヲ補償シ、以

テ形式化スル點ニ重要性ヲ有スルモノデア

ルトノ説明ヲ施サレタノデアリマス

第三ニ、補償額一日分五圓以下トアルノ

ミニテハ、僅ニ一錢ト云ヒ、一厘ト云フガ如

キ、少額ノ補償ヲ爲ス旨ノ裁判ヲ與ヘラレテ

モ、致方ガナイコトニナリハシナイカト云

フ質問ニ對シマシテ、政府者ハ斯様ナ答ヲ

セラレマシタ、極メテ特殊ノ場合ヲ除クノ

外ハ、痛苦ニ對スル慰藉ト云フ、此點キマッ

テ居ルノデアルカラ、此點カラ出發ヲ致シ

○議長(藤澤幾之輔君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ直チニ第二讀會ヲ開クニ決シ

リマス

尙ホ其他少數意見ヲ留セラレタ修正案中ニ含有ヲ致シマスル種々相ニ對シテモ、質問應答ガゴザイマシタガ、是ハ最早時間モ迫ニテ參リマシタカラ、速記録ニ譲リマシテ、此狀況ノ御紹介ヲスルコトハ省イテ置キマス、唯最後ニ一言ヲ留メタインハ、可決ヲセラレシタル修正案ヲ維持致シマスル委員會ノ多數ノ者ト雖モ、決シテ本案ヲ完璧十全ノモノトシテ、満足ヲ致シテ迎ヘテ居ルノデハナインデアリマス、有體ニ告白ヲ致シマスレバ、牧野良三君ノ御提出ニナリマシタ修正案以上ニ個人ト致シテハ修正ヲ致シテモ見タイ點ハアルノデス(ナゼヤラヌカ「ト呼フ者アリ)唯本案ノ如キ時代的法制ハ、全然無キニ優リマスルト同

ニ、我國ノ財政其他ノ環境ノ許スニ從ウテ、漸次大成ヲ期スルト云フコトガ秩序的

進歩デアッテ、是ガ國家民人ノ爲ニ幸福ナリ

ト考ヘマシタ結果、不徹底ナガラモ此條正

案ニ一時忍从ヲ致シタ次第デアリマス、此

段御報告ニ及ビマス(拍手)

○議長(藤澤幾之輔君) 本案ニ對シテハ牧

野賤男君外五名ヨリ少數意見ガ提出サレテ

居リマス、此意見ハ修正デアリマスカラ、第

二讀會ニ於テ其報告ヲ許スコトニ致シマ

ス、尙ホ討論ハ便宜上第一讀會ニ於テ爲ス

コトニ致シタイト思ヒマス、左様御了承ヲ

ス、尚ホ討論ハ便宜上第一讀會ニ於テ爲ス

ス、尙ホ討論ハ便宜上第一讀會ニ於テ爲ス

定ノ執行ニ付テハ陸軍軍法會議法第五百十八條乃至第五百二十條又ハ海軍軍法會議法第五百二十條乃至第五百二十二條ノ規定ヲ準用ス

軍法會議ニ於テ補償ニ關スル決定ヲ爲ス場合ノ判士ノ區別ニ付テハ陸軍軍法會議法第五十九條第一項又ハ海軍軍法第五十九條第一項ノ規定ヲ準用ス

附則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔牧野良三君登壇〕

○牧野良三君 私ハ只今委員長ヨリ報告セラレマシタ刑事補償法案ニ對シ、茲ニ委員會ニ於ケル少數意見ヲ申述べ、本案ニ對スル修正ノ理由ヲ明カニ致シテ、此際本案ノ議決ヲ爲サル、ニ先立チ、議員諸君ノ深湛ナル御考慮ヲ煩シタイト思ヒマス

第一、本立法ハ今期議會ニ於ケル最モ重要ナルモノ、一ツデアルト信ジマス、今現ニ委員會ニ於テ審議ヲ進メラレツ、アル小作立法ト相並ンデ、恐クハ第五十九議會ニ於ケル二大立法ト稱スルモ、敢テ過言デナイト確信致シマス

抑、今日ノ社會ノ實情ニ於キマシテ、國家機關中、國民ノ最モ信賴ヲ捧ゲントスルモノハ司法權アリマス、然ルニ其司法權ガ近來動トモスレバ或種ノ勢力ヲ牽制ヲ受ケマシテ、國民ノ信賴ヲ裏切ラントスルノ事實ガ少クナイ、而シテ其司法權ノ濫用ト云フモノニ對シテ、國民ハ漸々警戒ヲ爲サン

第一、本立法ハ今期議會ニ於ケル最モ重要ナルモノ、一ツデアルト信ジマス、アル小作立法ト相並ンデ、恐クハ第五十九議會ニ於ケル二大立法ト稱スルモ、敢テ過言デナ

第二ニ此立法ノ重要ナル點ハ、無辜ノ民ヲ國家ノ權力ニ依テ傷ケテ、冤罪ニ泣カシメタト云コトニ對シテ、檢事ニ、判事ニ國家ノ名ニ於テ重要ナル責任ヲ負ハセルト云ノ立証ヲ確立致シマスル事ハ、之ニ依テ濫起訴ヲ戒シメル、起訴ノ濫用ヲ慎シマシメル、仍テ以テ司法行政ノ監督ノ實ヲ舉グルノニ、頗ル重大ナル意義アル立法アルト云フ事ガ、即チ本立法ノ重要ナル第二點アルト云フコトヲ指摘致シタイノデアリマス。

ザル時代錯誤ノ立法ニシテ、正ニ是レ第五十九議會ノ權威ヲ傷ケル所少ナカラザルモノアル事ヲ遺憾トスルノデアリマス（拍手）

委員會ガ前後十一回ニ瓦ツテ開キ、委員諸君ハ熱心ニ審議シ、質問應答ヲ重不マシタル所以ノモノハ、此恥ヅベキ立法ヲシテ、希

クバ最少限度ニ於ケル時代立法タランメ、仍テ以テ修正ノ實ヲ舉ゲント云フコトノ誠意ニ外ナラナカツタノデアリマス、隨て私ハ是ニテ特ニ申上ゲて置キタイ、委員會ノ審議、質問應答ノ内容カラ言ヒマスト、吾ノ意見モ、與黨カラ出テ居ラレル委員諸君ノ意見モ、同憂同感デアリマシテ、ソレガ、今日相分レテ、私ハ茲ニ私ノロニ於テ其内容ヲ明カニシナケレバナラヌト云フコトハ、全ク餘儀ナイ事情ニ基ク苦衷ニ出デラレタモノトシテ、委員長ノ御報告ニハ御同情セザルヲ得ナイノデアリマス、サレバニ、委員會ノ誠意ヲ御認メ下サランコトヲ

今茲ニ私ノ述ベマスコトハ、形ハ少數意見トスルノ事實ガアル、本立法ハ此事態ニ直面致シマシテ、國家司法行政權ノ濫用ヲ戒メ少クトモ國家ト國家ノ官吏トニ對シ、

然ルニ此重大ナル期待ヲ以テ本案ヲ見マテ、其重大性ヲ看取セザルヲ得ナイノデアリマス、是ガ本立法ノ重大ナル點デアルト

思ヒマス

次ニ私ハ茲ニ第二トシテ、本法律案ノ缺陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

ベマスガ如ク、本立法ハ名ハ刑事補償法案ト稱シ、恰モ無辜ノ民ニ與ヘタ不測ノ損害

陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

ベマスガ如ク、本立法ハ名ハ刑事補償法案ト稱シ、恰モ無辜ノ民ニ與ヘタ不測ノ損害

陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

ベマスガ如ク、本立法ハ名ハ刑事補償法案ト稱シ、恰モ無辜ノ民ニ與ヘタ不測ノ損害

陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

ベマスガ如ク、本立法ハ名ハ刑事補償法案ト稱シ、恰モ無辜ノ民ニ與ヘタ不測ノ損害

陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

ベマスガ如ク、本立法ハ名ハ刑事補償法案ト稱シ、恰モ無辜ノ民ニ與ヘタ不測ノ損害

陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

ベマスガ如ク、本立法ハ名ハ刑事補償法案ト稱シ、恰モ無辜ノ民ニ與ヘタ不測ノ損害

陷ヲ指摘シ、且ツ修正條項ヲ明カニシテ、其理由ヲ申述べタイト思ヒマス、即チ以上述

書ニテ見マスト、斯様ニアル、「無辜ノ良民ニシテ起訴又ハ刑ノ執行ニ因リ不測ノ不名譽ト著シキ苦痛トヲ被ムルモノ無キニ非ザルヲ以テ國家ハ之ニ對シ相當ナル慰藉ノ途ヲ講ズルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スルテ而モ之ヲ提案致シテ居ナガラ、其冤罪ニ泣ク國民ノ總テノ損害ヲ賠償スルノ誠意ハ

民ガ冤罪ニ泣クノ事實アルコトハ、政府自ラ之ヲ認メテ居ルノデアリマス、之ヲ認メテ而モ之ヲ提案致シテ居ナガラ、其冤罪ニ泣ク國民ノ總テノ損害ヲ賠償スルノ誠意ハ

之ヲ示サズシテ、唯之ヲ五國以内ノ範圍ニ於テ慰藉セントスルニ上ニ於テ、洵ニ譲讓ノ府ガ是トスルニ上ニ於テ、洵ニ譲讓ノ

態度ガ缺ケテ居ルト謂ハナケレバナラヌノデアリマス、（拍手）斯ノ如ク解シマスト、

本案ノ名前ト、本案ノ内容ト、而シテ本案提出ノ理由トハ、各個各別ニ獨立致シテ

居リマシテ、其間ニ一貫シタル何等ノ思想モ、何等ノ目的モ、何等ノ精神ヲモ、之ヲ發見スルコトガ出來ナカツタノデアリマス、仍

テ本員等ハ本案立法ノ精神ニ對シマンシテ、

政府當局ハ如何ナル見解ヲ有シテ居ラレルカ、本案審議ニ際シテハ、ドウ云フ思想上ノ根據ニ依ツテ本案ヲ立案セラレタノデア

ルカ、其立法ノ精神如何ト云フコトヲ問ヒ

マシタ所ガ、司法大臣ハ本案立法ニ對シテハ、國家賠償責任ト云フモノヲ認メタノデ

ハナイ、唯國家ガ國民ニ對シテ行フ仁政ニ至リマシテ、今委員長ノ報告セラレタル如

ク、委員會ハ一同全ク其期待ヲ裏切ラ、

唯國民ニ對スル仁政デアッテ、ツノ恩惠立法ニ過ギナイト云フコトヲ言明セラル、ニ

モニガアル、ソレガ即チ第五條、其五條ニ何レノ條項ニモ、其實ヲ示スモノガナイト

トシテ、靜ニ其内容ヲ檢シマスルト、其處

ノモ僅ニ一箇條ニ於テ五圓以

ハ何トアルカト云ヘバ「一日五圓以内ノ賠償金ヲ給與ス」トアルノミデアリマス、而

モ之ヲ各成條ニ見マスト、果シテドノ條文ヲ見マシテモ賠償ストハアリマセヌ、然ラバ補償ストアルカト見マスト、補償ストモアリマセヌ、皆「補償ヲ給與ス」トアリマス、即チ無實ニ泣イタ國民ニ對シテ、權利トシテ之ヲ與ヘルノデナインコトハ勿論、國家ガ無實ノ國民ヲ苦シメタニ對シテ、義務トシテ

依ツテ提案サレタカト云フコトヲ、提案理由ニ

テ之ヲ負フト去フ精神デモナイ、唯全ク國家ガ特別ノ仁慈ノ心ヲ以テ下渡ス恩惠ニ過ぎナイト云フノガ、此刑事補償法案立法ノ精神デアリマス
諸君、左様ナ法案ガ第五十九議會ニ提出サレルト云フコトガ、果シテ議會ヲ侮辱スルモノニアラザルナキヤ、之ヲ私ハ諸君ニ御問ヒ致シタノイデアリマス(拍手)而モ政府方之ニ依ツテ爲サントスル補償ハ、一日五圓ニ満タザル所ノ金デアリマス、政府ニ向ツテ、然ラバ一年ノ豫算ハドレ位見積ラルノデアルカト言へバ、答ヘテ曰ク、總額七万二千圓、諸君、一日ニ五圓ニ満タザル金、而シテ無實ノ罪ニクタク無辜ノ良民ガ、一年ドレダケヅ、捨ヘラレルカ、然ルニ總額僅ニ七万二千圓、如何ニ此立法ガ時代錯誤ノ思想的根柢ニ在ルカト云フコトヲ、御諒解ヲ願フコトガ出來ルト思ヒマス(拍手)
次ニ今之ヲ世界ノ立法例ニ見マスト、何レノ立法例モ總テ國家賠償責任ノ原理ニ依ツテ此規定ヲ爲シテ居ルノデアリマス、而モソレ等ノ立法例ハ最近ノモノハアリマセヌ、古キハ千八百年代、新シキモノト雖々、歐羅巴ニ於チハ千八百八年ヨリ千九百年ノ初ヲ間ニ於チ、既ニ國家賠償責任ノ原理ニ立ツ所ノ無罪者賠償ノ法規ガアルノデアリマス、而モ爾來法會界ニ於チヘ内外ヲ問ハズ、無過失損害賠償責任ノ理論ガ發達シマシテ、既ニ今日國家賠償責任ノ原理ト云フモノガ確立致シテ居ル、然ルニ其確立シタ現代ニ、而モ千九百三十一年ノ此年初ニ方ヲチ提出サレタ政府ノ刑事補償法案ガ、立案サレタモノデアリマスナラバ、私共ハ少シク寛容ヲ旨トシタイト思フ、少クトモジタ點デアリマス、本案ガ若モ明治年代ニ立案サレタモノデアリマスナラバ、私共ハ明治年代ニ立法セラレタモノヲ、今日ニ於テ其一部分ノ修正ニ止メルト云フナラバ、

其修正案ニ對シテハ相當寛大デア、テモ宜イ、ケレドモ是方新立法トシテ、昭和六年ノ五十九議會ニ提出サレテ、而シテ此立法ハ必ズヤ世界ノ法律ニ關スル世界年報ニハ、日本ノ新立法トシテ紹介サレルニ相違ナイ、然ラバ如何ニ其内容ニ依テ我が國家ノ文化ガ低ク、國民ノ思想ガ庸劣ナルモノデアルカト云フコトノ侮辱、其侮辱ヲ世界ノ學界ニ送ルト同ジデアルト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌ（拍手）興黨ノ諸君、諸君ニハ御苦衷ノ在ルコトハ察シマスケレドモ、斯ル立法ヲ我ガ國家ノ名ニ於テ世界ノ學界ニ、法曹界ニ送ルト云フコトハ、如何ニシテモ私共ハ殘念ニ堪ヘマセヌ、斯ノ如クニシテ修正意見ノ根本理由ガ此處ニ存スルコトヲ御諒承フ願ヒタ、隨テ私共ノ修正ノ第一ハ、本案ハ補償法案デアッテハナラヌ、何處マデモ國家賠償法案デナケレバナラヌト云フコトヲ、此點ニ於キマシテ主張スルノデアリマス

ソレヲ慰藉スルニ足ル相當ナ用意ガ盛ラレ
テ居ルカト、相當ナ注意ガ此條文ニ拂ハレテ
居ルカト云フコトヲ質シマシタ所ガ、唯ソ
レ先程申述ベタ第五條ヲ指スノ外ニハ一條
モ規定ガナイ、其第五條ニハ何ト規定シテ
アルカト言ヘバ、今申上ゲタ通り、一日五
圓以内ノ補償金ヲ給與ストアルノミデアリ
マス、諸君、一日五圓ノ金額ト云フモノハ
必ズシモ少額デアルトハ思ヒマセヌ、下層
ノ生活ヲ爲ス國民ニ向シテ一日五圓ト云フ
金額ハ、時ニ或ハ財産、精神兩方面ノ損害
ヲ賠償スルニ足ル場合ヲモ作り得ルト信じ
マス、併ナガラ諸君、之ヲ諸君ト吾々ノ場
合ニ例ヲ取テ戴キタイ、吾々ガ六十日未決
勾留ニ打込マレタトスル、六十日未決勾留
ニ打込マレテ出テ來タトスル、其時ニ私共
ハ最高額デ三百圓ヲ要求スルノ權利ガ之ニ
アルトスル、然ラバ諸君ハ、裁判所ニ向シテ
三百圓ヲ要求ニ御出デニナリマスカ、假ニ
諸君ガ三百圓ヲ要求ニ行カレタトシテ、三百
百圓ヲ裁判所カラ要求シテ、之ヲ取テ、ソレ
デ六十日ノ間ニ得タル所ノ諸君ノ憤懣痛
苦、ソレガ之ニ依シテ慰藉サレルコトガ出來
マスカ、出來ナイ、私ハ斷言スル、決シテ
是ヘ出來ナイ、出來ナイシスル法規ヲ制定シ
テ、形式的ニ二百圓、三百圓ノ金ヲ其無實ノ
人々ニ贈ルト云フ規定ヲナス所ニ於テ、此
重大ナル法意ガ目的ノ爲ニ整ヘラレテ居ル
ト云フコトガ言ヘルカドウカト云フコトヲ
考ヘタイ、之ヲ私ハ貧シキ人々ニ付テ云フ
モ、罪ナクシテ獄ニ繫ガレル人々ノ無念ト
忿怒ノ情ト云フモノハ、此場合百金ヲ積ム
ヨリモ寧ロ國民ノ面前デ、其無罪ヲ聲明シ、
スルノニ有力デアルカト云フコトヲ考ヘザ
其無實ヲ明カニシテ、罪無キ者ヲ罪シタト
云フコトヲ國家自ラガ心ヨリ詫ビルノ實ヲ
明カニシタナラバ、ドレ位慰藉ノ目的ヲ達
シト、無實ナリシ所以トヲ、詳細ニ官報

ト新聞紙ニ廣告發表シテ、遺憾ノ意ヲ表ス
ルノ處ヲ取ルト云フコトガ、憲籍立法トシ
テ正ニ當然考ヘナケレバナラヌ條項デアル
ト信ジマス(拍手)然ルニ政府ハ此條項ヲ本
條ニ規定シテ居ナイ、知ラザルガ爲メカ、
知ラナイノデハナイ、知テ爲サナイノデ
アル、蓋シ是ハ列國ノ立法例ニ見マスルナ
ラバ、既ニ先程指摘致シマシタ、今ヨリ百
二十年前ニ制定セラレタ千八百八年ノ佛蘭
西刑事訴訟法第四百四十六條ニ規定シテア
ル、即チ無罪ノ判決ハ之ヲ被害者ノ住テ居
ル市町村ニ於テ發表セヨ、公告セヨ、ソレ
バカリデハイカヌ、是ハ宜シク政府自ラ官
報ニ公告セヨ、更ニ又被害者ノ住所地ニ於
テ之ヲ公告シ、官報ニ之ヲ公示スルノミ選
ナラズ、更ニ被告自ラガ選擇スル所ノ數種
ノ刑事訴訟法ノ五百八十條ニモ、被害者ノ
住所地ニ於ケル地方廳ニ其無實ノ罪デアッ
タコドヲ公示セヨ、而シテ更ニ之ヲ新聞ニ
明カニ規定致シテ居ル(拍手)加之、匈牙利
ノ刑事訴訟法ノ五百八十條ニモ、被害者ノ
アリマス、單リ外國ノ立法ノミデハアリマ
セヌ、日本ノ刑事訴訟法五百十五條ニ於キ
マシテモ、再審ニ依テ無罪ニナリマシタ場
合ニ於テハ、其被告ノ名譽ノ爲ニ其判決ヲ
官報ニ公告スルノ外、新聞紙ニモ亦之ヲ公
告セヨト云フ規定ガ確實ニアルデハナイカ
法ノ改正草案ノ六十二條ニハ、明カニ新聞
紙ニ掲載スベキコトガ規定シテアルノデア
リマス、政府ハ知ラザルニアラズ、爲サ
ルナリ、何ガ爲ニ爲サナイノカ、偏狹デ
アリマス、時代錯誤デアリマス、其外何ノ
理由ガアリマスカ(拍手)即チ是ハ怠慢ニ因シ
タモノトハ言ヘナイ、不親切ニ因シタモノト
断ゼザルヲ得ナイ、否偏狹ノ結果、斯ル被

告ノ重要ナル名譽ノ爲ニスル所ノ一舉手
投足ノ勞ヲ、此條文ニ咨マレタト云フ點ニ
於テ、私ハ是非諸君之ニヲ懇ヘタイ、仍テ
私共ハ慎重審議ノ結果、本案ニ新ナル一箇
條ヲ設クルコトニ致シマシタ、是ガ只今諸
君ノ手許ニ配付致シマシタ少數黨意見ノ第
六條デアリマス、即チ其第六條ニ新タニ斯
様ナル規定ヲ入レタノデアリマス「無罪又
ハ免訴ノ判決ハ職權ヲ以テ其ノ主文及要旨
並賠償ヲ爲シタル旨ヲ官報ニ掲載シ、且
本人又ハ遺族ノ申立アルトキハ其ノ選擇ス
ルニ乃至三種ノ新聞ニ之ヲ一回乃至三回掲
載スペシ」是デアリマス、是ハ私共ガ理想ノ
上カラスル主張ヲ爲スノデナイト云フコト
ハ、既ニ百二十年前ノ佛蘭西ノ立法ニアリ、
更ニ匈牙利ノ立法ニアリ、更ニ日本ノ刑事
訴訟法ニアリ、更ニ今ヤ朝野ノ法曹ガ心ヲ
罩メテ審議中ノ刑法草案申ニアルト云フコ
トヲ以テ、諸君ハ銘記シテ戴キタイ、而シ
テ此新第六條ノ規定ハ、正ニ刑法草案中ニ
アル所ノ内容ヲ其儘茲ニ用ヒタニ過ギナイ
モノデアルコトヲ、私ハ此處ニ報告シテ置
キタイ、然ルニ私共ガ言葉ヲ盡シテ此改正
ヲ提議シタニ拘ラズ、政府ノ反對ヲ受ケマ
シタ、而モ眞黨ノ諸君ハ吾々ノ志ト同ジ考
ヲ持テ吳レマシタノデ、政府ト折衝ヲ重不
ラレタ結果、他ノモノハ總テ之ヲ削除サレ
テ、今委員長報告ノ如ク、政府與黨ノ人々
ノ修正案、第十九條ノ官報ニ掲載スルコト
ダケガ認メラル、ニ至タノデアル、諸君、
之ヲ私ハ偏狭ダト云フ、何故カ、官報ト云
フモノハ官ノ公示機關デアリマシテ、之ニ
掲載スルト云フコトハ、單ナル一ツノ形式
デアリマス、即チ多數ノ國民ハ——民衆ハ
之ニ與リマセヌ、國民ノ讀ムモノデヤナイ、
民衆ノ讀ムモノデヤナイ、是ハ事實デアリ
マス、ソレニ唯掲載スル、諸君、若モ掲
載スル必要ヲ認めナラバ、國民ニ廣ク親
マレル新聞ニ掲ゲルト云フコトヲ挿入サレ
ナケレバ、茲ニ時代精神ヲ現ハシタ時代立

法デアルト云フコトハ出來ナイト思フ（拍手）是レ即チ私ガ時代錯誤ノ根柢ヲ容易ニ拔クコトノ出來ナイモノデアルト云フコトニ對シテ、遺憾ヲ表明スル第一點デアリマス更ニ注意シタイノハ第五條ノ點デアリマス、私ハ第五條ノ五國ト云フ金額、之ヲ論ズルノ意思ハアリマセヌ、否、私共ハ金ハ之ヲ與ヘテ欲シニ、ドレダケナリトモ無罪ノ裁判ヲ得タル人、無實ニ泣イタ人々ニ、ドレダケノ金ナリトモ、多ク與ヘテ欲シト思ヒマス、ケレドモ與ヘル物質ハ、結局ハ其人ガ受ケタル所ノ財産上ノ損害ヲ補填スルニ止マル、精神慰藉ハ、一必要ナ精神慰藉ハ、即チ本立法ガ政府案トシテ求メル所ノ精神慰藉ハ、此五國以内ノ金ヲ得ルコトニ於テ達スルコトハ出來ナイノデアリマス、ドウシテモ此意ヲ徹底セシメルナラバ、政府自ラ社會公其ノ機關デアル所ノ新聞ニ依ル所ノ慰藉ノ途ヲ選バナケレバナラヌ、是レ吾人ガ敢テ少數意見トシテ、只今尙ホ此修正案ヲ固執スル所以ナルコトヲ御承知願ヒタイノデアリマス（拍手）

ニ曰ク、金ガ掛ルト、幾ラ金ガ掛ルカ、概算額ノ豫算ハ幾ラカト云フト、曰ク一箇千數百圓掛ル、諸君、千數百圓ヲ惜ム爲ニ、僅力千數百圓ヲ惜ム爲ニ、茲ニ留置處分ヲ除外スルト云フヤウナナコトハ、時代錯誤ノ思想デアル（拍手）而モ其條文ヲ挿入スレバ、事案ハ無罪ニナルノガ多クナルト云フ、多クナルコトハ慶バシイコトデハナイカ（拍手）多クナレバ金ガ掛ルテ困ルト云フ、三倍ニナツタカラト言フテ四千圓デアル、四千圓ト云フ金ハ全國ノ刑務所ノ典獄ガ乘廻シテ居ル、自動車一臺ノ値段ニ如カナイト云フコトヲ御承知願ヒタイ（拍手）仍テ私共ハ先ヅ本條ヲ改メナケレバナラヌト信ジマシテ、本條ニ對シマシテハ「云々ノ者未決勾留ヲ受ケタル場合ニ於テハ國ハ其者ニ對シ勾留ニ因ル補償ヲ給與ス」トアリマスノヲ改メテ、如何ナル場合モ總テ舍メル爲ニ「云々ノ者ニ對シテハ本法ニ依リ損害ヲ賠償スト」改メマシタ、即チ國家ハ罪ナキ者ヲ罪ニシテ牢ニブチ込ンダ、假ニ牢ノ中ヘブチ込マナイデモ、名譽アリ地位アル人ヲ無暗ニ起訴シテ、汚名ヲ興ヘタト云フトキニハ、總テ其由テ來ル損害ハ之ヲ賠償スルノ實ヲ茲ニ明カニシテ置ケバ、檢事ヤ審査判事ハ容易ニ國民ノ身體ニ手ヲ加ヘルコトハ出來ナイト、云フ保障ニナルコトヲ御記憶ヲ願ヒタインオニアリマス

スル少數意見ガ正シイカ、今尙ホ之ヲ主張
煩シタイ、何トナレバ我國ノ家族ヲ戸籍上
ノ家族ニ限ルト云フコトハ、時代錯誤ノ其
シイモノデアル、寧ロ本條ハ時代錯誤的精
神ノ「シムボル」トモ謂フベキ規定デアル、
何トナレバ、既ニ十數年前ニ立法サレテ居
ル所ノ工場法並ニ鑛業法ヲ御覽ナサイ、工
場法ハ其十八條ニ、鑛業法ハ八十條ニ、何
レモ事實關係ノ家族ヲ認メテ居ル、此立法
ガ樞密院ヘ懸々タ時ニ、樞密院ニ於キマシテ
ハ、顧問官ハ之ニ異議ヲ唱ヘタ、苟モ法律
ニ於テ戸籍上ノ夫婦ニ非ザル内縁ノモノヲ
認メルト云フコトハ、我國民道德上ノ遺
憾ヲ法規ニ於テ認メルモノダト言ハレタ時
ニ、政府當局者ハ口ヲ極メテ我が國民生活
ノ實情ヲ説イテ以テ、十數年前ニ樞密顧問官
ノ頭ヲ動カシテ、此條文ノ挿入ガ出來タニ
拘ラズ、昭和六年一千九百三十一年ノ立
法ニ於テ、此點ヲ指摘シテ之ヲ政府ニ要求
スレドモ政府容レズ、是レ如何ニ時代錯誤
ノ思想的根柢ニ立ツカト云フコトガ明カデ
アル、而モ諸君、單ニ是ハ鑛業法ト工場法
ノニツガ認メテ居ルバカリデナイ、我國ノ
大審院ノ判例ヲ御覽ナサイ、家族遺族ノ中
ニハ事實上ノ關係ニ立ツ内縁ノ妻、内縁ノ
夫、私生兒ヲ認メテ居ル、ノミナラズ今ヤ
又民法改正案ニ於キマシテハ、學者及び政
府當局者共ニ、民法ノ中ニ於テ此内縁關係
ヲ認メントスルコトヲ進メツ、アルコトハ、
諸君御承知ノ通りデハアリマセヌカ、シテ
見レバ是等ノドノ點ヲ持テ行キマシテモ、
斯ル條文ヲ此儘維持シテ、世界年報ノ上ニ
掲載セシムルト云フコトハ、正ニ恥ヅベキ
レ私共ガ第三條ニ「戸籍ヲ同ジウシ引續キ
其ノ戸籍内ニ在ル者ヲ謂フ」トアルノヲ、
「本人死亡ノ當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維
持シタル者ヲ謂フ」ト改メ、今尙ホ此修正意
見ヲ固執セントスル所以デアル

第三ハ第三條ノ三項デアリマス、ソレハ簡單デアリマス、即チ補償ヲ受ケベキ者ガ死亡致シタルトキニハ、家督相續ノ順位ニ依リ其權利ヲ與ヘルト云フノデアリマスガ、是ハ家督相續ト云フ唯長子一人ニ與ヘルノ制度ヨリハ、寧ロ此場合ニハ遺産相續ノ順位ニ依ルト改メテ、總テノ子供ニ與ヘルコトガ、法律ノ規定ニ従^トテ或ル程度ノ分配ヲ受ケルノ途ヲ講ズルト云フコトガ、新シキ立法トシテ當然ノ注意デアルト思フ、隨テ之ヲ家督相續トアルノヲ「遺産相續」ト改メテ、之ヲ維持セントスルノモ亦、諸君ノ御贊成ヲ得ルコトガ出來ルト思ヒマス

ニ與ヘルト云フコトハ、罪刑法定主義ノ原則ヲ根本カラ破壞スルノミナラズ、之ニ依テ検事判事ノ濫用ノ端ヲ繁クスル重大ナル缺陷ヲ作ルモノデアリマス、此點ニ付テ無產黨ノ大山氏ノ如キハ之ヲ指摘シテ、是吾々ヲ苛メ付ケルカラクリ立法ダト言ハレタ、ソレニ對シテ政府當局ガソレハ僻ンダ御見解ダト答ヘラレタコトハ、一應正シイコト、考ヘマスケレドモ、斯ル規定ヲ存置スルコトガ、如何ニ良民ニ對シテ迫害ノ意思ヲ表示スルモノデアルカト云フコトヲ、指摘セザルヲ得ナイノデアル（拍手）故ニ吾吾ハ斷然之ヲ削除スル、是レ修正意見デアリマス

次ニ第五ニ――時代錯誤ノ思想の根柢ヲ示ス第五點ハ、同條ノ第三項、第四項ノ規定デアリマス、同條ニハ本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ガ有罪ノ判決ノ憑據トナツタキハ補償シナイトアル、諸君、故意ニ有罪ノ判決ヲ受ケントシタ者ニ付テハ、無罪ノ判決ヲ下シテモ、ソレ等ニ補償ヲ與ヘル必要ハアリマセヌ、併シ重大ナル過失トハ何デス、重大ナル過失ガ被害者ニアタトスルナラバ、是ハ即チ判事檢事ガ自ラノ職責上之ヲ發見シナケレバナラヌ、自ラガ發見セズシテ有罪ノ判決ヲ下シタ其責任ヲ、重大ナル過失アル被害者ニ轉嫁セントスルガ如キハ、正ニ時代錯誤ノ甚シイモノト言ハナケレバナラヌ（拍手）サレバ私共ハ此點ニ於テ此「重大ナル過失」ト云フ事項ヲ削除致シマシテ、此時代錯誤ノ立法ヲ最小マルガ如キハ、正ニ時代錯誤ノ甚シイモノスルト云フ規定デアリマス、即チ本案ハ曩ニ指摘シタル如ク、補償ニ關スル唯一ノ規定デアリマス、一日五圓以内ノ範圍ニ於テ補償ヲス、次ニ第六點ハ、最モ注意ヲ乞ヒタイ第五條ノ規定デアリマス、即チ本案ハ曩ニ指摘シタル如ク、補償ニ關スルモノデアリマス、既ニ先程申述ベマシタカラ多クハ申述ベマセヌガ、唯注意シタインハ、自ラ最高額ヲ五圓ニ限テアル、已ニ責任ニ關シテハ最高

額ノ限度ヲ示シテ置キナガラ、而モ被害者ニハ最低ノ限度ヲ定メテ居ナイコトハ、正ニ當局官憲ヲシテ濫用ノ餘地アラシムルコトヲ推測セシムベキ、時代錯誤ノ立法アルコトヲ指摘セザルヲ得ヌノデアリマス、シテ被害者ニ對スル事項ニ付テ最高額ヲ規定スルコトハ、今日政府ノ爲スベキ態度デハゴザイマセヌ、故ニ吾々共ハ賠償ニ付キマシテハ、總テ裁判所ノ相當ト認ムル額ヲ賠償スト云フ風ニ改メ「但シ一日二圓ヲ下ルコトヲ得ズ」トシテ、最低額ニ圓ヲ下ルコトヲ得ザルコトヲ規定セント欲スル所以デアリマス。次ニ第七點ハ、拘禁ヲ受ケナイケレドモ、起訴ノ不名譽ヲ擔タル人々ニ對シテハ、同ジク國家ハ慰藉ノ方法ヲ講ズベキデアル、即チ此場合ニ於テ損害ノ賠償ヲ爲スト同時ニ、慰藉ノ方法ヲ講ズルト云フコトガ適當デアル、其爲ニ新ニ第五條ノ第五項ヲ設ケマシタ所以デアル。

マスケレドモ、内容ガ國家ニ賠償金ヲ要求
スルコトデアリマスルカラ、民事訴訟法ノ
精神ヲ酌ミマシテ、七日間ノ期間ヲ與フル
ノ修正ヲ加ヘント欲スル者デアリマス、次
ニ
第一點ハ、即チ第十四條ノ規定デアリ
マス、本條ハ賠償請求權ノ讓渡ヲ禁止致シ
テ居リマスケレドモ、斯ノ如キハ徒ニ形式
ニ拘泥シテ、本人ノ利害關係ニ對シテ無關
心ナル結果ニ相成リマスカラ、此讓渡禁止
ノ條項ヲ削除致シタイト思ヒマス
以上ガ私共ノ同志ノ修正要項竝ニ修正理
由ノ大要デアリマス、其他ニ關聯シタ事
項ハ、總テ此修正案竝ニ委員會ノ速記錄ニ
依ッテ御承知願タイト存ジマス、即チ之ヲ要
スルニ、私共ノ修正ハ徒ニ理想ヲ唱ヘテ、
政府ヲ責メントスルモノデナイト云フコト
ヲ御承知願タイト同時ニ、私共ノ修正ハ豫
算關係ニ對シテハ無關心デ、難キヨ政府當
局ニ求メルモノデナイト云フコトノ御承知
ヲ願ヒタインデアル、要ハ唯時代ノ要求ス
ル所ノ賠償立法ヲ立案スルニ當リマシテ、
政府當局ト與黨諸君ト心ヲ協セテ、希クハ
國民ニ對シ非ヲ非トシテ之ヲ糾彈シ、糾明
スルコトハ、司法權ノ本分デアリマス、若
シ非ヲ非トシテ之ヲ糾彈シ、糾明スルコト
ガ司法權ノ本分デアリマスルナラバ、是ヲ是
トシ、苟モ罪無クシテ寃ニ哭キ、泣イタ結
果一生ヲ過マル者ノ爲ニハ、是ヲ是トスル
旨デアリマス、蓋シ先程既ニ申シタ通り、
國民ニ對シ非ヲ非トシテ之ヲ糾彈シ、糾明
セメテハ最小限度ノ内容形式ヲ整ヘシムル
モノニシタイト云フノガ、私共修正案ノ要
旨ニ求メルモノデナイト云フコトノ御承知
ヲ願ヒタインデアル、要ハ唯時代ノ要求ス
ル所ノ賠償立法ヲ立案スルニ當リマシテ、
政府當局ト與黨諸君ト心ヲ協セテ、希クハ
國民ニ對シ非ヲ非トシテ之ヲ糾彈シ、糾明
スルコトハ、司法權ノ本分デアリマス、若
シ非ヲ非トシテ之ヲ糾彈シ、糾明スルコト
ガ司法權ノ本分デアリマスルナラバ、是ヲ是
トシ、苟モ罪無クシテ寃ニ哭キ、泣イタ結
果一生ヲ過マル者ノ爲ニハ、是ヲ是トスル
所ノ態度ヲ明カニスルニハ、宜シク政府ハ
譲讓ナル態度ヲ以テ立法シナケレバナラヌ
ト存ジマス、即チ此點ニ於テ私共ハドウカ
與黨諸君ハ、吾々ノ最小限度ニ於テ試ミタ
所ノ修正案ニ對シテ、尙ホ一度御考慮ヲ
煩シタイ、是レ司法立法ヲ爲ス上ノ重大ナ
ル責任デアルト信ジマス、然ルニ政府ハ頻

豫算ヲ正シイ主張ヲ容レルコトヲ答ンデ、豫算ヲ協賛スルコトハ、吾々議員ノ當然ナル職責デアルト云フコトヲ考ヘナケレバナリマセヌ(拍手)而モ諸君、幾テノ豫算ヲ要スルカト申シマスレバ、此案ヲ實行スルニ七万二千圓ダト云フコトハ、先程申上ゲタ儀カ七万二千圓ノ金額ヲ支出スルコトニ依テ、無辜ノ國民ヲ罪シテ苦シメタ責任ヨリ免脱サレントスル所ノ企ヲ爲スト云フコトハ、餘リニ大膽不敵、厚顏無恥ナル立法デアルト謂ハナケレバナラムト思フ、私共ハ如何ニ政府ノ提案ナレバトテ、大膽不敵厚顏無恥ナル立法ニ對シテハ、何處マデモ警告ヲ與ヘ、修正ノ實ヲ擧ゲナケレバナラスト信ジマス、本案ハ國民ニ賠償スルノ責任ヲ明カニスルト謂フガ、金ニ依テ――物質ニ依テ、賠償ヲ約スルコトガ本法ノ能事艾除セシメントスル所ニ、本立法ノ重大精神が籠テ居ルト云フコトヲ御考ヲ願ヒタ
イ(拍手)

トヲ思ハナケレバナリマセヌ、此機會ニ於
テ私ハ唯諸君ト吾々ガ本當ニ時代精神ニ
即シタ所ノ賠償立法ヲ完成シ是ガ實施ハ本
法案ニ規定シテアル通リニ、之ヲ勅令ニ讓
ルノデアリマスカラ、勅令ニ讓ッテ、吾々ハ
豫算協賛ノ實ヲ與ヘテ、之ヲ實行シタイ、
便ニ之ヲ六千圓ヤ、七千圓ノ金デ爲セヨ
ト、難キヲ求ムルノデナイ、現内閣ノ司法
當局ノ時代ニ於テ、斯ル立派ナ立法ガ出來
タト云フコトハ、後世ニ對シテモ實ニ面目
アルコト、謂ハナケレバナラヌ、即チ吾々
ハ此意味ニ於ケル修正案ハ、現内閣ノ司法
當局ニ對スル誠意ノ現ハレデアルト云フコ
トヲ御諒解願ヒタイ、私ハ以上申述ベテ少
數意見ノ全部ヲ終ラント致シマス(拍手)
○議長(藤澤謙之輔君) 此少數意見ニハ成
規ノ賛成アリト認メマス、仍テ少數意見ニ
ハ成規ノ賛成アリト認メマス、仍テ少數意
見ニハ修正案トシテ成立致シマシタ(是ヨ
リ討論ニ入りマス、通告順ニ依ッテ發言ヲ許
シマス、一松定吉君

賠償ヲシナケレバナラナイトカ云フ、當然ノ義務アリトハ考ヘラレナイノデアリマスケレドモ、苟モ近代文明國ニ於キマシテハ、國家ガ經濟的損害ヲ國民ニ與ヘタ場合ニ於テハ勿論、又權力ノ發動ニ依ッテ國民ノ權利ヲ侵害致シタ場合ニ於キマシテモ、之ニ對シテ相當ノ損害若クハ慰藉等、相當救助ノ方法ヲ講ジマスルコトハ、最高道徳ノ代表者ヲ以テ任ズベキ近代ノ文明國家ニ在リテハ、正ニ爲サネバナラナイ事デアルト吾々ハ考ヘテ居ルノデアリマス、併ナガラ是ハ當然國家ノ義務デハナインデアリマシテ、現行法ノ解釋カラ致シマスルナラバ、ヤハリ此點ニ對シマシテ特別ノ規定ヲ必要トシナケレバナラナイコトハ、今日何人ト雖モ異論ナキ所デアルト私ハ考ヘルノデアリマス。然ルニ今日マデ我國ニ於テハ此意味ノ救濟ノ方法ヲ講ゼラレテ居ナカッタノデアリマシテ、吾々國ヲ憂フルノ士ハ、常ニ此點ニ對シマシテハ思ヲ潛メテ居タノデアリマスルガ（拍手）之ニ對シマシテ政友會ノ宮古啓三郎君外九名ノ方ガ、昭和四年二月二十三日ノ第五十六回帝國議會ノ衆議院ニ、刑ノ執行又ハ勾留ニ因ル補償ニ關スル法律案ト云フ案ヲ提出セラレタノデアリマシテ、是ガ我國ノ法制史ノ上ニ初メテ國家賠償、若クハ國家補償ニ關スル規定ヲ見ルニ至タ嗜矣アルコトハ、諸君ノ御存ジノ通りデアリマス、此場合ニ於テノ提案者ト致シガ、此提案者トナーテ居ラレルノデアリマシテハ、宮古啓三郎君ハ勿論、只今政友會ニ於テ重キヲ成シテ居ラレル所ノ秦豐助君、島田俊雄君、熊谷直太郎君外六名ノ方ガ、此法案ノ委員長ヲ勤メラレタノデアリマシテ、其當時名川侃市君ヤ小野寺章君モ委員トシテ、此法案審議ノ任ニ當ラレタノデアリマス。

〔議長退席、副議長著席〕
今其宮古君等ノ御提案ニナラレタル所ノ法案ノ大體ノ趣旨ヲ茲ニ諸君ニ御披露ヲ致シテ見タインデアリマスルガ、其提案セラレタル法案ニ依リマスルト「冊ノ執行又ハ勾留ニ因ル補償ニ關スル法律案」トナッテ居ルノデアリマス、而シテ少數意見ノ諸君ノ只今主張セラレルヤウニ、賠償ト云フ文字ガ使ハレテ居ナイ事ダケハ御諒承ヲ願シテ置カナケレバナリマセヌ、又、其第一條ニハ「刑ノ執行ヲ受ケタル者再審又ハ非常上告ノ判決ニ因リ無罪ノ言渡ヲ受ケタルトキハ國庫ハ之ニ對シ命令ノ定ムル金額ヲ補償ス」と規定セラレテアリマシテ、所謂違警罪即決例ニ依ツタ所ノ拘留、若クハ刑事訴訟法ノ強制處分ニ基ク所ノ勾留等ハ、此宮古啓三郎君外九名御提出ノ法案中ニハ、何等謳ウテナイコトヲ御含ミテ臘シテ置カナケレバナラヌノデアリマス(拍手)又ソレバカリデハアリマセヌ、此第一條ノ法文カラ見マスルト、所謂重大ナル過失ニ基イタ場合ニ於テ、國家が責任ヲ負ハナイト云フ趣旨が規定セラレテ居ルノデアリマス、又此法律ニ於テ吾々が遺憾ト思テ居リマスルコトハ、牧野良三君が只今此壇上カラ口ヲ極メテ非難攻撃セラレマシタ補償金額ニ對スル點デアリマスガ、此法案ニハ「國庫ハ之ニ對シ命令ノ定ムル金額ヲ補償ス」ト抽象的ニ規定セラレテ居リマシテ、其ドノ位ノ金額デアルカト云フ、其高率モ低額モ明確ニ示シテナイト云フコトヲ御諒承ヲ願ヒタインデアリマス、又牧野良三君ノ御主張相成リマシタ所謂内縁ノ妻ト云フ者ガ、此權利ヲ行使スルコトノ出來ルト云フ規定モナケレバ、又官報新聞ニ掲載ラシテ慰藉ノ方法ヲ講ズルト云フヤウナ規定モナカッタノデアリマスガ、私共ハ此法案ヲ極端ニ惡い法案デアルハ、非難スベキ法案デアル、國家ノ恥トジテ之ヲ認ムベキモノデナイト云フヤウナ、過激ナ意見ヲ持タズシテ、今マデ我

ガ日本帝國ニ斯ノ如キ無實ニ泣キ、冤ヲ懇
藉ノ方法ガ無イノデキ人々ニ對シテ何等慰
イト考ヘテ居リマシタノデ、此法案ハ不完
全デハアルケレドモ、先づ第一著手トシテ
ハ斯様ナ法案デモ之ヲ通過セシメテ、以テ
吾々永年ノ宿望ヲ達スルト云フコトハ必要
デアルト考ヘマシタ結果、私モ此案ノ委員
会致シマシテ右ノ如キ意見ヲ述べタ上、委
員會ハ滿場一致之ヲ通過セシメ、尙ホ當衆
議院ニ於テモ一人ノ異論者ナク、滿場一致
之ヲ通過致シマシタコトハ、私ノ其當時最
モ痛快ヲ感ジタ一ツノ事實デアッタノデア
リマス(拍手)不幸ニシテ貴族院ニ於テ、
審議未了ニ終リマシタノデ、私共ハ非常
ニ殘念ニ思テ居タノデアリマス、諸君、
私共ガ此宮古啓三郎君外九名ノ御提出
ニナツタ、此不完全ナ法律ヲ喜んで賛成
シタト云フ所以ノモノハ、少クトモ斯ノ
如キ無辜ノ民ヲ一日デ早ク救護シヨウ、
慰藉シテヤラウ、サウシテ此立派ナル文
化的立法ヲ、冤ニ泣ク憐レナル我ガ國民
ノ上ニ注ギタイト云フノガ、吾々ノ一念
デアッタノデアリマス(拍手)然ルニ不幸
ニシテ審議未了ニ終リマシタコトヲ遺憾
ニ思テ居リマシタ私共ハ、昭和五年、即チ昨
年ノ四月二十七日ノ第五十八議會ノ衆議院
ニ對シマシテ、小俣政一君、小久江美代吉
君、私ノ三名ガ、國家補償法ト云フ名目ノ下
ニ、此趣旨ノ提案ヲ致シタノデゴザイマシ
タガ、是ハ委員會ニ於テ審議ニ著手セズシ
テ、議會ノ期間ガ終了致シマシタコトヲ、
私ハ非常ニ遺憾ニ思ウテ居タノデアリマ
ス、然ルニ今回司法省ガ是等ノ點ニ對シマ
シテ、今回此刑事補償法ト云フモノヲ提
案セラレマシクコトハ、吾々ガ政黨公派ヲ

超越シテ、實ニ斯ノ如キ無辜ノ人ノ爲ニ
大イニ祝福セザルヲ得ナイモノデアルト私
ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)ソコデ私
ハ此法案ノ提出セラレマシタ所ノ、刑事補償
法ニ付キ精査致シテ見マシタガ、既ニ國家
ガ自カラ進ンデ、斯ノ如キ無辜ノ良民ヲ救
濟シテ、是等ノ人々ノ精神上ノ慰藉、若ク
ハ財産上ノ損害ノ幾分デモ賠償シヨウト云
フ心ヲ以テ、自分カラ進ンデ是ガ立法ニ
當ニテ、サウシテ補償ノ義務ヲ自ラ負擔ス
ルト云フコトニナリマスルナラバ、之ニ依
テ此無辜ノ、冤ニ泣ク所ノ無告ノ人ハ、此
法律ニ依テ自ラ其權利ヲ獲得シタコトニ
ナルノデアリマスカラシテ、委員長ノ報告
ニアリマシタヤウニ、國家ハ賠償ノ義務者
デアリ、被害者ハ國家ニ對スル賠償ノ請求
權者デアル、即チ權利義務ノ對立ノ地位ニ
居ルモノデアルト見ナケレバナラナイモノ
デアリマスルガ故ニ、左様ナ精神カラ致
シマスルナラバ、此第一條ニ於テ所謂「勾
留ニ因ル補償ヲ給與ス」ト云フ文字ヲ
使フコトハ、是ハ避ケナケレバナラナイト
云フ意味ニ於テ、私共ハ此「給與」ト云フ文
字ヲ以テ言現ハスコトヲ止シテ、之ニ國家
ハ勾留ニ因ル補償ヲ爲スト云フ意味ニ於テ
修正致シマシタノデアリマス、此點ハ委
員長ガ詳細ニ報告致シマシタカラ、是レ以
上私ハ申上ゲルコトヲ省略致スノデアリマ
ス、併ナガラ國家ハ唯是等ノ被害者ニ向
テ、罪無クシテ自山ヲ拘束セラレタ人ニ對
シマシテ金ヲ與ヘルト云フコトダケデハ、
其人ノ眞ノ精神上ノ慰藉ト云フコトニハナ
ラナイコトヲ、能ク味ハツテ居リマスル結
果、此原案通りデハ宜クナイ、之ニ對シテ
法ヲ採ルコトガ必要デアルト云フ意味ニ於
キマシテ、但シ自分カラ進ンデ、條三者ニ此無
實ノ罪デアッタ云フコトヲ知ラシムル方
ハ少クトモ國家自ラ進ンデ、條三者ニ此無
ナイ人ニ對シマシテマズモ、國家ガ第三者
ニ知ラシメル必要ハナイト云フ趣旨ノ下ニ

於テ、所謂第十九條ニ、此場合ニ於テノ官報廣告ト云フモノヲ請求ノアツタ時ニ限リテ、裁判所ガ職權ヲ以テ官報ニ掲載スルト云フコトニ補正致シタノデアリマス、勿論私共ハ以上申上ゲタ程度ノ修正ノミニテハ、委員長ノ報告ノ通り決シテ完璧ノモノトハ考ヘテ居ナイノデアリマス、願クハ牧野君ノ主張致サレマシタヤウニ、所謂少數意見トシテ御發表ニナリマシタヤウニ、我國ノ財政ガ少シモ窮乏ヲ告ゲテ居ナイノナルバ、進シニテ是等冤罪者ノ精神上ノ慰藉ニ對シテ、思フ存分ニ金錢其他ニ依テ慰藉ノ方法ヲ講ジ、尙ホ財産上ノ損害モ之ヲ賠償スルト云フコトニ致スコトガ、本當ニ理想ト致ス所デアリマスケレドモ、國家ノ財政ガソコマデ手ヲ延バスコトノ出來ナイヤウナ今日ノ場合ニ於キマシテハ、俗ニ謂フ無イ袖ハ振ラレナイト云フ意味ニ於テ、如何トモスルコトノ出來ナイコトハ、政友會ノ諸君ト雖モ御諒承ヲ願ハナケレバナラヌコトト考ヘルノデアリマス(拍手)又違警罪ノ即決ニ因ル所ノ拘留、若クハ刑事訴訟法ノ所謂起訴前ノ強制處分ニ因ル所ノ拘留等ニシマシテモ、同ジク賠償ガ出來ルナラバ、致シタイコトハ牧野君ノ御意見ノ通りアリマスケレドモ、是モヤハリ財政上ノ觀念ヲ離レテハ到底出來ナイト云フコトヲ考慮ニ入レテ、此議案ニ對スル修正ヲ加ヘタノデアリマス、即チ吾々ハ漸進主義ニ依リテ、先づ一步々此基礎ヲ固メテ、サウシテ何レノ時カ之ヲ吾々ノ理想通リニ改メルコトガ出來ル時期ガ來タナラバ、吾々ハ議員ノ權能ニ依リテ、何時デモ之ヲ修正スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、之ヲ斷行スルコトハシ、非常ニ財政ノ困難ナル今日ニ於テハ、此程度ニ於テ之ヲ通過セシメナケレバナリマセヌ、金ハ幾ラ要ツモ構ハヌカラ、完璧ノ法文ヲ作ツテ置カナケレバナラヌ、其實施ハ何時デモ宜シトイ云フヤウナ、マドロシイコトニハ吾々ハ贊成スルコトガ出來

ス(拍手)
ソレデ以下牧野君ノ所謂少數意見ニ對シ
テ私ノ考ヲ申述べテ見タイノデアリマス、
牧野君ハ先づ第一ニ「刑事補償法」トアル
ノヲ、「刑事賠償法」ト改メヨト云フ御主張
デアリマスガ、ナゼソレヲ改メナケレバナ
ラヌカト云フコトヲ伺ヒマスト、牧野君ノ
御意見デハ、所謂財産上ノ損害ヲ被ッタヤウ
ナ場合ニ於テモ、國家ハ之ニ損害ヲ賠償シ
テヤラナケレバ、此刑事補償法ノ眞ノ目的
ハ達成シナイノデアル、此意味ニ於テ、精
神上ノ慰藉方面ヲ主トシテ規定セラレタ所
ノ、所謂補償」ト云フ文句ハ當ラナイノデ
アルカラ、之ヲ「賠償」ト云フ文字ニ改メタ
イノデアルト云フ御趣旨ノヤウニ承^タノ
デアリマスガ、是ハ私共カラ言ハシメマス
ルナラバ、補償ト賠償トニ於テ、言葉ハ違
ヒマスケレドモ、其精神ニ於テハ變りハナ
イト吾々ハ考ヘて居ルノデアリマス、其證
據ハ現ニ古啓三郎君ノ御提出ニナリマシ
タ、先刻讀上ゲマシタ所ノ「刑ノ執行又ハ勾
留ニ因ル補償ニ關スル法律案」ト云フ意味
モ、同ジク主トシテ所謂精神上ノ慰藉、從
トシテ財產上ノ損害賠償ヲ爲スコトニナッ
テ居ルノデアリマスガ、之ニ對シマシテモ
ヤハリ「補償」ト云フ文字ヲ使フテアルノデ
アリマスガ、其當時誰一人之ニ反對スル者
ハ無カタノデアリマス、又吾々ハ或る意味
カラ言ヒマスナラバ、寧ロ損害賠償ト云フ
ヨリモ、補償ト云フ意味ノ方ガ廣イヤウナ
感ジヲ持^テ居ルノデアリマス、損害賠償ハ
御承知ノ如ク民法七百九條以下ニ於テ規定
セラレテ居リマスヤウニ、所謂不法行爲ニ
於ケル損害ヲ補償スルト云フ意味ニ於テ
「損害賠償」ト云フ文字ガ使ハレテ居ル、即
チ權利ノ侵害ト云フヤウナ場合ニ限ラレテ
居ルヤウデアリマスケレドモ、「補償」ト
云フ意味ハ、損害賠償ヲ含ムコトハ勿論、
ソレ以上權利ノ侵害ト云フ場合ノミデナ

ク、即チ國家ガ權力ノ發動ニ依ッテ、人ノ權利ヲ侵害シタ場合ニ於テモ、ヤハリ補償ヲスルト云フ意味デアリマスカラ、寧ロ「損害賠償」ノ「賠償」ト云フ意味ヨリモ、「補償」ト云フ意味ノ方ガ廣ク響クコトニ依ッテ、此儘ニ存置スルコトハ、何ノ不都合ハナイト考ヘルノデアリマス、此文字ヲ形式上整ヘル爲ニ「補償法」デナク「賠償法」デナケレバインカヌト云フコトハ、形式ニ因ハレタ議論デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、本法ハ主トシテ牧野君御主張ノ如ク、精神上ノ方面ノ慰藉ニ重キヲ置イテ居ルノデアリマシテ、財產上ノ損害ノ一部モ國家ガ補償シタイト云フ意味ヲ、從トシテ此中ニ包含セシメテアルノデアリマス、此事ハ法文ヲ見テモ感知スルコトガ出來ルバカリデアリマセヌ、政府委員モ此點ヲ説明セラレタコトニ依ダテ、明カニ之ヲ承知スルコトガ出來ルノデアリマス、ソコデ此法案ヲ先刻讀上ゲマシタ宮古君外九名ガ御提出ニナリマシタ法案ニ比較致シマスナラバ、一大進歩デアルト言ハナケレバナラヌノデアリマス、故ニ私共ハ補償トアルノヲ賠償トシナケレバナラヌト云フヤウナ必要ハナイト考ヘテ居ルノデアリマス、此意味ニ於テ牧野君ノ補償ヲ賠償トナスベシトスル御意見ニハ、賛成ヲ表スルコトガ出來ナインデアリマス、第二ニハ、所謂牧野君ハ本案ハ恩恵的立法デアッテ、時代錯誤ノ甚シキモノデアルト御批評ニ相成シタノデアリマス、成程私共モ此法案ノ第一條ニ補償ヲ給與スト云フテ、所謂給與ノ文字ヲ削リ「補償ヲナス」トニモ恩惠的立法デアルカノ如ク、想像セラル、コトナキニシモアラズデアリマスカラ、此點ハ用語上妥當ヲ缺クモノナリトシテ、所謂給與ノ文字ヲ削リ「補償ヲナス」以テ改メタノデアリマス、併ナガラ本法ヲ以テ必ズシモ恩惠的デナイト言フコトモ出來ナインデアリマス、何トナレバ今マデ我國ニハ斯ノ如キ冤罪者ニ對シテ慰藉ノ方法ヲ講

ジテナカッタノデアリマスカラ、從來ノ通りニ之ヲ放任シテ置クコトハ宜クナイ、時代ニ順應シナイ所ノ法制デアルガ故ニ、斯様ナモノニ對シテハ、相當ノ慰藉ノ途ヲ講ジテヤルガ宜カラウト言フテ、國家ガ此法案ヲ提出シ、此法律ヲ施行スルト云フコトニナリマスナラバ、此意味ニ於テ所謂恩惠的デアルト云フコトモ、必ズシモ非難スペキモノデハナイト思フノデアリマス、隨テ之ヲ仁政ト稱スルコトモ、用語ハ妥當デハアリマセヌケレドモ、國家ガ新ニ斯ノ如キ法律ヲ設ケルト云フ意味カラ申シマスナラバ、必ズシモ此仁政ト云フ司法當局ノ説明ヲ非難攻撃スベキモノデハナイト私ハ考ヘルノデアリマス

要ハ唯此法律ノ目的ハ所謂冤罪者ヲ慰藉スル、又附隨的目的ト致シマシテハ、牧野君ノ言ハレマシタヤウニ、檢事ヲシテ起訴ヲ慎重ナラシメ、判事ヲシテ裁判ニ深甚ナモ注意ヲ拂ハシメルヤウナ效果アラシメルモノデアルコトハ論ズルマデモナイノデアリマスケレドモ、本法案ノ精神ヲ政府ガ説明スル時ニ當ツテ用ヒタ恩惠的立法デアルト云フヤウナ言辭ヲ捉ヘテ、之ガ時代錯誤ノ甚シキモノデアルカラ、吾々ハ反對デアルト云フヤウナコトハ、言葉ノ末節ヲ捉ヘテ、本質ヲ破壊スルモノデアリマスカラ、私共ハ此御意見ニハ賛成スルコトハ出來ナイノデアリマス、

第三ニハ本法案ノ内容ガ財産上ノ損害賠償制度ニマデ進マナカッタコトガ不可デアルト云フ御議論デアリマスガ、吾々モ理想論トシテハ、所謂財産上ノ損害ガアツタ場合ニハ、國家ガソレ賠償シテヤルコトニハ賛成デアリマス、ケレドモ是ハ先刻申シマシタヤウニ、今日我國ノ財政狀態デハ、到底希望スルコトガ出來ナイノデアリマス、然ルニ強テ財産上ノ損害マデヲ賠償スベシトノ制度ニマデ進マナケレバ不可デアルト云フコトヲ高調シマスルナラバ、此法案

ク可憐ノ人々ヲ救フト云フコトハ、出來ナ
イノデアリマス、ソレハ吾々ニ於テ到底忍
ベナイノデアリマスカラ、所謂漸進主義デ
アルト云フ政府ノ説明ニ、贊意ヲ表シテ、
此法案ガ速ニ實施セラレンコトヲ希望スル
ノデアリマス、今假ニ損害賠償ヲ財産ニ對
スル損害賠償ニマテ進メルトスルナラバ、
今日ノ此財政状態ヲハ出來ナイ、ソコデ私
共ハ今日ノ場合ニ於テハ此案ヲ維持シ、此
法律案ヲ通過セシメ、之ヲ實施スルヨリ外
ニハ採ルベキ道ガナイノデアリマス、何ト
ナレバ例ヘバ勾留セラレタル者ガ、非常ナ
ル實業家デアッテ、勾留セラレタガ爲ニ、新
テ、自分ノ事業ガ、全ク破滅セラレテ了シ
タト云フヤウナ場合ニ於ケル其財産上ノ損
害ト云フモノハ、莫大ナモノデアリマス、又
有力ナル商賣人ガ勾留セラレタガ爲ニ、新
聞紙上等ニ發表セラレタリ、人ノ噂ニ上テ
タリシタ結果、信用ヲ失墜シ、顧客ハ註文
ヲ斷ハルト云フコトニナリ、ソレガ爲ニ全
ク商賣ガ出來ナイト云フヤウナ悲慘ナ事實
ハ枚舉ニ追ナインデアリマス、又有力ニシ
テ盛大ナル工業ニ從事シテ居ル主人ガ勾留
セラレタト假定シ、此事實ガ社會ニ發表セラ
レタト致シマスルナラバ、此面白クナイス
ノ事實ヲ見、此面白クナイ事柄ヲ聞イタ者
ハ、此工場ニ對シテハ注文ヲ取消シ、取引
ヲ断ハリ、同工場ノ商品ハ賣レナイト云フ
ヤウナコトニナリマスコトモ決シテ偶然デ
ハアリマセヌ、斯様ナ場合ニ於キマシテハ、
是等ノ人々ノ財產上ノ損害ハ實ニ甚大ニシ
テ、驚クベキモノガアルノデアリマス、此
場合ニ於テ國家ガ之ヲ賠償スルト云フコト
ガ出來ルコトデアルナラバ、ソレハ實ニ結構
デアリマスガ、其所謂損害測ルベカラザル
所ノ多額ナル損害ヲ國家ガ賠償スルト云フ
コトハ今日我國ノ財政状態ニ於テハ到底出
來得ナイコトデハアリマセヌカ、又精神方面
カラ見マシテモ金額ト云フコトニ拘泥セ

ズ、何處マデモ、其人ノ慰藉ノ途ヲ十分達成シタイト云フコトデアルナラバ、人々ノ身分地位境遇等ニ依リマシテ、少額ノ金額ニテハ之ヲ補償スルコトハ出來ナイノアリマス、例ヘバ非常ナル榮譽ノ地位ニアリタ人ガ、一朝ニシテ犯罪嫌疑ノ爲ニ捕ハレ、勾禁セラレタリトスル場合ニ於テ、審理ノ結果無罪免訴ノ裁判ヲ受ケタリト致シマスルナラバ、些少ノ金額ヲ以テハ其人ノ精神上ノ慰藉ヲシヨウトシテモ、ソレハ到底出來ナイノデアリマシテ、牧野君ノ御話ノ通リデアリマス、又吾々議員ノ地位ニ居ル人ガ、若シ萬一何等カノ嫌疑ノ下ニ拘束セラレ、審理ノ結果無罪免訴ノ言渡ヲ受けタル時ハ、牧野君ノ御主張ノ如ク、五圓位ノ金ハ取り行カナイデアリマセウ、又五圓位ノ金ヲ貰ッテモ、精神上ノ慰藉ハ出來ナイデアリマセウ、サウ云フ時ニ是ノ地位名譽相當ノ職責ヲ有シテ居ル人ニ、眞ノ精神上ノ慰藉ヲシヨウトスルノニハ、些少ノ金デハ此慰藉ノ目的ヲ達成スルコトハ出來ナイ、斯様ナコトデアリマスガ故ニ、吾々ハ何等カノ方法ニ依シテ、慰藉ノ途ヲ講ジテヤリタイ、之ヲヤルノニハ、金額ハ少額デアリテモ、國家ガオ前ヲ斯ノ如ク勾留シ、斯ノ如ク自由ヲ束縛シタ云フコトハ惡カッタト云フ意味ヲ表現スルコトガ出來ルナラバ、ソレデ宜ノイノデアリマス、此方法トシテハ或ル金額ヲ提供スルト云フコトモ亦一ノ方法デアルコトハ異存ハアリマスマイ、左スレバ、金額ノ多少ニ拘ハラズ是等ノ嫌疑者ハ此金額ヲ受取ルコトニ依シテ相當ノ慰藉ヲ受ケタコトニナルカト考ヘルノデアリマス、此點ニ對シテ牧野君ハ非常ニ之ヲ貶サレマシテ、世界ニ對シ一等國ヲ以テ任ズル我國ガ斯ノ如キ立法ヲシテ世界ニ知ラシメルコトハ我國ノ一大恥辱デアルト仰セニナリマシテ、世界ニ意味ニ於テ恥辱デアルカモ知レマセヌガ、先進國ニハ未ダ是等ノ立法ノ完成シテ居ナイ

國ノアルト云フコトヲ諸君ハ御承知ニナラベ
ナリマセヌ、現ニ英國デハ議會デ何回モ問
題ニナッタケレドモ、未ダ一回モ是ガ通過シ
テ居ナイノデアリマス、此場合ニ於テ諸國ハ、
英國ハ文化低劣ナルガ故ニ、斯ノ如キ法律
案ガ制定セラレテ居ナイノデアルト非難ス
ルコトガ出來ルノデアリマスカ、其制定セ
ラレナイ所以ノモノハ牠ニ色々事情ノアル
コトヲ考ヘナケレバナラヌノデアリマス、
又外國ノ例ヲ御取リニナリマシタガ、如何
ニモ此法案ヨリモ立派ナル法律ガアルカソ
如ク御主張ニナラレマシタガ、伊太利ニシ
テモ、佛蘭西ニシテモ、牧野君等ノ主張スル
如ク違警罪即決例ニ依ル拘留、若クハ起訴
前ノ留置ニ依ル處分ト云フコトニ對シテ、
何等補償ノ方法ヲ講ジテ居ナイノデアリマ
ス、ソレバカリテハアリマセヌ、此法案ニ明
定致シテアリマスヤウニ、無罪若クハ免訴
ノ言説ヲ受ケタル場合デモ、伊太利ヤ佛蘭
西デハ損害賠償ノ制度ヲ認メシテ唯一慶
判決ヲ受ケ、確定シタル後ニ於テ再審理
ノヤリ直シヲ必要ト認メテ再審ノ訴ヲ起シ
テ、其結果無罪ニナッタ時ニノミ國家ハ賠償
スルト云フ規定ガ設ケラレテアルノデアリ
マスカラ、是等先進國ノ賠償法ヨリモ非常
ニ進ンデ居ル此刑事補償法ハ世界ニ向テ、
大ニ誇號スルコトガ出來ルトコソ思ヘ、是
ハ恥カシイ非文明的ノ法律デアルトハ考ヘ
テナインデアリマス、牧野君モ思ヲ茲ニ
致サレマシタナラバ、非文明的ノ法案デア
ルトカ、時代錯誤ノ法律デアルトカ、世界
本案ニ、其趣旨ガ少シモ認メラレナイト云
フ御主張デアッタノデアリマスガ、是ハ當ラ
ナイノデアリマス、即チ外國ノ立法例ヲ見
マスルト、非常ニ嚴重ニ規定セラレテ居ル
(拍手)

クデアリマスガ、ソレニ比較致シマスルナ
ラバ、我國ノ此法案ハ、餘程寛大ニ冤罪者
ニ遇シテ居ルノデアリマス、此事ハ此法案
ヲ精査スルコトニ依テ、明カニ看取スルコ
トガ出來ルノデアリマス、今例ヲ擧ゲテ見
マスルナラバ、外國ノ立法例ニ依リマスル
ト、自分方起訴若クハ勾留セラレタコトニ
對シテハ、全ク責任ハナカッタノデアルト云
フコトヲ證明シタ場合ニナケレバ、國家ハ
賠償シナイト云フ例モアルノデアリマス、
又先刻申シマシタヤウニ、佛蘭西、伊太利
ノ如ク、再審ノ場合ダケヲ補償スルノダト
云フ例モアリマス、又或ハ短期間ノ勾留ニ
對シテハ、假ニ其人ガ無罪免訴ノ言渡ヲ受
ケテモ、國家ハ賠償ヲシナイ、長期ノ勾留
デアル場合ニ限テ、無罪免訴ノ言渡ヲ受ケ
タ者ニ國家ガ賠償スルト云フ法律モアルノ
デス、又或ハ一定ノ前科ヲ持テ居ル者ニ
對シテハ、國家ハ賠償シナイト云フ法律モ
アルノデアリマス、併ナガラ此刑事補償法
案ニ於キマンシテハ、此無辜ノ人ニ、自分ニ
ハ責任ガナカタト云フ立證ヲセヨト云フ
コトモ要求セズ、再審ノミニモ限ラズ、
刑事訴訟手續ニ依ル無罪免訴ノ場合ニ於テ
モ、國家ニ於テ補償ヲ與ヘルコトニ規定セ
ラレ、勾留が長期ニ瓦ラナクテモ、短期デ
アッテモゼ無罪免訴ニナッタ場合ニハ、國家ハ
補償ノ責ニ任ズル、其者ガ前科者デアッテ
モ、國家ガ補償スルト云フヤウニ、寛大ナル
例ヲ幾ラデモ設ケテアルノデアリマス、是
ニ由シテ之ヲ觀レバ、所謂精神上ノ損害賠
償ヲ旨トシテ居ルト云フヤウナコトモ、外
國ノ是等ノ實例ニ比較致シマスルナラバ十
分看取スルコトガ出來ルノデアリマス、尤
モ此原案ニハ、所謂國家ハ進ンデ第三者ニ、
此人ハ全ク無罪免訴デアッタ云フコトヲ
知ラセルト云フ規定ガナカッタノデ、此點ニ
對シテハ私共ニ於テ修正意見ヲ提出シ、國
家ハ進ンデ第三者ニ對シ此冤ニ泣ク人ノ爲
シタヤリ方デアルト私ハ考ヘルノデアリマ
(拍手)

クデアリマスガ、ソレニ比較致シマスルナ
ラバ、我國ノ此法案ハ、餘程寛大ニ冤罪者
ニ宣傳セラレマシテ、相當ノ效果ガアルノ
ヲ精査スルコトニ依テ、明カニ看取スルコ
トガ出來ルノデアリマス、此點ヲ牧野君
マスルナラバ、外國ノ立法例ニ依リマスル
ト、自分方起訴若クハ勾留セラレタコトニ
對シテハ、全ク責任ハナカッタノデアルト云
フコトヲ證明シタ場合ニナケレバ、國家ハ
賠償シナイト云フ例モアルノデアリマス、
又先刻申シマシタヤウニ、佛蘭西、伊太利
ノ如ク、再審ノ場合ダケヲ補償スルノダト
云フ例モアリマス、又或ハ短期間ノ勾留ニ
對シテハ、假ニ其人ガ無罪免訴ノ言渡ヲ受
ケテモ、國家ハ賠償ヲシナイ、長期ノ勾留
デアル場合ニ限テ、無罪免訴ノ言渡ヲ受ケ
タ者ニ國家ガ賠償スルト云フ法律モアルノ
デス、又或ハ一定ノ前科ヲ持テ居ル者ニ
對シテハ、國家ハ賠償シナイト云フ法律モ
アルノデアリマス、併ナガラ此刑事補償法
案ニ於キマンシテハ、此無辜ノ人ニ、自分ニ
ハ責任ガナカタト云フ立證ヲセヨト云フ
コトモ要求セズ、再審ノミニモ限ラズ、
刑事訴訟手續ニ依ル無罪免訴ノ場合ニ於テ
モ、國家ニ於テ補償ヲ與ヘルコトニ規定セ
ラレ、勾留が長期ニ瓦ラナクテモ、短期デ
アッテモゼ無罪免訴ニナッタ場合ニハ、國家ハ
補償ノ責ニ任ズル、其者ガ前科者デアッテ
モ、國家ガ補償スルト云フヤウニ、寛大ナル
例ヲ幾ラデモ設ケテアルノデアリマス、是
ニ由シテ之ヲ觀レバ、所謂精神上ノ損害賠
償ヲ旨トシテ居ルト云フヤウナコトモ、外
國ノ是等ノ實例ニ比較致シマスルナラバ十
分看取スルコトガ出來ルノデアリマス、尤
モ此原案ニハ、所謂國家ハ進ンデ第三者ニ、
此人ハ全ク無罪免訴デアッタ云フコトヲ
知ラセルト云フ規定ガナカッタノデ、此點ニ
對シテハ私共ニ於テ修正意見ヲ提出シ、國
家ハ進ンデ第三者ニ對シ此冤ニ泣ク人ノ爲
シタヤリ方デアルト私ハ考ヘルノデアリマ
(拍手)

クデアリマスガ、ソレニ比較致シマスルナ
ラバ、我國ノ此法案ハ、餘程寛大ニ冤罪者
ニ宣傳セラレマシテ、相當ノ效果ガアルノ
ヲ精査スルコトニ依テ、明カニ看取スルコ
トガ出來ルノデアリマス、此點ヲ牧野君
マスルナラバ、外國ノ立法例ニ依リマスル
ト、自分方起訴若クハ勾留セラレタコトニ
對シテハ、全ク責任ハナカッタノデアルト云
フコトヲ證明シタ場合ニナケレバ、國家ハ
賠償シナイト云フ例モアルノデアリマス、
又先刻申シマシタヤウニ、佛蘭西、伊太利
ノ如ク、再審ノ場合ダケヲ補償スルノダト
云フ例モアリマス、又或ハ短期間ノ勾留ニ
對シテハ、假ニ其人ガ無罪免訴ノ言渡ヲ受
ケテモ、國家ハ賠償ヲシナイ、長期ノ勾留
デアル場合ニ限テ、無罪免訴ノ言渡ヲ受ケ
タ者ニ國家ガ賠償スルト云フ法律モアルノ
デス、又或ハ一定ノ前科ヲ持テ居ル者ニ
對シテハ、國家ハ賠償シナイト云フ法律モ
アルノデアリマス、併ナガラ此刑事補償法
案ニ於キマンシテハ、此無辜ノ人ニ、自分ニ
ハ責任ガナカタト云フ立證ヲセヨト云フ
コトモ要求セズ、再審ノミニモ限ラズ、
刑事訴訟手續ニ依ル無罪免訴ノ場合ニ於テ
モ、國家ニ於テ補償ヲ與ヘルコトニ規定セ
ラレ、勾留が長期ニ瓦ラナクテモ、短期デ
アッテモゼ無罪免訴ニナッタ場合ニハ、國家ハ
補償ノ責ニ任ズル、其者ガ前科者デアッテ
モ、國家ガ補償スルト云フヤウニ、寛大ナル
例ヲ幾ラデモ設ケテアルノデアリマス、是
ニ由シテ之ヲ觀レバ、所謂精神上ノ損害賠
償ヲ旨トシテ居ルト云フヤウナコトモ、外
國ノ是等ノ實例ニ比較致シマスルナラバ十
分看取スルコトガ出來ルノデアリマス、尤
モ此原案ニハ、所謂國家ハ進ンデ第三者ニ、
此人ハ全ク無罪免訴デアッタ云フコトヲ
知ラセルト云フ規定ガナカッタノデ、此點ニ
對シテハ私共ニ於テ修正意見ヲ提出シ、國
家ハ進ンデ第三者ニ對シ此冤ニ泣ク人ノ爲
シタヤリ方デアルト私ハ考ヘルノデアリマ
(拍手)

條ノ第二號ニ規定セラレテ居リマスヤウニ、
公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反シ著シク非難
スペキ行爲ノアツトキニハ、ヤハリソレハ
其者ガ責任ヲ負ハナケレバナラスト考ヘテ
居ルノデアリマス、是ハ例ヲ學ゲレバ能ク
分ルノデアリマス、例ヘバ強姦ノ場合、強
姦ノ告訴ガアツタガ故ニ檢事が之ヲ起訴シ、
一審ニ審ニ於テ有罪ノ判決ヲ受ケタ場合
ニ、被害者ガ告訴ヲ取下ダ時分ニハ、我
ガ法律ハ親告罪ノ取下デアルガ故ニ、之ヲ
免責事由ト致シマシテ、此人ニ對シテハ、
免責ノ言渡ヲスルノデアリマス、斯ウ云フ
場合ニ於テ諸君ハ此不倫ノ行動ヲシタ者ガ
告訴ヲ取下ダラレタコトニ依テ、責任ヲ免
レタ場合ニ、此人ニ對シテモ國家ハ損害ノ
賠償ヲシテヤラケレバナラヌト云フコト
ガ、果シテ認容セラル、デアリマセウカ、
(拍手)諸君、是ハ如何デスカ、サウ云フ場合
デモヤハリソレハ罪ガナカッタノダカラジ
テ、其者ニ對シテハ國家ハ賠償ヲシナケレ
バナラヌト云フコトデアレバ、如何デセウ
カ、サウ云フ場合ニハ國家ハ責任ヲ負ハナ
イトシタ方ガ、道徳ノ上カラ政シマシテモ、
斯ノ如キ不都合ノ行動ヲシタ者ヲ戒メル上
カラ致シマシテモ、當然ノ措置デアルト私
ハリ國家ガ責任ヲ負ハナイト云フコトニシ
ハ考ヘルノデアリマス(拍手)有夫姦ノ場合
ニ於テモ然リデアリマス、有夫姦ノ場合
ニ於キマシテモ、告訴取下ニナツダ時ニ、ヤ
ハリ國家ガ責任ヲ負ハナイト云フコトニシ
テ置ク方ガ宜シニノデ、又或特種ノ不能犯、
例ヘバ或人ヲ殺サウトスル、或人ヲ殺サン
ガ爲ニ之ニ毒ヲ盛ダ場合ニ於テ其毒ガ人
ヲ殺スニ足ルダケノ分量デナカッタ、其時分
ニハ我が刑法ハ不能犯トシテ之ヲ罰セナイ、
不能犯トシテ罰シナカガ爲ニ是ハ刑法上ノ
責任ガナカイ、傷害ヲ受ケナイ場合ニハ所謂
無罪免訴ニナル、無罪免訴ニナツカラト
テ、此人ハ人ヲ殺サウトシテ毒薬ヲ或人ノ
飲物ノ中ニ投ジタケレドモ、刑法上ノ不能
犯ナルガ故ニ罰セラレナイト云フ場合、オ

前ハ無罪デアルカラ國家ガ責任ヲ負フト云
フコトハ如何ナモノデアリマセウカ、國家
ハ斯ノ如キ場合ニモ損害ヲ補償シナケレバ
ナラヌト云フコトハ私共ハ贊成出来ナイノ
デアリマス

今一ツノ例ヲ擧ゲレバ、是ハ政府委員ノ
説明ニアツタカラ委員ノ方ハ御承知デアリ
マスガ、賭場ヲ開イテ盛ニ丁半ヲ争シテ居
ル、其時ニ警察官ガ踏込ンデ之ヲ逮捕シタ、
サウシテ之ヲ検事ガ調べテ起訴シ、段々調
ベタ所ガソレハ所謂賭博デハナク詐偽賭
博デアツタト云フヤウナ場合ニ於テハ、賭
博デナイガ爲ニ賭博ニ事寄セテ欺罔セラ
レタ人ハ被害者デアル、賭博ニ事寄セテ
相手方カラ財物ヲ騙取シタ者ハ詐欺罪ノ
既遂者デアル、刑法ハ斯ノ如キ場合ニ於
テハ所謂賭博罪トシテ起訴シタケレドモ、
調べタ結果ハ賭博罪デハナカッタノデ詐欺
罪トシテ其詐欺犯人ノミヲ罰シ、詐欺ノ被
害者デアツタ者ニ對シテハ無罪免訴ノ言渡
ヲ爲スノデアリマス、併ナガラ諸君此無罪
免訴ニ爲シタ人ハ盛ニ賭場ニ出入シテ丁半ヲ
争シテ、現行犯ヲ見付ケラレテ逮捕監禁セラ
レタノデアリマス、併ナガラ審理ノ結果法律
上罪ガナカッタ、國家ガ之ヲ拘束シタノハ不
都合デアツタカラ之ニ精神上ノ慰藉ラシナ
ケレバナラヌト云フノハ如何デアリマセウ
カ、或ハ尙ホ例ヲ變ヘテ言フナラバ、或者
ガ或ル官吏若クハ公吏デアルト假定シテ、
其人ニ賴メバ或ル事柄ガ出來ルト云フ考デ
賄賂ヲ提供シタ、ソレガ丁度其官吏任命ノ
一日前デアツタ、或ハ賄賂ヲ提供シタノハ其
官吏ガ辭職シタ一日後デアツタト云フヤウ
ナ場合ニ於テハ、刑法ハ官公吏ニ對シ其職
務ニ關シテ賄賂ヲ提供、約束、供與シタノ
デナケレバ罰シマセヌ、ソレガ爲メ既ニ公
務員デナイン處ノ即チ、公務員ニ任命セラル
ル一日前、又ハ公務員ヲ罷メタ一日後ノコ
トデアツタト云フコトニ於テ、其者ガ所謂法
律上罪ヲ問ハレナイ、無罪免訴ノ言渡ヲ受

ケタト云フ時ニ、サウ云フコトヲシナケレバ自分ハ何モ瀆職罪ヲ犯シタモノトシテ嫌議ヲ受ケナイ、起訴收監セラレナイ、然ルニ國法ヲ犯ス考ヲ以テヤタトスレバ、是ハ世間カラ見レバ著シク非難攻撃スペキコトデアル、斯ウ云フヤウナ場合ニ於テ是ガ無罪免訴ニナシタカラトテ、之ニ國家が賠償ヲ與ヘルト云フコトハ、餘リニ蟲ガ好過ギルヤウニ私ハ思ヒマスガ如何デアリマセウ、斯ウ云フヤウナ顯著事例ヲ舉ゲマスレバ、第四條第二號ノ「善良ノ風俗ニ反シ著シク非難スペキモノナルトキ」斯ウ云フ特別ノ條件ヲ備ヘタ場合ニハ、國家が賠償若クハ補償ノ責ニ任せナイト云フコトニ取扱フノハ、寧ロ當然デハアリマズマイカ、斯ウ云フ場合ニ國家が補償ラシテハ、國家ハ幾ラ金ガアツテモ足リナインデアリマス、サウ云フ場合ニ、補償ヲ賄ハウト云フガ如キコトハ不都合デアルカラ、本項ハ之ヲ存置シテ置カネバナラヌノデアリマス
ソレカラ第六ト致シマシテハ、第四條ノ中ノ所謂「重大ナル過失ニ因ル行爲ガニ云々、斯ノ如キ文句ヲ用ヒテ居ルコトモ良クナイ、是モ一ツノ「トリック」デアル、之ヲ檢事ガ悪用スルトノ御非難デアリマスガ、左様ナ御非難ハ誤レルノ湛ダシキモノデアルト思フノデアリマス、重大ナル過失ト云フコトハ、法曹界ノ諸君ハ能ク御存ジデアリマス、御承知ノ如ク重大ナル過失デアルカ、小過失デアルカ、中過失デアルカト云フコトハ、刑法ニ限ラヌ、法律ヲ學習シタ人ハ總テ之ヲ知テ居ルノデアリマス、所謂一寸注意ヲ用ヒレバ、斯ノ如キ事柄ハ惹起サナカツタノデアルト云フヤウナ場合ニ、一寸氣ヲ付ケナカツタ、僅カナ注意ヲ用ヒナカツタ、ソレガ爲ニ此人ハ檢事カラ起訴收監サレテ、豫審若クハ公判ニ於テ是ガ有罪ナ

リト認定セラレタ場合ニ於テハ、其所謂一寸ノ注意ヲ用ヒザリシコトガ、此事端ヲ惹起シタモノデアルガ故ニ、其責任ハ此事端ヲ惹起セシムルニ至ラシメタ其人ガ負ハナケレバナラスト云フコトハ、是ハ此法案ダケデハアリマセヌ、現ニ獨逸ニ於テモ、塊太利ノ法律ニ於テモ、此規定ガ明記サレテ居ルノデアリマシテ、是ガ爲ニ是等ノ文明先進國ガ、是ハ「トリック」デアル、斯ノ如キモノハ法文ニ要ラナイト議論シテ居ル者ハナイノデアリマス、ケチヲ附ケテハイケマセヌ、又検事ガ此法文ヲ惡用スルカラト云フガ如キハ、餘リニ檢事局ノ内部ヲ知ラズシテ、檢事ヲ信賴シナイト云フ結果生ズル間違タ議論デアリマスカラ、批判ノ價値ガナインデアリマス

私生子ニ與ヘナイコトハ餘リ面白クナイデ
ハナイカト云フ御議論モアリマシタガ、私
生子其モノガ本當ノ實子デアル場合、或ハ
他ニ實子ガナイ場合、或ハ妻ガナイ場合、
サウ云フ場合ニ同居ノ私生子ニ補償ヲ與ヘ
ルコトハ必要デアル場合モアリマセウ、併
ナガラ若シソコマデ自分ノ子供ニ戀著ガア
ルナラバ、私生子ニシテ置カナイデ、私生
子ノ認知ヲシテ、庶子トシテ自分ノ戸籍内
ニ入レテ置ケバ、斯ウ云場合ニ補償ヲ受
ケルコトガ出來ルノデアリマスカラ、斯ノ
如キ僅カナ除例外アルコトヲ捉ヘテ、此法
律ノ精神ヲ滅却スルト云フヤウナ議論ニ
ハ、吾々ハ贊成出來ナイノデアリマス
ソレカラ牧野君ハ斯ノ如キ補償ヲ受ケ
コトノ出來ル此權利ヲ讓渡スルコトヲ禁ジ
テアルノハイケナイ、是ハ讓渡出來ルヤウ
ニシナケレバイケナイト云フ御議論デアリ
マス、是ハ大變ナ間違デアル、補償ヲ受ケ
ル所ノ權利ハ一身ニ專屬スル權利デアルト
云フコトガ明カデアル以上ハ、之ヲ讓渡ス
ルコトハ慰藉ノ目的ニ反スルノデアル、又
讓渡ト云フコトヲ認メル場合ニ於テハ、之
ヲ讓受ケタ人ニ對シテ、第三者ガ之ヲ差押
ヘルヤウナコトガアツナラバ、其讓渡ヲ受
却テ此人ハ讓渡シタガ爲ニ幾多ノ事端ヲ激
果、自分ニ讓渡シタ人ニ對シテ求償權ヲ行
使スルト云フ場合ガ起ルコトハ、アリ得ベ
キコトデアリマス、斯ウ云フ場合ニ於テハ、
却テ此人ハ讓渡シタガ爲ニ幾多ノ事端ヲ激
果シテ、折角慰藉ノ爲ニ國家ガ補償ヲ與ヘ
タル方ガ、此法案ノ趣旨カラシテ正シキモノ
ノデアリマス、此意味ニ於テ牧野君ノ讓渡
ヲ禁スルト云フコトヲ削除スルト云フ修正
ニハ、吾々ハ贊成出來ナイノデアリマス

ソレカラ其次ニハ補償ノ金額ノ低額ヲ示
サナカツタノハイケナイノダト、所謂第五
條、之ヲ非常ニ批難サレマシタガ、一日五
圓以内ノ補償金ヲ支拂フト云フヤウニシテ
置ケバ、無產黨ノ諸君ガ五錢デモ五圓以内
デアル、十錢デモ五圓以内デアル、サウ云
フヤウナコトヲサレテハイケナイカラ、少
クトモ低額ヲ決メル必要ガアルト云フノデ
アリマシテ、牧野君ハ最低二圓ヲ下ルコト
ヲ得ズト修正サレタノデアリマス、併ナガ
ラ五圓以内ノ補償金ヲ交付スルト云フコト
ニスレバ、苟モ常識ノアル裁判官ハ、之ニ
對シマシテ五錢ダトカ、二十錢ダトカ云
フヤウナ少額ノ金ヲ支拂フト云フ裁判ヲ爲
スヤウナコトハ致シマセヌ、最低ヲ書カナ
ケレバ信用ガ出來ヌ、裁判官ヲ信ズルコト
ガ出來ヌカラト云フナラバ、今日ノ裁判官ニ
對シテ色々々ナ職權ヲ以テ裁判ヲスルコトノ
權能、所謂職權主義ガ幾ラモ法律ノ中ニ織
込マレテ居リマスガ、サウ云フヤウナモノ
ヲ廢メテシマハナケレバナラヌト云フ、極
端ナ議論ヲ生ジナケレバナラヌノデアリマ
スガ故ニ、是ハ其人、其時、其境遇、其場
所等ニ應ジテ、裁判官ガ善處妙用スルモノ
デアルト云フコトニ於テ、最低ノ金額ヲ定
メナクテモ此程度デ宜シイ、斯様ニ私共ハ
考ヘテ居ルノデアリマス、又五圓ト決メタ
ノガイケナイノダ、左様ナコトニスルト、折
角慰藉シヨウトシタコトガ慰藉ニハナラナ
イ、宜イ例ハ吾々議員デアルト、斯様ニ私共ハ
君ハ例ヲ擧ゲラレマシタ、成程吾々ガ若シ
ハ出來ヌト思フナラバ拋棄シタラ宜イ、ダ
カラシテ此金ヲ決メテ居リタカラト言ッテ
ル者ハ、裁判所ニ申立ルト云フ規定ニナッ
テ居ルノダカラ、俺ハ金デハ精神上ノ慰藉
ニ借金ヲシテ、所謂積極政策ヲシテ國民ノ
負擔ヲ増加セシメテモ宜シトイト云フコトデ
シテモ、財政上出来ナイ場合ニハ仕方ガナ
イデハアリマセヌカ、政友會ノ諸君ノヤウ
ズシモ此少數意見ニハ反對デアリマセヌ
ケレドモ、一時ニ立派ナ法律ヲ捨ヘヨウト
シテモ、裁判所ニ申立ルト云フ規定ニナッ
テ居ル我ガ民政黨ノ主義トシテハ、此理想
案ハ行ハントシテ行フコトガ出來マセウ、
併ナガラ國民カラ稅金ヲ澤山取ラヌヤウニ
シ、國民ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ目的トシ
テ居ル我ガ民政黨ノ主義トシテハ、此理想
案ハ行ハントシテ行フコトガ出來ナイト
アリマス、吾々ハ今日失業救濟問題ノヤカ
マシイ場合ニ於テ、救護法ノ問題ノヤカ
マシイ場合ニ於テ、此難局ヲ切抜ケ、政府ガ
本法案ヲ提出シテ、未ダ曾テ保護セラレナ
カツ、未ダ曾テ救護セラレザリシ無辜ノ冤
ニ泣ク憐ムヘキ人々、之ニ依テ救護シヨ
シ時期ニ於テ、此難局ヲ切抜ケ、政府ガ
ウトスル此法案ニ對シマシテハ、所謂超黨
派の考ヲ以テ贊意ヲ表シ、此法案ヲ一日
モ早ク實施シナケレバナラヌト考ヘテ居ル
ノデアリマス、若シ此法案が缺點ガ多イナ
ラバ、是カラ金ガ澤山出來テ、相當ニ慰藉

ナル、其時ニ裁判所ノ決メタ十圓、若クバ
二十圓ト云フ金ノ給付ヲ受ケルコトニ依
テ、其人ノ精神上ノ慰藉ガ出來ルカ、出來
ナイデハナイカ、カラ此金ノ支拂ト云フ
コトハ、金ニ依テ吾々ガ精神上ノ慰藉ヲ受
ケヨウト云フ趣旨デモナク、金ニ依テ財產
上ノ補償ヲシヨウト云フ趣旨デモナク、何
等カノ方法ニ依テ慰藉ヲシナケレバナラ
ヌガ、慰藉ヲスルノニハ、マアノ金ニ依
ラナケレバ仕方ガナイデハナイカ、ソレデ
ニナケレバ仕方ガナイデハリマセヌカ、ソレデ
ニヤウナ少額ノ金ヲ支拂フト云フ裁判ヲ爲
スヤウナコトハ致シマセヌ、最低ヲ書カナ
ケレバ信用ガ出來ヌ、裁判官ヲ信ズルコト
ガ出來ヌカラト云フナラバ、今日ノ裁判官ニ
對シテ色々ナ職權ヲ以テ裁判ヲスルコトノ
權能、所謂職權主義ガ幾ラモ法律ノ中ニ織
込マレテ居リマスガ、サウ云フヤウナモノ
ヲ廢メテシマハナケレバナラヌト云フ、極
端ナ議論ヲ生ジナケレバナラヌノデアリマ
スガ故ニ、是ハ其人、其時、其境遇、其場
所等ニ應ジテ、裁判官ガ善處妙用スルモノ
デアルト云フコトニ於テ、最低ノ金額ヲ定
メナクテモ此程度デ宜シイ、斯様ニ私共ハ
考ヘテ居ルノデアリマス、又五圓ト決メタ
ノガイケナイノダ、左様ナコトニスルト、折
角慰藉シヨウトシタコトガ慰藉ニハナラナ
イ、宜イ例ハ吾々議員デアルト、斯様ニ私共ハ
君ハ例ヲ擧ゲラレマシタ、成程吾々ガ若シ
ハ出來ヌト思フナラバ拋棄シタラ宜イ、ダ
カラシテ此金ヲ決メテ居リタカラト言ッテ
ル者ハ、裁判所ニ申立ルト云フ規定ニナッ
テ居ルノダカラ、俺ハ金デハ精神上ノ慰藉
ニ借金ヲシテ、所謂積極政策ヲシテ國民ノ
負擔ヲ増加セシメテモ宜シトイト云フコトデ
シテモ、財政上出来ナイ場合ニハ仕方ガナ
イデハアリマセヌカ、政友會ノ諸君ノヤウ
ズシモ此少數意見ニハ反對デアリマセヌ
ケレドモ、一時ニ立派ナ法律ヲ捨ヘヨウト
シテモ、裁判所ニ申立ルト云フ規定ニナッ
テ居ル我ガ民政黨ノ主義トシテハ、此理想
案ハ行ハントシテ行フコトガ出來マセウ、
併ナガラ國民カラ稅金ヲ澤山取ラヌヤウニ
シ、國民ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ目的トシ
テ居ル我ガ民政黨ノ主義トシテハ、此理想
案ハ行ハントシテ行フコトガ出來ナイト
アリマス、吾々ハ今日失業救濟問題ノヤカ
マシイ場合ニ於テ、救護法ノ問題ノヤカ
マシイ場合ニ於テ、此難局ヲ切抜ケ、政府ガ
本法案ヲ提出シテ、未ダ曾テ保護セラレナ
カツ、未ダ曾テ救護セラレザリシ無辜ノ冤
ニ泣ク憐ムヘキ人々、之ニ依テ救護シヨ
シ時期ニ於テ、此難局ヲ切抜ケ、政府ガ
ウトスル此法案ニ對シマシテハ、所謂超黨
派の考ヲ以テ贊意ヲ表シ、此法案ヲ一日
モ早ク實施シナケレバナラヌト考ヘテ居ル
ノデアリマス、若シ此法案が缺點ガ多イナ
ラバ、是カラ金ガ澤山出來テ、相當ニ慰藉

ニ於テ、之ヲ含マナイノハイケナイデハナ
イカト云フ御議論、吾々モ理想トシテハ贊
成デアリマス、併ナガラ是モ先程申上ゲマ
シタヤウニ、財政上ノ理由カラシテ、今日
其爲ニ國家ガ補償スルコトガ出來ナイ場
合、吾々ハ最小限度ニ於テ本法案ノ程度ニ
ソレカラ其次ニハ補償ノ金額ノ低額ヲ示
サナカツタノハイケナイノダト、所謂第五
條、之ヲ非常ニ批難サレマシタガ、一日五
圓以内ノ補償金ヲ支拂フト云フヤウニシテ
置ケバ、無產黨ノ諸君ガ五錢デモ五圓以内
デアル、十錢デモ五圓以内デアル、サウ云
フヤウナコトヲサレテハイケナイカラ、少
クトモ低額ヲ決メル必要ガアルト云フノデ
アリマシテ、牧野君ハ最低二圓ヲ下ルコト
ヲ得ズト修正サレタノデアリマス、併ナガ
ラ五圓以内ノ補償金ヲ交付スルト云フコト
ニスレバ、苟モ常識ノアル裁判官ハ、之ニ
對シマシテ五錢ダトカ、二十錢ダトカ云
フヤウナ少額ノ金ヲ支拂フト云フ裁判ヲ爲
スヤウナコトハ致シマセヌ、最低ヲ書カナ
ケレバ信譽ガ出來ヌ、裁判官ヲ信ズルコト
ガ出来ヌカラト云フナラバ、今日ノ裁判官ニ
對シテ色々ナ職權ヲ以テ裁判ヲスルコトノ
權能、所謂職權主義ガ幾ラモ法律ノ中ニ織
込マレテ居リマスガ、サウ云フヤウナモノ
ヲ廢メテシマハナケレバナラヌト云フ、極
端ナ議論ヲ生ジナケレバナラヌノデアリマ
スガ故ニ、是ハ其人、其時、其境遇、其場
所等ニ應ジテ、裁判官ガ善處妙用スルモノ
デアルト云フコトニ於テ、最低ノ金額ヲ定
メナクテモ此程度デ宜シイ、斯様ニ私共ハ
考ヘテ居ルノデアリマス、又五圓ト決メタ
ノガイケナイノダ、左様ナコトニスルト、折
角慰藉シヨウトシタコトガ慰藉ニハナラナ
イ、宜イ例ハ吾々議員デアルト、斯様ニ私共ハ
君ハ例ヲ擧ゲラレマシタ、成程吾々ガ若シ
ハ出來ヌト思フナラバ拋棄シタラ宜イ、ダ
カラシテ此金ヲ決メテ居リタカラト言ッテ
ル者ハ、裁判所ニ申立ルト云フ規定ニナッ
テ居ル我ガ民政黨ノ主義トシテハ、此理想
案ハ行ハントシテ行フコトガ出來マセウ、
併ナガラ國民カラ稅金ヲ澤山取ラヌヤウニ
シ、國民ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ目的トシ
テ居ル我ガ民政黨ノ主義トシテハ、此理想
案ハ行ハントシテ行フコトガ出來ナイト
アリマス、吾々ハ今日失業救濟問題ノヤカ
マシイ場合ニ於テ、救護法ノ問題ノヤカ
マシイ場合ニ於テ、此難局ヲ切抜ケ、政府ガ
ウトスル此法案ニ對シマシテハ、所謂超黨
派の考ヲ以テ贊意ヲ表シ、此法案ヲ一日
モ早ク實施シナケレバナラヌト考ヘテ居ル
ノデアリマス、若シ此法案が缺點ガ多イナ
ラバ、是カラ金ガ澤山出來テ、相當ニ慰藉

ノ方法モ出來ル時期ガ來タトキニ、吾々ハ議員トシテノ職權ヲ以テ、何時モ之ヲ修正ヲシ、之ヲ改正スルコトガ出來ルノデアリマスカラ、其時期ヲ待テ善處スペキデアリマス、本法施行時期ハ勅令ニ依テ、何時カラ之ヲ實施スルカ分ラナイト云フヤウナ、生温イ牧野君ノ修正ヨリモ、一日モ早く之ヲ實施スルコトガ最モ機宜ニ適シタルモノナリト信ズルノデアリマス、此意味ニ於テ吾々ノ修正意見ニ甘ジナケレバナリマセヌ、願クハ諸君御賛成アランコトヲ御願ヒシテ降壇致シマス(拍手)

○副議長(小山松壽君) 小林鎬君

(小林鎬君登壇)

○小林鎬君 私ハ委員長報告ノ修正案ニ反對シ、牧野君提出ノ修正意見ニ賛成スル者デアリマス(拍手)本法案ハ此全部ヲ觀察致シマスレバ、補償ノ實體、補償ノ主體ヲ定メ、如何ナル補償方法ヲ執ルカ、又如何ナル手續ニ依テ此補償方行ハレルカ、此四段ヨリ組立テラレテ居ルノデアリマスガ、只今一松君ノ意見ヲ伺ヒマシタガ、基本觀念ガ違フ爲メ、其所說ハ近代ノ法學的構成ノ上ヨリ見マシテ、極メテ非合理的デアリ、又法的感情ノ上カラ言ヒマシテモ、極メテ不人情ノモノデアル(拍手)其說カレル所ヲ聽キマスルト、或ハ慰藉——川崎政務次官ノ言ハレル所ノ御見舞金デアルヤウナ意味ニモ聽エ、或ハ賠償ノ意味ナルガ如クニモ聽エ、其縷々說カレル所ノ箇々總テヲ通ジテ見マスルト、如何ニモ理論ガ一貫シテ居ラナイノデアリマス、(拍手)私ハ恰モ羅馬法隆盛期ノ羅馬時代ニ於ケル、議會ノ議員ノデアル、憐れナル此無辜ノ人ニ對シテ同情慰藉ヲ與ヘルモノデアル、斯ウ述ベラレ、又川崎政務次官ハ御見舞金デアルト言ハレ、泉二政府委員ハ吾々委員ヨリ次第ニ問

○副議長(小山松壽君) 小林鑰君

小林金

私八委員長報告ノ修

法案ハ此義務違反ヲ更ニ越シテ、國家ニ過失ナキ場合ニ如何ナル責任ヲ負フカト云フコトノ根據ニ立ツタ法律案デナケレバナラ又、故ニ私ハ如何ニモ此法律案ハ、今一松君ノ言ハル、ガ如ク、眞ニ國家賠償ノ基本的觀念ニ立ツタノデナクシテ、唯國家ガ其臣民タル無辜ノ民ヲ處罰シテ如何ニモ可哀想デアルカラ、御見舞金ヲヤラウ、斯ウ云フ考ハ實ニ法學的ノ根據ガナイト思フノデアル（拍手）恰モ昔ノ大名ガ斬捨御免ニ、相手ヲ斬捨テ、御氣ノ毒デアツタ云々テ香奐ヲ出スノ類デ、立法ノ合理的の根據ガ發見サレヌノデアリマス（拍手）
諸君、今ヤ個人ガ發達シ、又團體生活ガ發達ノクレエ仕合シヤマンテ、國家、其官

吏ヲ通シテ行シタ行爲——違法行爲ハ勿論、
適法行爲デスラ——之ニ因テ興ヘタル臣民
ノ損害ヲ拂フベキデアルト云フ觀念ハ今ヤ
法治國ノ總ニ於テ認メラル、ニ至タノ
デアリマス、然ルニ千九百三十一年ノ今日
ニ於キマシテ、斯ノ如キ封建時代ノ殿様ガ
斬捨御免ヲヤンテ、其憐レナル自分ノ部下ニ
對シテ些少ナ賄奨ヲ與ヘルト云フガ如キ、
根據ノナイ法律ガ出ルナラバ、眞ニ國ヲ思
ヒ、眞ニ國體ノ構成員タルコトヲ自覺スル
人々ハ、如何ナル者ヲ以テ此法律ニ對スル
デアラウカ(拍手)若シ民政黨諸君ノ意見ハ、
此法案ハ非合理的デハアルガ、金ガナイカ
ラ出來ナイト云フノデアルナラバ、私ハ合
理的又社會的正義ノ爲ニハ、金ノ如何ヲ問
フベキデナイト答ヘル、殊ニ人權ト云フ、
深刻ナル人格ノ権利ヲ重ンズル場合ニ於
テ、國家が先づ金ヲ豫定シテ置イテ、然ル
後ニ之ヲ侵害シテ宜イト云フ理山ガ何處ニ
アルカ、自動車ニ金ヲ積ンデ銀座街頭ヲ馳
驅シ、サウシテ通行人ヲ怪我サセテ、金ヲ
ヤレバ宜イト云フ理山ハナイノデアル、金
ハ無クトモ其賠償ヲナサナケレバナラヌハ
當然デアル、諸君、是ハ僅ニ一年七万二千圓

スルト云フニトニ依テ僅ナ七十園ノ資専
ガ來年度ハ組ンデアルニ過ギ又、政府委員
ノ說カレル所ニ依ルト、恐ラク是方適用ヲ
受ケル人々ガ、一年ニ平均六百四十五人位
アルデアラウ、而シテ此人ガ平均一月位ノ
勾留ヲ受ケルモノトシテ此豫算ヲ組シダソ
デアルト云フコトデアリマス、諸君、人ノ
尊キ權利ガ、實ニ一人前僅カ百十圓幾ラニ
見積ラレルノガ此法律ノ趣旨デアリマス、
聞タ所ニ依レバ彼ノ若槻内閣ノ當時ニ、九
段ノ坂ヲ造リ變ヘルノニ、百何十万圓ノ金
ガ出テ居ルト云フコトデアル、又民政黨ノ
諸君ノ中ニハ、所謂各省ニ於ケル嘱託トシ
テ、一年ニ數千圓ヲ貴テ居ル人々ガ澤山
アルト云フコトデアル、斯ル種類ノ金ヲ節
段ノ坂ヲ造リ變ヘルノニ、僅カ七万二
千圓ヲ豫算ヲ組ンデ得ネトシテ、此尊キ理
約シタナラバ、十万ヤ二十万ノ金ハ直チニ
出テ來ベキデアル、眞ニ寛ニ泣イテ居ル
所ノ憐ムベキ人々救フノニ、僅カ七万二
千圓ヲ豫算ヲ組ンデ得ネトシテ、此尊キ理
論ヲ曲ゲントスル民政黨内閣ハ、如何ニ緊
縮内閣ト雖モ、人道ニ對シテ恥ヅキデハ
ナイカ、私ハ斯ク信ズルノデアリマス、又
斯ル法律ガ出來レバ、適用サル、事案ガ少
タナリ、政府ノ心配スルヤウニ多額ヲ要サ
ヌト信ジマス、一松君ハ各條ニ瓦リマシテ
幾多ノ議論ヲナサレマシタケレドモ、一松
君ノ述べラレタル議論ハ、牧野君ノ修正意
見トシテ述べラレタル論據ヲ何等覆スモノ
ガナインデアリマス、更ニ改メテ私ガ茲ニ
一々駁スルマデモナタ、牧野君ノ說カレタ
所ニ依テ既ニ盡キテ居ルノテアリマス、唯
一松君並ニ一松君ノ同僚諸君ハ、此最モ
意義アル所ノ補償法ヲ、眞ニ國家賠償ヲ觀
念、近世法學的構成ノ上カラ見テ、合理的
ナル觀念ニ據ラズシテ、損害賠償ト慰藉ト
ノ間ヲ彷徨シテ居ル所ノ議論ノ下ニ立タレ
ルカラ、其結論ニ於テ吾々ノ主張スル所ト
違アノハ當然デアリマス、恰モ三角形ノ二
邊方、其頂點ニ於テ同ジクトモ、永久ニ相
合スルコトハナオト同様デアリマス、故ニ

方法等ニ付テ、一松君ノ述べラレタル點ニ
對シテ論議スルノ必要ヲ認メナインデアリ
マス、諸君、本法案ハ諸君ガ眞ニ衷心ヨリ
考ヘラレルナラバ、洵ニ意義深キ、又深刻
ナル意味ヲ持ツ所ノ重要ナル法案デアリマ
ス、聞ク所ニ依レバ、民政黨ノ諸君ノ中ニモヤ
眞ニ理論的ニ之ニ賛成サレル方ハ少イヤ
ウデアリマス、唯政府ノ天降り案ナル故
ニ、幹部ノ二三人ノ人ノ意見ノ爲ニ政府ニ盲
從シテ、此不備ニシテ曖昧ナル法律ヲ通サ
レルノデアル、諸君ハ大政黨ノ名ニ對シテ、
此不謹慎ナル行爲ヲ恥ヅベキデアル、斯ノ如
キ生温イ法律デハアルガ、民政黨ノ諸君ハ漸
次此法律ヲ改正スベキデアルト言ハル、ケレ
ドモ、凡ツ是マデノ例ニ依リマスト、一度
度出シタ法律ハ簡單ニ變へ得ルモノデハナ
イゾデアル、恰モ燕尾服ヲ著ク今日ノ人ニ、
丁髷ヲ附ケルガ如キ、不體裁ナル法律ヲ一
度出スチラバ、將來永ク之ヲ覆ス立派ナ法
律ガ出來ナイカモ知レナイノデアル、此意味
ニ於テ今日ハ最モ重要ナル時機ニ際會シテ
居ルノデアリマス、諸君、茲ニ民政黨ノ委
員長ニ依シテ、アノ修正案ガ發表サレマシタ
ケレドモ、最後ノ採決ヲスルニハマダ其時
ガアル、諸君ガ今日ニ於テ改心サレルナラ
バ、マダ其誤リヲ直スニ決シテ遲クナイノ
デアル、ドウカ民政黨ノ諸君ハ、斯ノ如キ
政黨政派ニ拘ハルベカラザル重大問題ニ對
シマシテヘ、宜シク衷心ヨリ悔悟サレ
サウシテ吾々ノ修正意見ニ快ク賛成サレ
テ、此誤レル立法ノ迷路ニ入ラレナイヤウ
ニ、引戻スコトニ努メラレンコトヲ切ニ御
願スルノデアリマス（拍手）

農民ノ立場カラ、政府ノ刑事補償法案ニ對シテ絶對反對ノ意思ヲ述ベヨウトシテ居者デアリマス、政府ノ刑事補償法矣茲ニ委員長ノ報告サレマシタ修正案ト云フモノハ、是ハ人權擁護ノ趣旨カラ出テ居ルモノノ擁護ノ假面ヲ被ッテ居ル所ノ一ツノ欺瞞法デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、今日濱口内閣ハ金融資本家ノ利益ヲ擁護シテ、労働者、農民、無產市民ニ有ユル犠牲ヲ負擔トヲ課シテ居ルノデアリマス、其濱口内閣ガ労働者、農民、無產市民、或ハ植民地民衆ト云フガ如キ、被壓迫大衆ノ人權ヲ擁護スルト云フコトハ、吾々ハ毛頭信ズルコトガ出來ナイノデアリマス、ソレデ此刑事補償法ノ要旨ト云フツハ、先刻來他ノ諸君力ラ説明ガアッタ通りニ、冤罪ヲ補償スルモノデアルト言ハレテ居ル、勿論冤罪ヲ補償ト云フコトニ對シテハ、吾々ハ常ニ吾々ノ主張ヲ述べテ來タ、今日ドノ無產政黨ノ綱領政策ヲ御覽ニナッテモ、其點ニ觸レタ項目ガアルノデアリマス、例ヘバ正式ノ裁判ニ依ラザル監禁、逮捕、訊問、處罰ニ對シテ、絕對反對ト云フコトガ當イテアル、又不當檢束、不當勾留トカ、或ハ冤罪トカニ對シテハ國家ノ補償ヲ要求スルト云フ、斯ウ云フ項目ガ掲ゲテアルノデアル、サウ云フ點カラ見レバ、政府ガ出シタ此刑事補償法案ト云フモノハ、一鬼恰モ其要求ニ能ク合致シテ居ルカノヤウニ見エルノデアリマス、併ナガラソレハ單ニ表面ノコトデアル、アル、其中ニ権容レルモノガ少シモナインデアリマス、今日労働者、農民、無產市民ハ、勿論既ニ受ケタ冤罪ニ對シテハ國家ノ補償ヲ要求シテ居ルト云フコトハ言フマデ

要求ンチ居ルノデハナクテ更ニ一步ヲ進メテ、冤罪ヲ造ル手段ヲ絶対ニ禁止セヨト云フ、其要求ヲ持ツテ居ルノデアリマス、冤罪ヲ造ル手段ト云フノハ何デアルカト言ヘバ、今日日本ノ法律ニ禁止サレテアルニモ拘ハラズ、實ハ公然ト行ハレテ居ル所ノ、アノ誘導訊問ト拷問ト云フモノノデアル、即チ冤罪ヲ造ル斯ル手段ヲ、絶対ニ禁止セヨト云フ要求ヲ持ツテ居ルノデアリマス、併ナガラ此刑事補償法案ノ申ニハ、勿論サウ云フ誘導訊問乃至拷問ヲ禁ズル條文ハナイ、尤モ此刑事補償法案ノ性質トシテ、サウ云フ條文ヲ入レルコトガ出来ナイト云フコトハ言ハレマセウガ、ソレナラバ此刑事補償法案ヲ出ス時ニ、ソレニ附加ベテ拷問ト誘導迅問ト云フ、今日最モ無産階級ヲ苦メテ居ル冤罪製造手段ヲ廢止スルコトヲ目的トスル所ノ別ノ法律ト、併セテ此刑事補償法案ヲ出サレタモノナラバ、吾々ハ尙ホソレニ對シテ一顧ヲ拂フ、根據ヲ持ツテ居ルノデアルガ、併ナガラ此刑事補償法案ノ申ニハ、勿論サウ云フ條文ハ插入シテナオ、ノミナラズ政府ハ別ニ拷問ト誘導訊問ヲ禁ズル法律ト云フモノヲ出シテ、吾々ニ示シタノデモナイ、サウ云フ點カラ見テ、吾々ハ此刑事補償法案ト云フモノ、欺瞞性ヲ、先ヅ第一ニ明カニ見ルコトガ出來ルノデアリマス

シ吾々ハ時間ノ關係上悉ク之ヲ言ニテシマ
フコトハ出來ナイ、ダガ其中ノ最モ顯著ナルモノ、最モ目立テ居ルモノ、又最モ重大ナル性質ヲ持テ居ルモノヲ、此處デ一二ヲ指摘シタトイ思フノデアリマス、ソレハ此法案ノ條文ノ第四條ノ第二號ニ、第一ニ吾吾ノ眼ニ見付カルモノガアル、ソレハ「起訴セラレタル行爲ガ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反シ著シク非難スベキモノナルトギ」ト云フ、斯ウ云フ條文デアリマス、此條文ニ對スル私ノ見解ハ、私ハ曾テ委員會ニ於テ之ヲ述べタノデアル、又今日牧野君ガ牧野君等ノ修正案ヲ説明サレタ時ニ、序ニ私ノ意見ニモ一寸觸レラレタノデアリマスガ、尙ホ私ハソレヲモト詳シク此處ニ述べテ見タイト思フノデアリマス

今日労働者、農民ガ、或ハ行政處分ニ於テ、或ハ刑事上ニ處分ニ於テ、何時モ犯罪ニ突落サレテ居ルノハ、法文ノ中ニ公ノ秩序ヲ紊亂スルトカ、或ハ公安ヲ害スルトカ、サウ云フヤウナ文句ガ忍込マサレテ居ルカラデアル、何時モソレニ引掛カッテ、サウシテ様々ナ罪ニ陥レラレテ居ルノデアリマス、公ノ秩序ト云フ言葉ガアル時ニハ、普通ノ常識カラ考へタナラバ、法律上當然ノ文句デアルヤウニ見エルノデアル、併ナガラ此公ノ秩序デアルトカ、或ハ公安トカ、斯ウ云フ文句ガ實際上ニ於テ、労働者、農民ノ上ニ、ドウ云フ風ニ適用サレテ居ルカト云フコトヲ考へテ戴カナケレバナラナイノデアル、是ハ労働者、農民ノ經驗カラ言ハナケレバナラナイ、労働者、農民ハ、嘗テハ此公ノ秩序ト云フモノハ、労働者、農民ノ立場ト一致スルモノト考へタ時代モノダノデアルノデアル、例ヘバ年々コトデアリマスルガ、能ク政府ガ地方長官會議ヲ招集セラレル其時ニハ必ズ内務大臣ノ訓示ト云フモノガアルノデアルガ、其場合ニ内務大臣ハ、殊ニ近年ニ於キマシテハ、労働争議ニ關スル取締方針ト云フモノヲ述べラレル、

サウシテ型デ捺シタヤウニ斯ウ云フコトヲ
言ハレル、政府ハ決シテ労働争議ト云フモ
ノニ對シテ暴壓ヲ加ヘル意思ハナイ、寧ロ
労働争議ノ取締ト云フモノハ、之ヲ寛大ニ
シナケレバナラナイモノデアル、併ナガラ
其労働争議ト云フモノガ公安ヲ害スルヤウ
ナ微候ヲ見セル時ニハ、斷乎トシテ之ヲ取
締ラナケレバナラナイト、斯ウ云フコトヲ
何時モ言ハレル、昨年ノ地方長官會議ノ時
ニモ、安達内相ガ斯ウ云フ意味ノ訓示ヲ與
ヘテ居ラレタノデアリマス、所ガサウ云フ
コトガ新聞ニ載ルト云フト、労働者ハ先ヅ
第一ニ公安ヲ害シナイ限りハ、俺達ノ爭議
ト云フモノハソレ程嚴重ニ取締ラレルノデ
ハナイト考ヘル、労働者ノ頭ノ中ニ、公安
ト云フコトハドウ云フ風ニ響クカト言ヘ
バ、今日日本ノ全人口中ニ於テ最モ多數ヲ
占メテ居ルノハ労働者、農民デアル、サウ
スレバ労働者、農民ノ生活ノ安固ヲ圖ルコ
ト其事ガ、公安ヲ害スルコトニナルモト考ヘテ居ルノデアリマス、所ガ近
年ニ至リテ資本家、地主ハ、労働者、農民ノ
生活ヲ益、猛烈ニ壓迫スルヤウニナッテ來
タ、労働者農民ガ争議ヲ起スノハ、決シテ
好キヤ贅澤デ起シテ居ルノデナクテ、自分
達ノ生活ガトン底ニ突落サレテ、餓死ヲ擇
ブヨリ外ニ道ガナイヤウナ窮境ニ逐ヒヤラ
レタ時ニ、彼等ハ生命ヲ賭シテ争議ヲ起ス
コトニナルノデアリマス、即チ労働者、農
民ガ争議ヲ起スト云フノハ、自己ノ生活ヲ
擁護スル爲デアル、労働者、農民ノ生活ヲ
擁護スルコト程、此公安ヲ擁護スル途ニ適ツ
タモノハナイト、労働者農民ハ考ヘテ居ル
ノデアリマス、所ガ此争議ヲ起スヤウニナ
リマスト云フト、忽チ労働者農民ハ彈壓サ
レル——初カラ彈壓サレル、内務大臣ノア
ノ訓示ヲ讀ンデ居ルト云フト、公安ヲ害シ

ナイ限りハ彈壓シナイト云フカラ、爭議ヲ起シテ自分ノ生活ヲ擁護シテ居テ彈壓サレル氣遣ヒハナイト思^トテ、一タビ争議ヲ始メルト云フト、忽チ手厳シキ彈壓ヲ加ヘルノデアル、ドウ云フ理由テ彈壓ヲ加ヘルノデアルカ、ドウ云フ法律上ノ文句ヲ楯トシテ彈壓ヲ加ヘルノカト言ヘバ、公安ヲ害スル、ソレデヤラレルノデアリマス、而モ公安ヲ害スルト云フノハ、何時モ警察官ノ認定ナルカ云フコトヲ頻ニ言ハレルケレドモ、此警察官ノ意恩ガ絶對デアルト云フコト程専制的ナ思想ハナインデアリマス(拍手)之ニ對シテ民政黨ノ諸君ガ、唯一言モ抗議ヲ言ハレナイ、例へば今朝ノ問題ニ致シマシテモ、無産黨議員ハ主張ト云フモノニ對シテ議長モ、或ハ一昨日ハ安達内相モ、一顧モ拂ハレナクテ、唯官吏ノ報告ノミヲ基礎トシテ、サウシテ此問題ヲ解決サレヨウトシテ居ルノハ、サウ云フ警察官ナリ、其他ノ官吏ノ意恩ト云フモノガ絶對デアルト云フ、其根據ノ上ニ立テ居レバコソナノデアリマスガ、是コソ封建的專制主義思想ノ結晶ナノデアル、民政黨ノ諸君ガ議會中心主義トカ立憲主義トカ言ヒナガラ、今日ノ制度ノ上ニ遺^トテ居ル所ノ斯ル封建主義、專制主義、絶對主義ニ對シテ、一言モ反對ヲ唱ヘヤウトシナインハ、諸君自ラ大衆ノ前ニ恥デナケレバナラナイト云フコトヲ私ハ此處デ宣言スルノデアリマス(拍手)兎モ角此公安ヲ害スルト云フ文句ハ、何時モサウ云フ風ニ解釋サレテ居ルノデアル、サウシテ裁判ノ時ニ於テモ、行政處分ノ時ニ於テモ、何時モサウ云フ風ニ認定サレテ、ソレガ適用サレルノデアル、ソレ故ニ此第4條ノ公ノ秩序ト云フ文句ガアル以上ハ、勞働者、農民ハ、爭議ヲ起スト必ズ引掛けラレル、一タビ引掛けラレルト、必ズ犯罪ニ問ハレテ、將來或ハドウ云フ風ノ吹廻シ

力、免訴トカ、無罪トカノ言渡ヲ受ケテ
モ、決シテ此刑事補償法案ノ中ニ規定サレ
テ居ルヤウナ補償ヲ受ケル機會ト云フモノ
ハ、少シモ持ツニ至ラナイト云フコトヲ、
吾々ハ今カラ斷乎トシテ豫言スルコトガ出
来ルノデアリマス（拍手）
次ニ善良ノ風俗ト云フ點ニ於テモサウデ
アル、一體斯ウ云フ漠然タル言葉、場合場
合ニ依シテハ、ドウ云フ風ニデモ解釋ガ出来
ルヤウナ言葉ヲ法文ノ中ニ忍ビ込マセルト
云フコトハ、是ハヤハリ專制政治ノ遺習デ
アルト云フコトヲ吾々ハ敢テ言フ、即チ專
制政治ノ理想ノ中ニハ、法三章ニシテ民ヲ
治メルト云フコトガアル、法三章ト云フコ
トハ、專制政治ノ思想ヲ代表シテ居ルモノ
デアルガ、此法文ノ中ニ斯ノ如キ公ノ秩序
トカ、或ハ善良ノ風俗ト云フ風ナ曖昧ナ解
釋ノ範圍ノ非常ニ廣汎ナ文句ヲ持テ來タ
ノハ、法三章ト云フ專制政治ノ精神ヲ完全
ニ踏襲シタモノデアリマス、泉二政府委員
ハ、ヤハリ諸君ト同ジヤウニ、吾々ガ此公
ノ秩序ト云フ文句ヲ氣ニスルノハ、僻ミ根
性カラ來テ居ル、階級的ナ僻ミ根性カラ來
テ居ルト云フコトヲ言ハレタノデアリマス
ガ、労働者、農民ガ、今日サウ云フ言葉ガ
諸君ノ口カラ洩レタト云フコトヲ聞ケバ、
恐ラク憤激ノ焰ヲ燃ヤスデアラウ、ソレハ
決シテ僻ミ根性カラ出タモノデハナイ、ソ
レハ労働者、農民ノ生々シイ現實ノ生活經
験カラ出テ來タモノデアリマス、諸君ガソ
レハ労働者、農民ノ僻デアルト云フコトヲ
言ハレル其言葉コソ、諸君ガ「ブルヂヨア」ト
シテ持ツテ居ラレル僻ミ根性カラ出テ來タ
モノデアル、ソレカラ……

リタルトキハ第一條第一項ノ補償ヲ給與セズ」トアル、又其次ニハ本人ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因ル行爲ガ原有罪判決ノ憑據ト爲リタルトキハ、第一條第二項ノ補償ヲシナイト云フコトニナシテ居ルノデアリマスガ、是コソ私ガ初メ言ヒマシタノアノ拷問或ハ誘導訊問ニ關係スル規定ナノデアル、即チ冤罪ヲ作ル手段其モノニ關係スル條文ナノデアリマス、所謂犯罪ノ搜查取調ノ時ニ、様々ナ告白ヲシ、ソレニ依シテ罪ゼラレタ、後ニ無罪ノ言渡或ノ免訴ノ言渡ヲ受ケテモ、ヤハリ其事ハ元々本人ノ故意若クハ過失カラ來行爲ニ依シテ出テ居ルノデアルト云フコトヲ言シテ、補償ヲ受ケル權利ヲスッカリ失シテシマフト云フコトガ考ヘラレル、必ズサウナルニ達ヒナイ、拷問トカ或ハ誘導訊問トカ云フモノガ、封建的遺制デアルト云フコトハ、是ハ諄々シク説明スルマデモナイ、西歐羅巴諸國ニ於テハ、曾テ「ブルデヨア」革命ガ起シタ時ニ、封建的殘存勢力ト、封建的遺制ト云フモノヲ殆ド完全ニ一掃シテシマッタノデ、最早サウ云フモノハ遺テ居ラナイ、其立憲主義ヲ日本ガ採シタナド、斯ウ言シテ居ル、又私ノ聞ク所ニ依レバ、日本ノ新刑事訴訟法ニ於テモ同ジヤウナ主義ヲ採シテ居ル、即チ新刑事訴訟法ニ於テハ、被告ハ檢事ト對等ノ地位ニ置カレテ居ルノデアルテ、サウ云フ所カラ檢事ハ被告ニ對シテ、勿論自白ト云フモノヲ強要スルコトガ出来ナイヨウニナシテ居ルト言ハレテ居ルノデアル、況ヤ自白ヲ強要スルダケデハナクテ、アリモシナイ事實ヲ告白セシムルガ爲ニ、拷問トカ誘導訊問ヲシテハナラナイト云フコトニナシテ居ル、斯ウ云フ風ニ私ハ聞イテ居ルノデアル、又刑法ノ中ニモ第百九十五條ニ、裁判官、檢事、或ハ警察官ガ拷問ヲシテハナラナイト云フ規定ガアルト云フコトハ事實デアル、併ナガラサウ云フ法律上ノ規定ガアルト云フコト、事實上サウ云フ拷問ガ今日行ハレテ居ラナイト云フコト、ハ、

ノ全然別問題デアリマス、ソレハ吾々ノ現状
ノ経験カラ言フコトガ出来ルノデアリ
ス、私ハ茲ニ斯ウ云フ證據品ヲ非常ニ澤山
持テ來タノデアリマス、ダガ時間ノ協定
結果、是ダケノ證據品ヲ一々此處デ讀上ビ
ルコトガ出來ナクナッテシマッタノデアリ
スガ、唯一ツ最近ノ例——私ハ過去ノ古イコ
トハ言ハナイ、濱口内閣ノ下ニ於て行ハレタ
幾多ノ拷問ノ申カラ、生々シ實例ヲ此處
デ少シバカリ披瀝シテ見タイト思フノデアリ
リマス、ソレハ昨年中ニ新潟縣デ行ハレタ官ヨ
大キナ爭議、王番田ノ争議トカ、或ハ大審
原ノ争議、其時ニ如何ナル拷問ガ行ハレタ
カ、吾々ノ友人デアル所ノ上村進ト云フモ
ガ、アノ事件ヲ取扱シテ、サウシテ警察官ヨ
告發シテ居ル、其告發狀ノ中ニモ、例ヘ
斯ウ云フ風ニナッテ居ルノデアリマス「中華
原郡大蒲原村大字青橋、關川寛一」云々、其
ニ於テ起サレタ公務執行妨害傷害等ノ事件
間ヲ受ケタ人々名前方澤山竚ベラレテア
ルノデアリマスガ、ソレハ飛バス、詰リ日
等ノ人々ハ「去ル八月二日夜、大蒲原村青橋
小學校内其他ニ於テ、各其取調警察官タル
警部補及巡查ヨリ暴行ヲ加ヘラレ、甚シキ
日ヨリ六日ニ瓦リ村松警察署ニ呼出サレ
其取調ヲ受クルニ當リ、其取調所タル村松
疑者タルモノヲ殴打暴行シタルモノニシ
テ、刑法第百九十五條ノ罪ニ該當スペク、
之ヲ指揮監督ノ任ニ當リタル署長モ亦同罪
キ警察官ノ態度ハ、其必要ナキニ故意ニ被
ト思料スベキニ付、法ノ威嚴ノ爲ニ御處罰
労働者、農民ヲシテ毛髪ヲ逆立タシムルニ
足ルダケノ暴虐ガ行ハレテ居ルノデアリマ
ス、此事件以外ニモ、吾々ガ調查シタ拷問ノ
實例ハ無限ニアル、是ガ皆證據品デアル、今

日政府ノ人々ハ、吾々ガ拷問或ハ誘導尋問實際ニ行ハレテ居ルト云フ事實ヲ指摘スルト、サウ云フコトハアリマセヌ、取調ベタケレドモサウ云フコトハナイト言テ、何時モ否定セラレルノデアルガ、併ナガラ政府人々ハ、能ク白々シクモ萬人ガ認メテ居ルモノ、實在ノ事實ヲ如何トモスルコトガ出来ナイノデアリマス、ソレニモ拘ラズ政府ノ人々ハ、能ク白々シクモ萬人ガ認メテ居ル、一年二年前ノ事デナクテモ、例へバ一日前ニ其一ツノ實例ガ展開サレテ居ル、新聞記者諸君モソレ以外ノ多クノ實見者モ、實際ノ夢議院ノ通用門ニ於テ、一昨日ノ午後如何ナルコトガ行ハレタカト云フコトヲ皆知テ居ル、十目ノ見ル所十指ノ指ス所ト云フガ、百目ノ見ル所、或ハ二百目ノ見ル所、否ソレ以上ノ人ガ皆アノ警官ノ暴行ノ事實ヲ認メテ居ル、内務大臣或ハ議長ハ、自分ノ言葉デソレヲ否定シヨウトサレテ居ルノデアリマスガ、併ナガラ專制政治家ガドレ程ノ言葉ヲ以テ否定セラレテモ、實際ノ事實ヲ如何トモスルコトガ出來ナイト云フコトヲ吾々ハ言フノデアリマス、ソレデナルノ夢ノ刑事補償法案ノ問題ニ還リマスガ、窪罪ニ對スル補償ト云フコトハ、ソレハ勿論必要デアルガ、併ナガラ窪罪ニ對スル補償ノ規定ハ此處デハ十分デナイ、殊ニ勞働者、農民ニ對シテハ、十分ニ補償ヲ爲シ得ラレルヤウナ、サウ云フ條文ガ挿入サレテ居ラナイガ、更ニモット大切ナコトハ窪罪ヲ補償スルト云フ位ナラバ、窪罪ヲ作ル手段ト云フモノヲ絶滅シナケレバナラナイノデアル、マス、先達テ委員會ノ時ニ私ハ司法大臣ニ此點ヲ尋ネタノデアルガ、其時ニ司法大臣ハトハ、是ハ此法案ノ條文ニ付テモ言ヘルガ、斯ウ言ハレタ、現在ノ日本ノ法律ノ條文ノ中

モノガ澤山アル、齋藤政府委員ハ行政執行法ニ依テ検束セラレル者ハ、検束サレル方ガ惡イノダ、不注意カラダトカ、過失カラダト云フコトヲ言ハレルガ、決シテサウ云フコトハナイ、私自身デモ自分ノ持テ來タ實例ニ依テ、幾ラデモ證明スルコトガ出来ル、例ヘバ一昨年冬デアッタガ、私ハ米子市ニ行テ演説會ヲ開イタノデアリマスガ、其時ニ私ハ演壇ニ立テ「親愛ナル米子ノ市民諸君」ト云フ言葉ヲ發シタ爲ニ、其時ニ警察官ハ公安ヲ害スルト言テ私ヲ檢束シタ、其時ニ檢束サレタ者ガ不注意デアッタカ、或ハ過失ヲ犯シタコト云フコトヲ言ヘルカドウカト云フコトヲ考ヘテ戴キタイノデアルガ、サウ云フコトガ現在濱口内閣ノ專制政治ノ下ニ實際行ハレテ居ルノデアッテ、決シテ檢束サレル者ノ不注意、過失カラ來タモノデナイト云フコトハ誰デモ知ッテ居ル、サウシテ其方面ニ無數ノ被害者ガアル、政府ハ其方面ニ此補償法ヲ適用シヤウト云フ意恩ヲ全然持テ居ラナイ、齋藤政府委員ガ吾々ニ言ツタノハ、例ヘバ違警罪即決例ニ依テ勾留セラレタル者ガ、正式裁判ヲ申立テ、無罪ニナレバ、其者ヲ政府ハ補償スル考ガアルガ、併シ今ヘ補償出來ナイ、將來其問題ヲ考ヘルト言ハレタガ、勞働者、農民ニ取テハ、是コソ眞先ニ考ヘナケレバナラナイ問題デアル、政府ハ將來考ヘルト言ハレルガ、更ニ吾々ガ言ツテ居ルノハ、違警罪即決例ニ依テ勾留サレ、正式裁判ヲ申立テ、無罪ニナッタ者ニ補償ヲシロト云フダケデハナイ、檢束、勾留或ハ拷問ニ依テ精神上、肉體上、物質上ニ損害ヲ與ヘタモノニ對シテ、總テ皆國家ガ補償セヨト云フノデアル、サウ云フ要求ノ貫徹サレナイン限リハ、斯ウ云フ法律ガ百出ヤウガ、千出ヤウガ、萬出ヤウガ、何等勞働者、農民ノ生活ヲ利益スルモノデナイト云フコトヲ、吾々ハ言フノデアリマス

程封建的專制思想ノ虜ニナッテ居ルカト云フ
コトハ、現ニツイ先刻、吾々ニ一ツノ新タ
ナ例ガ示サレタ、即チ今日此演壇デ清瀬君
ガ問題ニサレタ所ノ、アノ最近ノ臺灣ニ於
ケル政治結社ノ禁止ノ事件ガソレデアル、
此刑事補償法ノ中ニ現レテ居ル所ノ專制思
想ト、臺灣ニ於テ、アノ臺灣ノ民衆ガ結成
シタ臺灣民衆黨ト云フモノヲ禁止シタ其精
神トハ二ツノモノデナイ、全然一ツノモノ
デアル、吾々ハ内地ニ於ケル全被壓迫大衆
ノ生活ト自由トノ爲ニ戰フト共ニ、殖民地ニ
於ケル全民衆ノ生活ト自由トノ爲ニ戰ハナ
ケレバナラナイ使命ヲ擔ジテ立テ居ルモノ
デアル、其點カラノ問題ヲ刑事補償法ト
結付ケテ、此處ニ細論シナケレバナラナイ
必要ヲ感ズルノデアルガ、併シ吾々ハ時間
ノ協定ヲモ守ラナケレバナラナイ、故ニ遺
憾ナガラ臺灣民衆黨ノ結社禁止ニ對スル問
題ハ、他ノ機會ニ譲ルコトニ致シマシテ、
刑事補償法ト云フ羊頭狗肉ヲ懸ゲテ無產階
級ノ眼ヲ蔽ハウトシテ居ル所ノ欺瞞法ニ對
シテ、勞働者農民ノ憤激ヲ投付ケテ、私ハ
今降壇スル者デアリマス

○作田高太郎君　直チニ本案ノ第三讀會ヲ
開カレンコトヲ望ミマス

○副議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メ
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長（小山松壽君）　御異議ナシト認メ
マス、仍テ直チニ第三讀會ヲ開キマス

○副議長（小山松壽君）　別ニ御發議モアリマセヌカラ、本案ハ第一讀會決議ノ通り可
決確定致シマシタ（拍手）

森本一雄君ヨリ成規ノ賛成ヲ得テ議事進行ニ關スル緊急動議ガ提出セラレテ居リマス、即チ本日ノ日程ヲ變更シ、一月二十八日提出決議案、救護法實施ノ件ヲ上程シ、其審議ヲ進ムベシトノ動議デアリマス、此際趣旨辯明ヲ許シマス——森本一雄君

○森本一雄君登壇

○森本一雄君　私ハ議事進行ニ關シテ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ本日ノ日程ヲ變更シテ、救護法實施ニ關スル決議案ヲ緊急上程致シ、幸ヒ時間ガ延長サレテ居ルノデアリマスカラ、其審議ヲ進メラレンコトヲ要求スル者デアリマス、一昨十九日ノ議場ニ於キマシテ、我ガ武藤山治氏ヨリ議長ヲ通ジテ救護法實施ニ關スル政府ノ意向ヲ質問ニ對シ、安達内務大臣ハ、救護法ハ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實施スル考ヲ持テ

居ル、サウシテ其財源ハ目下捻出申デアルカラ之ヲ明カニスルコトガ出来ナイ、斯カラ云フヤウナ御答辯ヲ爲サタト新聞ハ傳ヘテ居リマス、政府ハ昭和七年ノ一月カラ救護法ヲ実施スル考ガアルト言ハレルガ、昭和七年ノ一月ハ、是カラ十箇月先デアリマス、何ト云フ怠慢デアルカ、何ト云フ誠意ナキ答辯デアルカ、全ク驚カザルヲ得ナイノデアリマス、更ニ財源ヲ明示スルコトガ出来ナイ、捻出中ダ、斯ウ云フコトデアリマシテハ、若シ其財源ガ捻出セラレナカッタラバ、提案セヌカモ分ラヌト云フコトニナルデハアリマセヌカ、私共ハ斯ウ云フヤウナ曖昧ナ、サウシテ怠慢極マル、政府ノ救護法ニ對スル態度、之ヲ承知致シマシテハ、此決議案ヲ緊急上程シテ、十二時マデモ論議ヲ續ケナケレバナラヌノデアリマス、救護法ノ實施ヲ緊急トスルコトハ、此法律ガ五十六議會ヲ通過シタ當時ニ於ケル、民政黨議員諸君ノ院内ニ於ケル御行動ニ依テ證據立テルコトガ出来ルノデアリマス、御承知ノ如ク此法律ハ第五十六議會ニ貴衆兩院ヲ通ジテ一人ノ反対者モナク、満場一致デ通過シタモノデアリマス、其通狀勢ニ鑑ミテ、最モ緊急ナ法律デアルケンドモ、併ナガラ何時カラ實施スルト云フ期限ヲ明示シテ居ラナイ、實施期ガナイ、左様ナモノニハ賛成スルコトガ出来ヌト云フノガ、民政黨ノ諸君ノ本會議及ビ委員會ヲ通ジテノ御議論デアリマス、其結果遂ニ政友會内閣當局者モ、此道理アル主張ニ服シテ、一時委員會ヲ休憩シテ、サウシテ昭和五年度カラ本法ヲ實施スルト云フコトニ同意ラ表明シタノデアリマス、是ガ附帶條件トナツテ衆議院ヲ通過シタコトハ御承知ノ通リデアリマス、而モ委員會ニ於テ昭和五年度ヨリ實施スベシト云フ條件ノ付イタ時

ニ、民政黨ノ諸君ハ自分達ノ要求ガ通ツタニモ拘ラズ、マダ其賛成ヲ保留セラレタノデアリマス、更ニモウ一度委員會ヲ休憩シテ、

黨議ヲ纏メテ來ルマデ待ツテ貴ヒタイト云フ註文ガアフタ、サウシテ一時間休憩ヲシテ黨議ヲ纏メ、然ル後此案ニ御賛成ニナッタノデアリマス、故ニ昭和五年度カラ救護法ヲ實施スルト云フコトハ、民政黨ノ黨議ニ依テ決定シテ居ルノデアリマス(拍手)此經過ニ照シマスルト、救護法ノ實施ガ如何ニ緊急ナモノデアルカト云フコトハ、天下何人ヨリモ民政黨ノ諸君ガ御承知ノ筈デアリマス、隨テ緊急上程ヲシテ、國家國民ノ爲ニ此案ヲ議スルト云フコトハ、民政黨各位ノ御賛成ヲ得ルト私ハ信ジテ疑ヒマセヌ、幣原首相代理ハ知ラズ、安達、井上兩君ハ民政黨員デアル以上、民政黨ノ公約黨議ヲ実現スルコトハ出來ナイ筈デアル、而モ安達君ハ内務大臣デアリ、井上君ハ太藏大臣デアル、井上君ヘ財源ヲ捻出スレバ宜イ、安達君ハ之ヲ實施スレバ宜イ、二人が其考デサヘアレバ、昭和五年度ノ豫算ニ繰入人レルコトハ決シテ難事デハナカツタ筈デアリマス、然ルニ昭和五年度ニハ之ヲ實行セズ、昭和六年度ノ本豫算ニモ繰入レナイデ、サウシテ今日ニ至ラテ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實施スル目算ダ、但シ財源ハ目下捻出中、斯ウ云フヤウナ無責任極マル答辯ヲ爲サルノハ、井上準之助及ビ安達謙蔵ト云フ二人ノ御方ハ、政治的ニ申セバ其良心ノ存在ヲ自ラ否認シテ居テレルト云フコトニナリマス、救護法ガ今日マデ實施ノ遲レタコトハ、ドウ云フ結果ヲ招來シテ居ルカト云フコトヲ冷静ニ諸君者ヘテ戴キタク、病ンデ藥ヲ攝ルコトモ出來ナイ、飢エテ食ヲ得ルコトモ出來ナイ、貧困、孤獨、不具、廢疾、サウ云フヤウナ原因ノ爲ニ、生キナガラ地獄ノ生活ヲシテ居ル、氣ノ毒ナ多數ノ同胞ヲ、既往昭和五年度ニ之ヲ實行シナカツタ爲ニ、既往一箇年ノ間、之ヲ見殺シニ民政黨ノ内閣ハシ

タノデアル、更ニ昭和七年ノ一月ニ實行ガ

豫算ハ四百万圓ヲ一文モ削ヅテハナラヌノデアリマス、之ヲ主張スルト共ニ、政府ガ

ヲ見殺シニシテ宜イト考ヘテ居ルノデアル、何ト云フ無情冷酷、殘忍刻薄ナヤリ方

ヲ爲サルノデアリマスカ、此ヤリ方ニ憤慨致

シタ、豫テカラ憐レナル人々ノ世話ヲ焼イテ居タ方面委員諸君ガ運動ヲ起シマシテ、其中ノ一人ハ東京テ到頭憤死シタデハナイカ、ノミナラズ遂ニハ畏多クモ

天皇陛下ノ御聖慮ヲ煩シ奉ル上奏トナフタ、何ト云フ畏多イコトデアルカ、院ノ内外ヲ通ジテ、救護法ノ

實施ハ震々タル輿論トナフタ、此輿論ノ聲ニ反対シテ居ルノデナイ……

〔誰モ反対シナイ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○副議長(小山松壽君) 諍辭ニ

○森本一雄君(續) 民政黨方救護法ヲ何時

カラ實施スルカト云フコトニ、今ヤ天下ノ耳目ガ集中シテ居リマス、然ルニ拘ラズ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實行スル、十箇月先

ニ之ヲ實行スル、而モ重ネテ申ス財源ハ捻出申ダト云フ、捻出申ダト云フコトデハ、

耳目ガ集中シテ居リマス、然ルニ拘ラズ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實行スル、十箇月先

ニ之ヲ實行スル、而モ重ネテ申ス財源ハ捻出申ダト云フ、捻出申ダト云フコトデハ、

耳目ガ集中シテ居リマス、然ルニ拘ラズ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實行スル、十箇月先

ニ之ヲ實行スル、而モ重ネテ申ス財源ハ捻出申ダト云フ、捻出申ダト云フコトデハ、

耳目ガ集中シテ居リマス、然ルニ拘ラズ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實行スル、十箇月先

ニ之ヲ實行スル、而モ重ネテ申ス財源ハ捻出申ダト云フ、捻出申ダト云フコトデハ、

耳目ガ集中シテ居リマス、然ルニ拘ラズ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實行スル、十箇月先

ニ之ヲ實行スル、而モ重ネテ申ス財源ハ捻出申ダト云フ、捻出申ダト云フコトデハ、

耳目ガ集中シテ居リマス、然ルニ拘ラズ昭和七年ノ一月カラ之ヲ實行スル、十箇月先

モ昭和六年ノ年度初カラ實行セラレテ、其豫算ハ四百万圓ヲ一文モ削ヅテハナラヌノデアリマス、之ヲ主張スルト共ニ、政府ガ暖昧ナルコトヲ院外ニ宣傳ヲスルコトヲ止メテ、院内ニ於テ明確ニ其態度ヲ公式ニ發表セシメル機會ヲ政府ニ與ヘル譯ニナリマスカラ、民政黨ノ諸君モ願クハ本案ニ御贊成アランコトヲ希望致シマス、動議ハ討論ヲ用ヒズシテ採決セラレルノデアルカラ、

隨テ贊否ノ意見ハ述ベラレヌノダカラ分リマセヌケレドモ、此動議ダケハ御反対ニナル方々ハ、政府ノ昭和七年ノ一月カラ實行スルト云フ、極メテ暖昧ナル答辯ヲ支持スルモノニアツテ、是ハ明カリ救護法ヲ實施其モノニモ反対スルト云フ結果ニナルト云フコトヲ御忘レナク、慎重ナル態度ヲ以テ贊否ヲ決セラレントラ希望致シマス(拍手)

○副議長(小山松壽君) 採決致シマス、森本君ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ望ミマス(賛成者 起立)

○副議長(小山松壽君) 起立少數デアリマス、動議ハ否決セラレマシタ——作田高太郎君

ス場合ニ關スル規定 第十條ノ二 地方長官前條ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テハ開設者ノ意見ヲ聞キ其ノ賣人ノ員數ヲ制限スルコトヲ得

第十條ノ三 地方長官ハ中央卸賣市場ニ於ケル取扱品ノ生產者及荷主ヨリ要求アルトキハ其ノ取扱品ノ共同販賣ヲ許可スヘシ

第十一條中「前條」ヲ「第十條」ニ改ム

〔藤田若水君登壇〕

○藤田若水君 私ノ外四君ト共ニ提案致シタル中央卸賣市場法中改正法律案ニ提案ノ理由ヲ説明致シマス、時間ガ延びマシテ、大變諸君ノ御迷惑ノヤウニ御見受ケ致シマスケレドモ、議員提出ノ議案ハ何時モコトヲ御忘レナク、慎重ナル態度ヲ以テ贊否ヲ決セラレントラ希望致シマス(拍手)

央卸賣市場ノ問題ヲ、殆ド闊却シテ顧ミナ
イヤウニ思ハレマスコトハ遺憾ニ存ジマ
ス、私共ガ此問題ヲ提ゲテ議場ニ立チマシ
タル所以ノモノハ、大正十二年ニ此中央卸
賣市場法ヲ制定セラレマシタル其當時ト、
現在此中央卸賣市場法ヲ實施サレテ居リマ
スル京都市、將ニ實施セントスル大阪、横
濱、更ニ進ンデハ東京市ガ行ハントシテ居
リマスル、其實際ニ於テ、此法案ノ運用ノ
上ニ於テ、全ク生産者ノ希望ヲ裏切ッテ居
ルノデアリマス、六大都市中ノ名古屋市ノ
如キハ、中央卸賣市場法ノ實施ニ反対ヲ致
シマシテ、是ハ害ガアルト云フノデ、現ニ
決議ヲシテ反対ヲ致シテ居ルト云フ實状デ
アリマス、諸君、中央卸賣市場ノ中権機能
タル、卸賣人ヲ中央卸賣市場ニ收容サレル
ニ當リマシテ、在來ノ問屋即チ卸賣人ノ業
務ヲ爲スモノニ單一ノ會社ヲ作ラシ
メテ、其單一ナル卸賣業ヲ爲ス會社ヲ收
容致シマシテ、即チ單一ノ卸賣人ヲ
以テ之ヲ埋メテシマッテ居リマスカラ、
生産者ガ消費都市ニ持テ來テ生産物
ヲ處分致シマスル上ニ於テ、其單一ノ卸賣
人タル會社ノ手ヲ經ナケレバ、消費者ニ之
ヲ配給スルコトガ出來ヌト云フコトスニナ
テシマツテ參ッタノデアリマス、申上ゲマス
ルマデモナク、生産者カラ消費者へ、生産
シタルモノヲ直接ニ配給致シマシテ、始メ
テ消費者タル所ノ多數ノ市民モ、新鮮善良
ス、學者ノ間ニ於キマシテモ、中央卸賣市
場ニ於ケル卸賣人ハ、單數ニスペキカ、複
數ニスペキカト云フコトニ付キマシテハ論

サレテ居ルノデアリマスガ、本法ヲ制定セラレタル時ハ、卸賣人複數制ヲ採用シ居リタルニ拘ラズ、實際ハ法律ヲ制定シタル時ノ希望ヲ裏切テシマッテ居ルノデアリマス、本法制定當時ノ本法審議ノ委員會、即チ貴族院ニ於テ大正十二年三月十二日ノ委員會ニ於キマシテ、委員伊澤多喜男君ノ質問ニ對シテ、政府委員田島勝太郎君ノ答辯ノ一節ヲ茲ニ引用致シテ置キタイノデアリマス、「一地區ニ對シテ其市場ノ營業者ガ單數デアルカ複數デアルカト云フコトニ付テモ農商務省ニ於キマシテハ餘程昔カラ論議サレテ居ルノデアリマス、殊ニ魚市場ト云モノノ以前其要項ガ調査委員會ニ付議セラレマシタ際ニモ、其議論ガ非常ニ暗シカッタノデアリマス、ソレデ結局研究ノ結果、營業者ハ一營業者主義ヲ取ルト云フコトハ、非常ニ荷物ヲ集メル上ニ困ル、ソレデ數營業デナケレバナラヌ、數營業者主義デナケレバナラヌト云フヤウナコトニ、略議論ガ一致致シテ、其數營業主義ヲ條文ノ上ニ書クノガ良カバタカモ知レマセヌガ、第十條ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル者ハ中央卸賣市場ニ於テ卸賣ノ業務ヲ爲スコトヲ得ト云フ規定ニ依リマシテ、其數營業主義デアルコトガ明ニ條文ノ上ニ現ハル、ノデアルト云フコトヲ認メテ宜シイ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ第十條ガ出來タ、ソレデ一寸表面カラ申シマスト、先刻來ノ答辯ガ十分ニ現レテ居ナイヤウニ見エマスケレドモ、大體第一條ト第十條ト綜合致シマスレバ、其趣旨ハ明ニナル積リデゴザイマス」斯様ニ中央市場法ヲ制定致シマシタ當時ニハ、政府ハ此卸賣人ノ問題ニ付テハ複數制度ヲ取テ法律ヲ立テタノデアリマス、然ルニ實際ニ於キマシテハ、單數ノ制度ヲ取テ居リマス爲ニ、現ニ京都ノ如キモノハ弊害百出デアリマス（簡單々々ト呼フ）簡單ト云フ

聲ヲ聞キマスケレドモ、生産者ノ實際ノ立場カラ言^テ、農民ノ實際ノ立場カラ言^テ、其生産物ノ處分ヲ致シマスル上ニ於テ非常ニ不利不便ナコトニナツテ居リ、單一ノ卸賣人ニ依リテ亂暴ナル取扱ヲ受ケテ居ルモノハナインデアリマスルガ故ニ、此弊害ヲ直ス爲ニ私ハ本案ヲ提出シテ、議場ニ訴ヘル必要ヲ痛感シテ居ルノデアリマス、暫時御幸棒ヲ頼ヒマス

諸君、中央卸賣市場法ハ、都市ノ消費者ト、都市外ノ生産者ノ利益ヲ擁護スル目的ノ爲ニ制定セラレタル所ノ法律デアリマスルニ拘ラズ、生産者消費者ノ中間ニ介在スル所ノ卸賣人、其内容ハ在來ノ問屋ガ集シテ自己ノ營業權ヲ評價シテ、所謂權利株ニ依シテ作^タ所ノ單一ノ法人會社、即チ法人問屋ト云フモノ、利益ヲ擁護シテ、生産者ノ利益ヲ躊躇シ、隨テ又消費者タル市民ガ高價ナルモノヲ配給セラレナケレバナラヌト云フ、誠ニ迷惑千萬ナル結果ヲ招來シテ居ルノデアリマス、衆議院ニ於キマシテ此法案ヲ審議シタル委員會ニ於アルト、斯様ニ明言ヲ致シテ居ルノデアリマス、然ルニ實際ニ於テハ生産者ノ市場進タル作間耕逸君ノ質問ニ對シマシテ、生産者ノ市場進出、即チ共同販賣ヲ許ス方針デキマシテ、鶴見政府委員ハ當時ノ特別委員会招來シテ居ルノデアリマス、衆議院ニ於タル市長作間耕逸君ノ質問ニ對シマシテ、生産者ノ左様ナ途ヲ開ケテナインデアリマス、モ、左様ナ途ヲ開ケテナインデアリマス、アルト、斯様ナ次第デアリマスル上ニ、元來此法律ノ出來マシタ時分ハ歐洲大戰ノ後、好況時代ノ惰力ヲ受ケテ居^タ時デアリマスカラ、或ハ買占賣惜ト云フヤウナ弊害ヲ制スル必需要モア^タノデアリマシタケレドモ、諸君御承知ノ如ク、農村ノ現狀ガ極端ニ疲弊困窮、或ハ買占賣惜ト云フヤウナ弊害ヲ制スル必需要モア^タノデアリマスケンテ、價格ガ生産原價ヲ償フ能ハザルヤウナ狀態ニ造成シテ居ルノデアリマス、サウ云フ事情ニナツテ

居ルニ拘ラズ、本法實施ノ結果ハ單ニ生産者荷主ヲシテ販賣ノ自由ヲ剥夺シ、拘束シタニ止マテ居ルノデアリマス、消費者モ利スル所ガナケレバ、生産者モ頗る迷惑ナ狀態ニ置カレ居リマス、何ト申シマシテモ生產品ノ價格カ生産原價ヲ割ルヤウナ不況ナル現時ニ於キマシテハ、販賣方法ノ改善ハ生産者ノ死命ヲ制スル所ノ眞ニ重大ナル問題デアリマス、此問題ヲ解決スル爲ニハ中央市場ニ對シマシテ、生産者自ラ進出シテ自己ノ責任ヲ以テ、自己ノ信賴スル使用人ヲ以テ、自ラ其生產品ヲ消費者ニ配給スルト云フ所ノ方法ヲ許スヨリ外ニ、適當ナル途ヘナイト信ズルノデアリマス、故ニ私ハ此中央卸賣市場法中ノ條文ヲ改正致シマシテ、生産者荷主ガ共同販賣ヲ爲スコトヲ要求致シタ時ハ、之レガ許可セラル、ヤウニ本法規ヲ改正シテ、サウシテ只今申述ベタル如ク、立法當時ノ精神ヲ無視シテ、開設者が獨占横暴ノ弊ヲ制セントスルノガ、本法改正ノ眞目的デアリマス、生産者ノ利益ヲ擁護スル、生産者ノ利益ヲ擁護スルコトハ直チニ以テ消費者全體ヲ利スル所以デアリマス、斯様ナ趣旨ニ依リマシテ此法案ヲ提出致シタノデアリマス、提案ノ理由ヲ盡シマセヌガ、極ク大體ヲ申上ダマシテ他ハ總て委員會ニ譲リマス、何卒御賛成ヲ希望致シマス（拍手）

○副議長（小山松壽君） 本案ニ質疑ハアリマセヌ

○作田高太郎君 本案ハ議長指名九名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○副議長（小山松壽君） 作田君ノ動機ニ御異議アリマセヌカ

○副議長（小山松壽君） 「異議ナシ」「異議ナシ」と呼フ者アリ

○副議長（小山松壽君） 御異議ナイト認メ

本鑛業權者ヲ保護致シ、國家ト致シマシテ
ハ鑛業ヲ助長スルノ急務ヲ認メテ居ラタノ
デアリマス、其結果關係市町村、或ハ其住
民ノ利害ヲ輕視スルノ傾向ガアツノデア
リマス、爾來是等鑛業地ハ其鑛業ニ起因ス
ル所ノ土地ノ陥落、或ハ用水ノ缺乏、飲料
水ノ潤渴、鑛毒ノ損害、民情ノ破壊、其他
間接ノ被害ヲ受ケテ居ルニモ拘ラズ、其解
決ニ方リマシテ頗ル困難ヲ感じテ居ル現狀
デアリマス、特ニ此鑛業稅ニ關スル規定ト
云フモノハ、總テ鑛業法中ニアルノデアリ
マスルガ故ニ、他ノ諸稅法ハ時勢ニ變遷ニ
從ヒマシテ稅率ノ増加、其他必要ナル改正
ガ行ハレテ居ルニモ拘ラズ、此法律ノ稅率
及ビ規定ハ三十年間依然トシテ今日ニ及シ
デ居ルノデアリマス、今現行鑛業法ニ依ル規
定ノ概要ヲ摘ンデ申述ベマスルト云フト、其
第八十二條ニ依リマスレバ、鑛業權者ニハ其
鑛業ニ付テ營業稅及ビ營業收益稅ヲ賦課シ
得ナインゾアリマス、而シテ鑛業ニ關スル國
稅ハ、僅少ノ試掘稅、採掘稅ノ外ニ、年額國
僅ニ三百十七萬餘圓ノ鑛產稅、即チ鑛業法
第八十五條ニ依リマシテ鑛產物價格ノ百分
ノ一ガ賦課スルコトヲ許サレテ居ルニ過ギ
ヌノデアリマス、又地方稅ニ付キマシテモ
其第八十八條ニ依リマシテ、北海道、府縣
及ビ市町村ハ、鑛產稅ニ對シテハ百分ノ二
十、試掘稅ニ對シテハ百分ノ三、ソレカラ
採掘稅ニハ百分ノ七以内ノ課稅シカ出來ナ
イノデアリマス、更ニ北海道或ハ府縣、市
町村ハ鑛業ニ對シマシテ、又ハ坑夫、鑛產
物、鑛區若クハ鑛業用ノ工作物器具機械等
ヲ標準トシテハ課稅スルコトガ出來ナイノ
デアリマス、又鑛業ニ關スル家屋稅ト云フ
モノハ、市町村ニ賦課スルコトハ許サレテ
居ラナイノデアリマス、更ニ昭和二年所得
稅法ノ改正ニ依リマシテ、鑛業所得ニ對シ
モ、所得稅ノ附加稅ハ賦課スルコトガ出來

家ガ國稅ニ付テノミナラズ、更ニ地方稅ニ付テモ鑛業權者ノ保護ノ爲ニ、周到ナル制限ヲ爲シタルカラ窺知スルコトガ出來ルノデアリマス
是等ノ事情ハ直チニ關係市町村ノ公課公租ニ關係致シマシテ、其收入ハ人口戸數ノ増加ニ依ツテ却テ減少スルノ傾ガアルノデアリマス、此關係ヲ多クノ人ハ全國ノ一局部デナイカト申セラマスルガ、非常ニ是ハ間違テ居ルノデアリマシテ、其關係ハ一道一府四十餘縣ニ亘ラテ居ルノデアリマス……
〔簡単々々「其他發言スル者多シ」〕
○副議長(小山松壽君) 静肅ニ願ヒマス
○大里廣次郎君(續) 例ヘバ北海道、岩手、秋田、福島、茨城、栃木、新潟、静岡、石川、兵庫、岡山、愛媛、香川、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、沖繩、斯様ニ關係ガアルノデアリマス、〔簡単々々〕委員會デヤレ「其他發言スル者多シ」
今時間ヲ省略致シマスル爲ニ極ク簡単ニ申シマスレバ、鑛業權者ハ鑛業用地トシテ、其他大ナル耕地ヲ買收シテ之ヲ不毛地ナラシメル結果、其不毛地ニ對シテノ課稅ガ出来ナクナルノデアリマス、又農產物ノ減收ニ依リマシテ住民ノ被害ガ甚シイノデアリマスカラ、其結果課稅ノ上ニ少カラズ損害ヲ來スノデアリマス、又鑛業權者ノ多クハ都會地ニ住居シテ居リマス、例ヘバ三井、三菱、古河、住友ノ如キハ、悉ク都會地ニ居ル、其爲ニ市町村ニ於テハ課稅ガ出來ナイノデアリマス、ソレカラ電柱稅ニ對シマシテモ……
〔議長、定數ガアリマスカ〕其他發言スル者多シ
○副議長(小山松壽君) 暫ク靜肅ニ願ヒマス

マスガ、鑛業用ノ電柱ニハ鑛業法ノ規定ニ依テ課稅方禁止セラレテ居ルノデアリマス、ソレカラ近頃世間ノ一般ノ不況カラ、鑛業權者ハ各、其鑛業地ニ購買組合ヲ設ケテ、漸次規模ヲ擴大シ、物品ノ種類ヲ増加スル爲メ、從前ヨリ所謂賣場ト稱スル小商工業者ハ、殆ド其營業權ヲ奪ハレ、生活上ノ危厄ニ遭ヒ、其反面ニハ市町村ノ財源ニ大ナル影響ヲ及ボシテ居ル實情デアリマス(定足數ヲ缺イテ居ルト呼フ者アリ)、簡單ニヤリマス——福岡縣嘉穂郡穗波村ト北海道ノタク張ニ付キマシテハ、其詳シキ統計ガアルノデアリマスケレドモ、是ハ時間ヲ尊重致シマシテ、議長ノ御許シヲ得マシテ速記錄ニ挿入スルコトニ致シマシテ省キマス

○大里廣次郎君(續) モウ直グ濟ミマス——要スルニ現在全國四十二道府縣ニ於ケル市町村ハ、其經濟狀態ニ於キマシテ斯ノ如キ塗炭ノ苦ミニアルノデアリマスカラ、國家ニ對シマシテ數年來是ガ救濟ヲ仰グベク熱望シテ居ルノハ當然デアリマス(定足數ヲ缺イテ居ル)其他發言スル者多シ今假ニ鑛產稅總額三百十六萬餘圓ヲ全部關係市町村ニ委讓シテ戴イテモ、採炭地ノ被ムル負擔金ノ九割ヲ補充スルニ過ギナイノデアリマスカラ、今其半額百六十餘萬圓ヲ此法律ノ改正ニ依リマシテ關係市町村ニ助成交付セラル、コトハ、當然ノ歸結デアリマス、斯ノ如クシテ茲ニ初メテ是等市町村ノ財政經濟ハ緩和セラレマシテ、自治體ノ體面ヲ維持シ、更ニ鑛業權者ノ融和ヲ圖リ、以テ眞ニ共存共榮ノ實ヲ擧ゲ、我國產業ノ發展ヲ見ルコトヲ得、初メテ圓滿幸福ナル自治體ノ發達ヲ圖ルコトヲ得ルト思フノデアリマス、而シテ此法律改正ノ主要點ハ、鑛產稅ノ半額ダケヲ關係地方ニ委讓交付シテ、其市町村ノ財政ヲ救助スルノデアリマシテ、是方實施ハ我國現在ノ財政經濟ノ狀態ヲ考慮シマシテ、最モ近キ將來ニ於テ勅令ヲ以テ實行セラル、モノト固ク信ジテ居ルノデアリマス、固ヨリ此點ニ付テハ現政府トノ間ニ十分ナル諒解ヲ得テ居ルノデアリマス

